

江津市景観計画

Landscape Planning of Gotsu City

豊かな自然と歴史に育まれた
江津市らしい誇りと愛着のあふれる景観まちづくり



江津市

目次

序章 景観計画とは	1
1 本市における景観の捉え方.....	2
2 景観計画とは.....	3
3 上位・関連計画における景観計画の位置づけ.....	5
4 計画期間と見直し.....	5
5 景観計画の構成.....	6
第1章 景観特性と課題	7
1 本市の概要.....	8
2 本市の代表的な景観.....	9
3 景観特性と課題.....	13
3-1 自然の景観.....	13
3-2 歴史と文化の景観.....	14
3-3 生活と営みの景観.....	15
第2章 景観計画の区域と方針	16
1 景観計画区域の設定.....	17
2 良好な景観形成に関する方針.....	18
第3章 地域別の景観まちづくり基本方針	24
1 地域別の景観まちづくり基本方針.....	25
1-1 江津中央地域の景観まちづくり基本方針.....	26
1-2 江津東地域の景観まちづくり基本方針.....	32
1-3 江津西地域の景観まちづくり基本方針.....	38
1-4 江津南地域の景観まちづくり基本方針.....	44
1-5 松平地域の景観まちづくり基本方針.....	50
1-6 桜江地域の景観まちづくり基本方針.....	56
2 重点地区の基本方針.....	62
2-1 江の川地区の基本方針【自然の景観づくり】.....	63
2-2 江津本町地区の基本方針【歴史と文化の景観まちづくり】.....	67
2-3 シビックセンターゾーン地区の基本方針 【生活と営み（新しい街）の景観まちづくり】.....	69
3 重点候補地区の基本方針.....	71
3-1 有福温泉地区の基本方針【歴史と文化（温泉街）の景観まちづくり】.....	72
3-2 江津駅周辺地区の基本方針【生活と営み（市の玄関）の景観まちづくり】.....	74
4 赤瓦景観保全地区の基本方針.....	76

第4章 良好な景観形成に向けた取組	82
1 良好な景観形成のための届出.....	84
1-1 大規模行為の届出対象.....	85
1-2 重点地区の届出対象.....	86
2 良好な景観形成のための基準.....	87
2-1 一般地域の景観形成基準.....	88
2-2 重点地区の景観形成基準.....	90
2-3 重点候補地区の景観形成基準.....	95
2-4 赤瓦景観保全地区の景観形成基準.....	99
3 赤瓦住宅計画指針.....	101
4 公共建築物の整備に関する指針.....	103
5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	104
6 景観重要公共施設の整備に関する方針.....	106
7 屋外広告物の景観形成に関する方針.....	108
8 景観農業振興地域整備計画策定に関する方針.....	108
第5章 景観まちづくりの推進	110
1 景観まちづくりの主体と役割.....	112
2 良好な景観の保全・創造.....	114
3 景観まちづくりの推進体制の構築.....	118
4 景観まちづくりに関する意識向上.....	119
5 景観まちづくりの推進スケジュール.....	120
資料編	資料編-1
1 景観計画策定の経緯.....	資料編-2
2 用語解説.....	資料編-9

表紙は、「赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクール」受賞作品より引用しています。

序章 景観計画とは

1. 本市における景観の捉え方

江津市（以下「本市」という。）には、中国地方最大の河川で「中国太郎」とも呼ばれている江の川の流れ、中国山地から続く山々、白砂青松の海岸線と大島や大崎鼻などの豊かな自然景観があります。これらの景観は、古来より万葉集に歌われ、人々に愛されてきました。本市には、江の川の舟運しゅううんと北前船きたまえぶねの海運の拠点「江津湊」として栄えた歴史があり、神社仏閣をはじめ、史跡、名勝など歴史や文化を感じさせる景観があります。豊かな自然の中に抱かれた石州赤瓦の家並みせきしゅう、神楽や田植え囃子、ホーランエーホーランエー（宝来栄：山辺神宮の江津祇園大祭）などの祭り、江津のシンボルとなっている高い煙突やシビックセンターゾーンなどの生活と営みの景観があり、いつまでも私たちの心に残る美しい「景観」が、市内の様々な所にあります。

「景観」は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、私たちの五感を通して感じることを指します。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しい景観は、地域のかげがえのない財産となっています。

江津市景観計画（以下「景観計画」、又は「(本)計画」という。）では、本市の景観を地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史と文化の景観」及び人々の暮らしとともに育まれてきた「生活と営みの景観」の3つの視点から捉え、「ふるさと江津の景観」の全体像を捉えます。



本市の景観を捉える3つの視点

2. 景観計画とは

[景観計画策定の背景と目的]

近年の美しい街なみなどの個性的な景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成 17 年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である景観法が施行されました。

この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、地域の特性に応じた「景観計画」や「景観条例」を定めることで、歴史的な景観の保全や、建築物・屋外広告物の規制など、きめ細やかな施策への取組が可能となりました。

景観法の5つの理念（要約）

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として、整備保全を図る。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などの調和により形成されるもので、適正な制限のもとに整備保全を図る。
- 景観形成は、画一的な整備を行うものではなく、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図る。
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要で、住民、事業者、行政が一体的に取り組む。
- 景観形成は、保全のみならず、新たな創出を含む。

本市は、中国山地から連なる山々、名勝千丈溪、江の川流域の「自然の景観」、本町の街なみ、神社仏閣、史跡などの「歴史と文化の景観」、商業地の賑わい、工業地、落ち着いた住宅地、石州赤瓦の街なみなどの「生活と営みの景観」、本市固有の「ふるさと江津の景観」を有しています。

本市は、こうした景観を景観法による制度を有効に活用しつつ、市民・事業者・行政の協働により守り・育て・創造していくことを目的に、平成 23 年6月に景観法に定める「景観行政団体」となり、「江津市景観計画」を策定することとしました。

■景観計画策定の目的

ふるさと江津の景観まちづくりを推進していくための指針を定めるものです。

■景観条例制定の目的

ふるさと江津の景観まちづくりを推進していくための最低限のルールを定めるものです。

本市の「景観」を守り育て、次世代に引き継いでいくことは、市全体のイメージを向上させることになり、「まちづくり」の重要な要素の一つであると考えます。

本計画では、「市民、事業者、行政の協働による良好な景観づくり」を「まちづくり」として取り組んでいくことを意図して、「景観まちづくり」という言葉を使用します。

【江津市景観計画の役割】

本計画は、ふるさと江津の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、市民・事業者・行政の協働により、本市固有の景観を守り・育て・創造していくために、次の3つの役割を担います。

また、市民みんなで取り組む景観まちづくりを通じて、活力に満ちたまちづくりの展開へ繋げていくことを目標とします。

【江津市景観計画が担う3つの役割】

■本市が有する景観特性の明確化

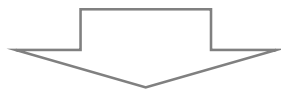
美しい景観を守り・育て・創造していくためには、まず、本市が有する様々な景観を把握・共有することが重要です。市全域や地域の視点、また、市民が親しみ大切に感じている視点から、本市の景観特性を明確に示すことで、未来へ繋ぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

■景観まちづくりの推進

本計画は、これまでの本市における景観に関する取組を充実・強化するとともに、「第5次江津市総合振興計画」、「江津市都市計画マスタープラン」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取組を示すものです。これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

■市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

総合的な景観まちづくりの推進のためには、市民・事業者・行政が目標を共有化し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。このため、本計画は市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。



■景観まちづくりの将来像

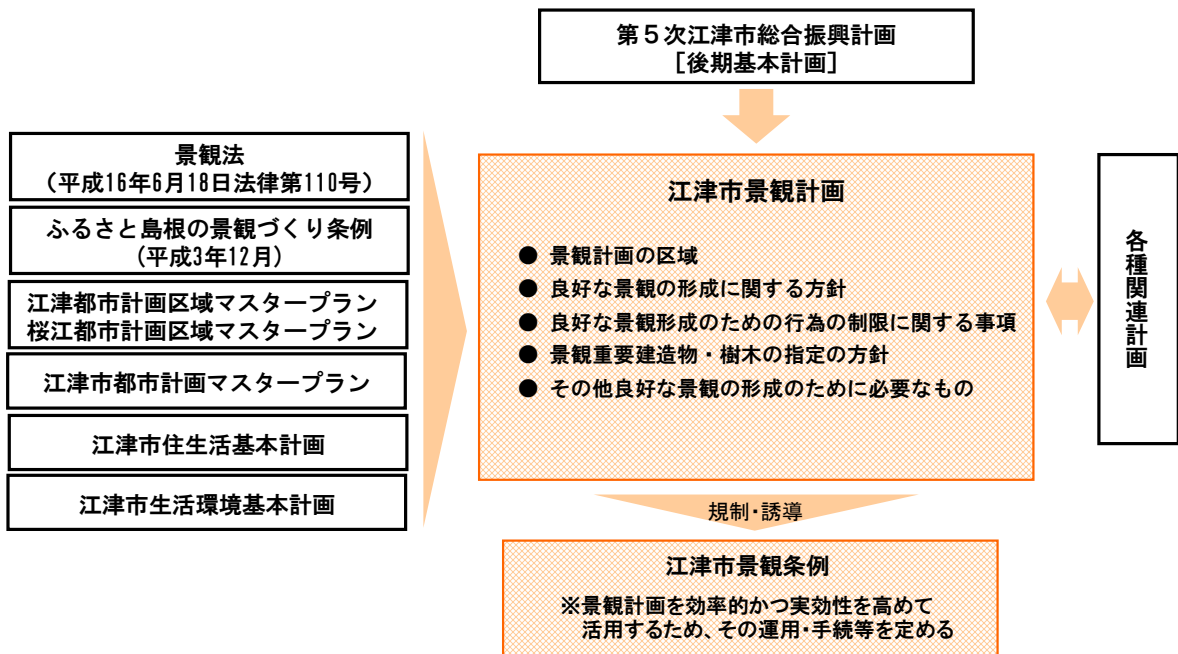
市民の皆さんが、日常の風景の価値に気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高めるとともに、地域に対する愛着と誇りを醸成し、活力に満ちたまちづくりの展開に繋げていきます。

3. 上位・関連計画における景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第 8 条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたっては、市の政策を展望しつつ、「第 5 次江津市総合振興計画〔後期基本計画〕」や「江津市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画と調整を図っています。

つぎに、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



江津市景観計画の位置づけ(上位・関連計画を含めた計画体系)

4. 計画期間と見直し

本計画の計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの概ね 10 年間とします。

なお、「江津市総合振興計画」や「江津市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画の見直し、地域活動や景観調査の反映、重点地区や赤瓦景観保全地区の指定などに応じて、実情に即した計画内容の見直しを行います。

5. 景観計画の構成

本計画は、以下の構成としてとりまとめています。

序章 景観計画とは

景観の捉え方、景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第1章 景観特性と課題

1. 本市の概要を示しています。
2. 本市の代表的な景観を示しています。
3. 本市全域における景観特性と課題を示しています。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の対象とする区域を示しています。
2. 良好な景観形成に関する基本目標、基本方針を示しています。

第3章 地域別の景観まちづくり基本方針

6つの地域、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区の景観まちづくりの基本方針を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた取組

1. 建築物等の届出が必要な行為を示しています。
2. 建築物等の景観形成基準を示しています。
3. 一般住宅を建てる際の指針を示しています。
4. 公共建築物を建てる際の指針を示しています。
5. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示しています。
6. 景観重要公共施設の整備に関する方針を示しています。
7. 屋外広告物の景観形成の方針を示しています。
8. 農地の景観形成に向けた景観農業振興地域整備計画の方針を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに向けた市民・事業者・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進方策を示しています。

第1章 景観特性と課題

1. 本市の概要

本市は、島根県の中央部よりやや西寄りに位置し、東に大田市、川本町、南に邑南町、西は浜田市に接しています。中国地方最大の河川「江の川」を中心に、北に日本海、南に中国山地が続いています。江の川は市の中心を流れ、河口部には本市の中心部となる市街地が広がっています。本市の総面積は268.51k㎡で、島根県の総面積の約4.0%を占め、大半が山林で、都市的土地利用は沿岸部に集中し、農地は江の川沿いや谷筋に広がっています。

人口は25,750人、11,789世帯（平成24年7月）で、島根県の総人口（平成22年）の約3.6%にあたります。人口の減少率（平成17年～平成22年）は△7.5%で、県平均の△3.3%を上回り、65歳以上の割合は33.2%で高齢者の比率が高まっています。

産業は、市域から良質な粘土資源が産出されることから、古くより瓦製造を中心とする窯業等が主要産業となっています。

気象は平均気温15℃と温暖で、年間降水量1,500mm前後で積雪はほとんどなく温和な気候です。

「江の川」「島ノ星山※」「千丈溪」「角の浦」「黒松海岸」「菰沢池」などの自然景観資源、また、鎮守の森となっている多嶋神社、福田八幡宮、岩滝寺、高倉山八幡宮等の原生林に近い照葉樹林があるなど、自然豊かな地です。

江の川河口付近に広がる工場群を新江川橋から見る「煙突のある景観」は、工都江津のシンボルとして市民に親しまれています。

JR 江津駅周辺やシビックセンターゾーンは、市の中心市街地として市民交流の拠点、玄関となる都市景観の形成が期待されます。

しまね海洋館アクアス、有福温泉、今井美術館、風の国、水の国といった拠点となる観光施設や、石見神楽、大元神楽、柿本人麻呂ゆかりの万葉の歌碑といった伝統・文化、日本海、江の川、千丈溪といった自然景観、江の川祭やピクニックラン桜江といった祭りやイベント等、数多くの景観資源があり、自然や風土、歴史と文化など、地域の個性や特徴のある資源が本市の景観を形成しています。



島ノ星山からの江の川河口の眺望

※「島ノ星山」：別名「島の星山、高角山、星高山」、本計画では、江津市管内図（平成19年国土地理院承認縮尺1:25,000）表記を使用

2. 本市の代表的な景観

(1) 江の川と山々の景観

本市の中央を流れる「江の川」は、中国山地の西部に水源を発し、中国山地を貫流して日本海に注ぐ総延長約 194km の中国地方最大の河川で「中国太郎」の異名をもっています。古来より、山陰と山陽を結ぶ大動脈として、文化・経済・人の交流を促してきました。

流域の小盆地や谷底平野には水田が広がり、交通の要衝に当たる地域を中心として、古くからまちが形成されてきました。流域に暮らす人々は、昔から江の川において様々な漁業を営み、アユの習性を生かした地域ごとに多様な漁法が見られ、各地域の保存会又は漁業組合によって継承されています。

水害防止を祈願して行われる桜江町の川戸水神祭をはじめ、無病息災・航海安全のために4年に1度の船神事として行われる江津町の「ホーランエー（山辺神宮江津祇園大祭礼）」など、川と人、海と人との密接な関係を示す伝統行事が継承され、重要な観光資源となっています。

河口付近では、川幅が広がり緩やかに海へ流れ、島ノ星山などの山並みは、江の川と一体となり秀逸な景勝地として特徴的な景観を形成しています。

河口を中心に繰り上げられる夏祭り「江の川祭」は、石見神楽の大蛇^{おろち}をもした「おろちボートレース」が開催され、夜には、川面を流れる灯籠流しと夜空に咲く花火は江津らしい情緒をかもし出します。朝日を受けた川面から、刻々と変化する川面そして夕日、春の桜、秋の紅葉、冬の雪景色と四季折々の川の豊かな景観を見ることができます。

江の川は古来より、人々とともに自然、風土、歴史、文化、経済を支え続けてきた、本市の特徴的な景観資源です。



江の川(桜江大橋下流)



江の川祭(花火)



ホーランエー

(2) 柿本人麻呂と依羅娘ゆかりの景観

万葉歌人で有名な柿本人麻呂ゆかりの地として知られる本市には、柿本人麻呂の歌碑、妻の依羅娘よさみのおとめの出生伝説、万葉の古道をはじめ数多くの史跡や歌われた風景があります。

柿本人麻呂は西暦 700 年代の始めに、石見の国の国司として赴任したとされ、「石見相聞歌」と呼ばれる作品群が万葉集の中に残されています。この石見相聞歌には、江津周辺の地名が歌枕とされています。その中には、角の浦つの、辛の崎から、高角山たかつのやま（島ノ星山）、屋上の山（室神山）などがあり、古来より親しまれてきた貴重な自然景観となっています。

現在、本市内には、柿本人麻呂ゆかりの地 5 か所に万葉の歌碑が建立されており、万葉の歌碑めぐりを目的とした来訪者があるほど、万葉の歴史と文化、風景は、本市の地域資源として重要な役割を果たしています。

また、山陰道石見 6 駅いかみ こうさい こうとう つち たくの はね（伊甘ー江西ー江東ー樟道ー託農ー波祢）をたどる都への道を「万葉の古道」とし、柿本人麻呂が歩いたとされる道筋を想像豊かに散策する楽しみ方も江津ならではのものです。

柿本人麻呂が生きた約 1300 年前と変わらぬ風景は、歴史と文化を背景に形成されている本市の個性豊かで特徴ある代表的な景観です。



白砂の海岸線「角の浦」



屋上の山(室神山)



辛の崎の歌碑



高角山(島ノ星山)



高角山公園(柿本人麻呂の像)



万葉の古道

※「辛の崎から」は、本計画では「辛の崎」としています。

(3) 石州赤瓦の景観

石州瓦は、元和 5 年（1619 年）浜田城と城下町造りのため、奈良から招きよせた瓦師によって造られたのが始まりとされています。現在に継承される石州赤瓦は、江戸時代後期、石見焼のマル物師たちの手によって造られたのがルーツとされ、法正寺（黒松）には文政 4 年（1821 年）の刻銘のある石州赤瓦が残されています。

本市には、都野津層と呼ばれる良質の粘土が産出されます。この粘土と出雲で産出される来待石を砕いて釉薬とし、1,300 度という高温で焼くため、凍て（凍りつく冬の寒さ）と塩害に強く、丈夫で割れにくい瓦が石州赤瓦です。来待釉は、熔融温度の幅が広く、低温では黒色に近く、高温になるにつれて赤く発色します。登り窯で焼かれていた赤瓦（古来待）は、色むらがあり、味わいのある屋根景観となっています。現在は、量産化に対応するため来待釉を使わずトンネル窯で焼いた赤瓦（新赤瓦）、古来待の色合いを復活させた赤瓦（新来待）などが一般的に使われています。

山の緑や海の青、川の青に映える石州赤瓦の景観は、本市の代表的な景観となっています。石州赤瓦の景観が見られる街なみを次に示します。

- ・江津本町は、江の川の舟運と北前船の寄港地として栄え、明治時代に建てられた旧江津郵便局などの歴史的な建築物と赤瓦の家並みが多く残る街なみは、本市を代表する赤瓦の景観を見事に構成しています。
- ・渡津は、江の川舟運と北前船とを結ぶ物流の拠点として栄え、新江川橋や江の川土手からは赤瓦の家並みが広がる落ち着いた街なみ景観を形成しています。
- ・浅利は、旧山陰道の宿場町として栄え、現在、山陰街道に点在する赤瓦の集落群の一つとして、国道 9 号沿いに残る神社仏閣、民家に往時の景観を残しています。
- ・黒松は、赤瓦以外を見かける事のない漁村集落で、小さな道の両側に続く住居の屋根と神社仏閣などが一体となって、典型的な日本海の漁村風景を形成しています。
- ・波積は、江戸時代には天領の地として重要な拠点で、街道沿いの集落で、大きな伽藍のある寺や大正・昭和初期の近代建築が残されています。
- ・都治は、早くから交通の要地として集落が形成され、街道集落と農村集落の双方の面影をそのまま残し、小規模ながらも赤瓦の景観を現代に継承しています。
- ・都野津は、良質の陶土に恵まれ、石州赤瓦の故郷として古くから生産工場が集積し、赤瓦のある暮らしの風情を昔のままに伝え、濃淡の異なる赤瓦が広がる街なみが趣のある景観を形成しています。
- ・波子は、はんだの積み出し港として栄え、赤瓦が多く残る昔ながらのたたずまいがある一方、近代的な建物「しまね海洋館アクアス」があり、古さと新しさが程良く調和する景観を形成しています。

- ・跡市は、広島・浜田三次・跡市の3往還道の接点として栄え、跡市小学校、赤瓦の家並みが道路に沿って続いています。
- ・桜江は、陰陽を結ぶ交通の重要な拠点として栄え、江の川沿いに集落が点在し、かつて江の川舟運の集積地として賑わった川越地区には、赤瓦の街なみが残されています。

このように、かつて物流拠点や交通の要衝となった町などには、今もなお、良好な赤瓦景観を残す集落が多く存在しています。本市は、赤瓦の景観を財産として継承し、地域活性化の資源として活かすため、昭和58年HOPE計画「地域住宅計画」を策定し、赤瓦を利用した公共建築を進めてきました。現在では、地域のシンボリックな赤瓦を使用した公共建築物が数多く見られます。

一方、民間の住宅では「石州赤瓦利用促進補助制度」により石州赤瓦の家並み景観の保全と創出が図られ、江津らしい景観が守られています。また、歴史資源を活かしたまちづくり活動や地域の良好な景観を守り育てるため、地域と行政が一体となり「景観形成住民協定」に積極的に取り組んでいます。

このように、石州赤瓦の伝統的な街なみ景観がまとまりとして、今なお多く存在し、石州赤瓦の歴史とそれによって営まれてきた生活や住文化が「石州赤瓦の景観」をつくりだしています。



石州赤瓦の景観(跡市)



法正寺古瓦 文政4年(1821)刻銘(黒松)



石州赤瓦の景観(波子)



石州赤瓦の景観(浅利)



石州赤瓦を使用した校舎(江津中学校)

3. 景観特性と課題

本市の景観を「自然の景観」、「歴史と文化の景観」、「生活と営みの景観」から捉えます。

3-1. 自然の景観

●中国山地から連なる山々と溪流の景観

- ・中国山地から連なる山々は稜線をなし、市街地から望むことができる緑のスクリーンとなっています。
- ・豊かな森林から流れ出る湧水は溪流となって山々を削り、千丈溪など緑と水が織りなす美しい景観となっています。

●江の川の景観

- ・中国山地から流れ出す溪流を集めて流れる江の川は、上流から中流、下流、そして河口へと連なり、ゆったりとした流れは山並みや橋、市街地の景観を川面に映しています。

●長い白砂の浜と大崎鼻の磯浜

- ・白砂の長い砂浜は大崎鼻などの磯浜、大島や十島などとともに変化に富んだ美しい海岸線となっています。

●季節や時刻に表情を変える自然の景観

- ・四季それぞれの自然景観、時刻や日差しにより多様に表情を変える自然景観がみられます。



千丈溪



江の川



白砂の砂浜と大崎鼻の磯浜

【課題】

- 山の緑と溪流、河川の景観を守ることが必要です。
- 本市の中央を流れる江の川は、治水を図りつつ、自然環境の保全、緑化と親水性の向上、清掃活動等を通じて、市民生活に潤いをもたらす自然景観の美しさを感じられるようにすることが必要です。
- 主要幹線道路や鉄道からは、本市の豊かな自然景観を楽しむことができます。主要な自然景観の眺望地からの眺望を確保するために、建造物などにより眺望を妨げられることのないようにすることが必要です。
- 市街地から望まれる山の稜線上に鉄塔などが建てられ、山並みの景観が壊されることの無いような取組が必要です。
- 風力発電施設の新たな設置については周辺景観との調和を考慮するなど、十分な検討が必要で

3-2. 歴史と文化の景観

●江津本町の歴史を感じる景観

- ・江津本町は、江の川の舟運と北前船の寄港地として栄えた歴史を物語る多くの建造物が集積した地区です。江戸期から昭和初期にかけて栄えた当時の商家や土蔵、神社仏閣、明治・大正期の郵便局や役場など、数多くの歴史的建造物が多く残され、歴史的な景観を形成しています。

●神社仏閣の景観

- ・地域で大切にされてきた寺院や神社、鎮守の森、道祖神など長い歴史を映し出す歴史文化の景観資源が随所にあります。

●まつりや伝統文化の景観

- ・山辺神宮の江津祇園大祭「ホーランエー」は江戸時代から始まり、神輿を乗せた御座舟ごさぶねをかいそろえせん櫂揃船が引いて、河口の「幸島さん」の間を漕ぎ下り、漕ぎ上がる祭事です。
- ・国の重要無形民俗文化財に指定されている大元神楽は、古くから島根県の西部に広くあった大元信仰に由来するもので石見神楽の原型とされています。一種の農耕神的なものとして村々に祀られる集落の神「大元神」を祀って行う式年神楽で、ゆったりとした六調子で舞います。
- ・石見神楽は、石見地方に古くから伝わる民俗芸能です。石見人の気質にあった『勇壮で華麗な舞』として現在に引き継がれ、秋祭りの時期には、神社の境内にある神楽殿で夜を徹して舞われる奉納神楽は、地域の歴史と文化を象徴しています。



江津本町の街なみ



寄江神社



ホーランエー

【課題】

- 江津本町は、歴史的建造物を保全するとともに歴史的な街なみを活かした景観形成が必要です。
- 伝統的な赤瓦建造物や神社仏閣など、地域の重要な景観資源を発掘し、本市固有の景観資源としてこれらを守り育てる取組が必要です。
- 地域に残された歴史的景観の価値を見直し、それらの保存と活用を考えていくことが必要です。
- 大元神楽や石見神楽などの伝統文化の継承の取組が必要です。

3-3. 生活と営みの景観

●石州赤瓦の景観

- ・石州赤瓦は本市の景観の特徴となり、市内に広く見ることができます。その中でも特に石州赤瓦が多く連続した家並み、街なみを形成している地区、周囲の自然に石州赤瓦が映えている地区があります。

●落ち着いた住宅地の景観

- ・区画整理された都野津や大規模な宅地開発が行われた地区では、道路や公園が計画的に整備され、緑の多い落ち着いた住宅地の景観が形成されています。

●活力あふれる工場の景観

- ・臨海部には大規模な工場が立地し、生産の場として活力あふれる工場地の景観を形成しています。

●緑豊かな農村景観

- ・江の川や支流の八戸川、都治川流域には、広い農地が広がり、山地部には棚田が点在し、緑豊かな農村景観を見せています。

●新たなまちづくりによる景観の創造

- ・シビックセンターゾーンでは、石州赤瓦を活用するなど景観形成に配慮した新たなまちづくりが進められています。



石州赤瓦の景観(江津本町)



農村の景観(桜江町)



新たなまちづくりによる景観の創造
(シビックセンターゾーン地区)

【課題】

- 建物の更新に際して赤瓦から黒瓦に替わり、あるいは、太陽光発電パネルの設置により地域で育まれてきた赤瓦景観が失われることのないように、赤瓦景観を守る継続的な取組が必要です。
- 人が住まなくなると崩れかけた家屋や廃業した店舗は、街なみ景観を阻害しています。
- 緑の山並みの中に岩肌をさらす採石場跡地などの緑の復元が必要です。
- 良好な住宅地の景観を守り育てるため、住民によるルールづくり（景観形成住民協定等）が進められています。さらに多くの地区でのルールづくりが必要です。
- 緑豊かな農村景観は、過疎化と高齢化により耕作放棄地が増加し、里山景観の喪失が懸念されます。
- 新たなまちづくりにあたっては、建造物の景観形成に関するルール化等により、まち全体が調和のとれた景観を形成していくように誘導していくことが必要です。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画区域の設定

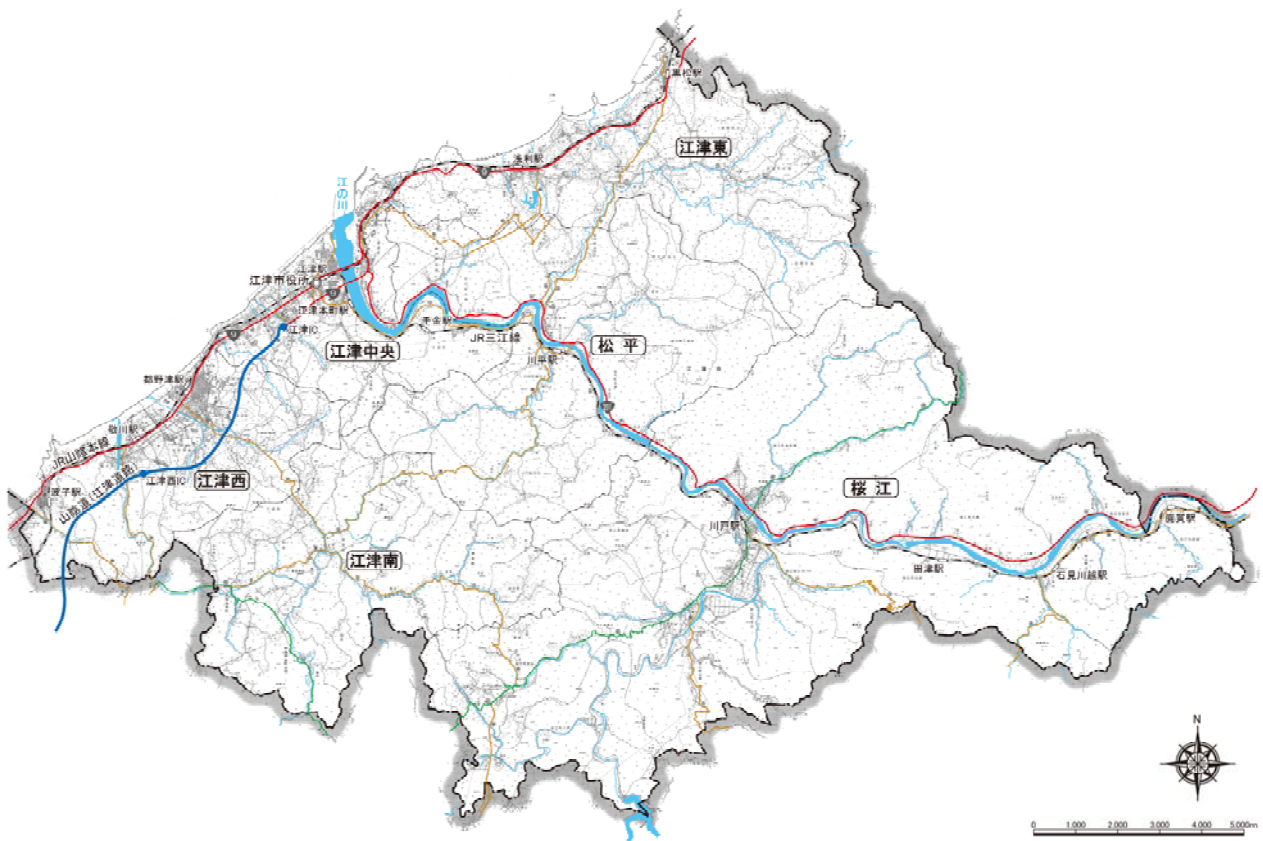
[景観計画区域]

市全域の良好な景観形成をめざすことから、景観計画区域を市全域とします。

景観計画の対象範囲となる景観計画区域は、都市計画区域に限らず、景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができます。

人々の生活とともに育まれてきた「自然の景観」「歴史と文化の景観」「生活と営みの景観」などの個性ある景観資源が市全域にわたって分布し、また、その保全・形成上の課題も市全域に及んでいます。

そのため、景観法の各種の制度を活用した景観まちづくりを、全市的に進めていくために、市全域を景観計画区域として定めます。

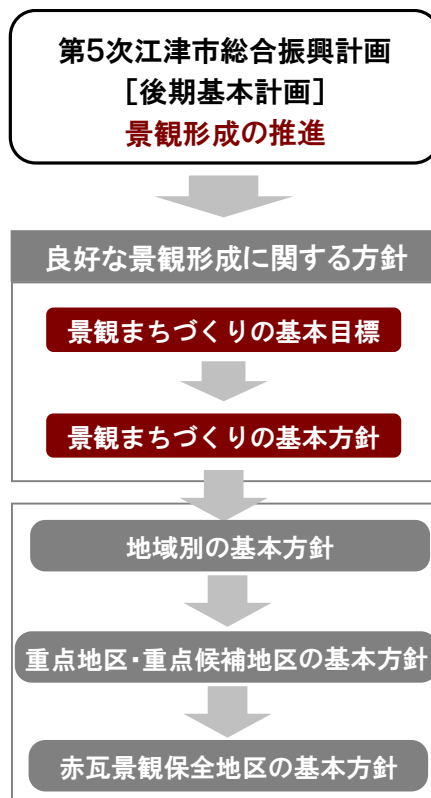


景観計画区域(市全域)

2. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針の設定にあたっては、上位・関連計画となる「第5次江津市総合振興計画 [後期基本計画]」における「景観形成の推進」を継承・発展させ、本市の良好な景観の形成に関する方針として、「景観まちづくりの基本目標」と「景観まちづくりの基本方針」を定めます。

次に、地域での実情や特性に応じた景観形成を推進していくために、江津中央、江津東、江津西、江津南、松平、桜江の6つの地域別景観まちづくりの基本方針、重点的に景観形成を図る地区の基本方針、赤瓦景観を保全する地区の基本方針へと展開します。



(1) 景観まちづくりの基本目標

豊かな自然と歴史に育まれた江津市らしい誇りと愛着のあふれる景観まちづくり

この基本目標の下に、本市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を守り育て、「安全で快適な生活環境づくり」を進め、ふるさと江津の景観まちづくりを進めます。

また、市民が誇りと愛着を感じ、来訪者の心に残る景観まちづくりを進めるために、市民・事業者・行政が協働で本市の美しい景観を未来につないでいく取組を展開します。

(2) 景観まちづくりの基本方針（市全域）

景観まちづくりの基本目標を踏まえ、景観まちづくりの基本方針を、以下のように定めます。

方針1 豊かな郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

中国山地から続く山々、中国地方一の大河「中国太郎」江の川、白砂青松の海岸線など、本市には豊かな自然があります。柿本人麻呂は万葉集の中に、高角山、角の浦、屋上の山、辛の崎などの豊かな自然を歌っています。こうした自然景観は、市民や来訪者に安らぎと生活に潤いを与えるとともに、市街地の景観の背景として重要な役割を担っています。

豊かな自然景観に囲まれた「ふるさと江津の景観まちづくり」に向け、本市の景観や生活の基盤となっている自然景観の保全と再生を図り、自然と生活、生産とが調和の取れた景観まちづくりを進めます。

方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史と文化の景観まちづくり

江の川の舟運と北前船の寄港地として栄えた江津本町の街なみ、地域で大切にされてきた神社仏閣、鎮守の森、国指定重要無形民俗文化財「大元神楽」、石見神楽、ホーランエー（江津祇園大祭）、大島神社例大祭、花田植え、川戸水神祭などの祭事や民俗芸能は、本市で育まれてきた歴史や文化を伝える重要な資源です。

本市が誇るこれらの歴史的、文化的資源を守り育て、地域の歴史、文化を未来へつないでいく「ふるさと江津の景観まちづくり」を進めます。

方針3 街なみを整え・創る 生活と営みの景観まちづくり

シビックセンターゾーンや江津駅周辺では新しいまちづくりが進められ、臨海部の大規模な煙突は本市のシンボルとなっています。

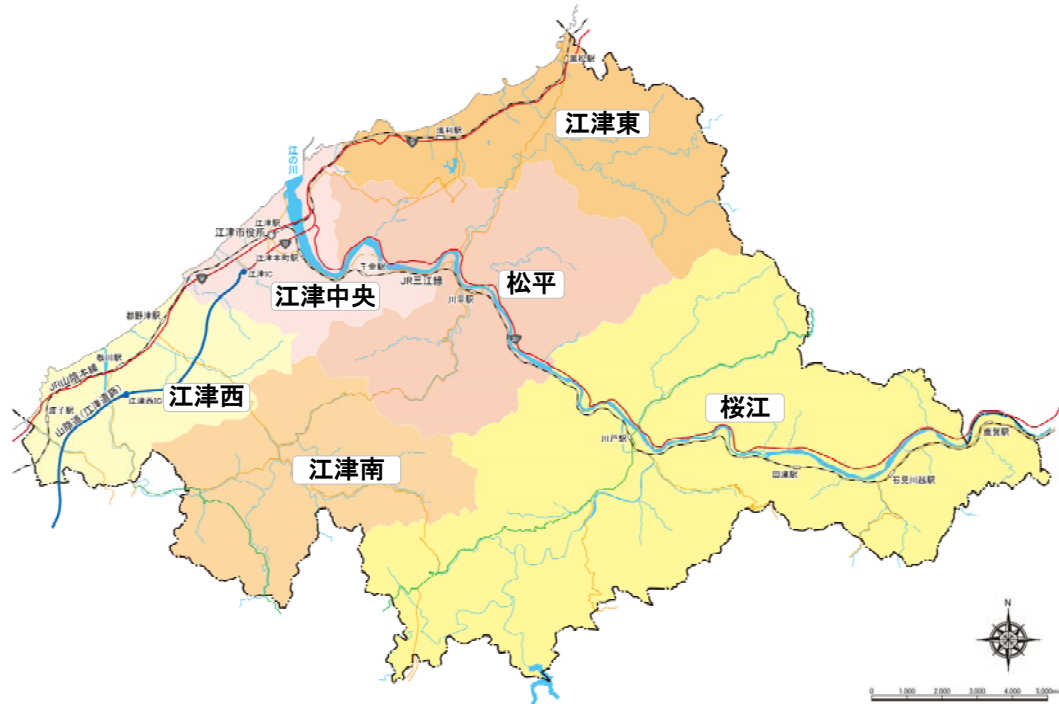
また、石州赤瓦の生産地として赤瓦のある街なみ景観は本市景観の特徴となり、市街地をはじめ農山漁村に広く見られる景観となっています。

こうした日常の生活空間において、市民一人ひとりが誇りと愛着を感じる「ふるさと江津の景観まちづくり」に向け、生活や生産の場、交流の場として、活力ある市街地の景観と心安らぐ里の景観を整え、創り出す景観まちづくりを進めます。

(3) 地域別の景観まちづくりの基本方針の考え方

市全域の景観まちづくりの基本目標、基本方針を踏まえ、地域の景観特性と課題から、地域別の景観まちづくりの基本方針を第3章に示します。

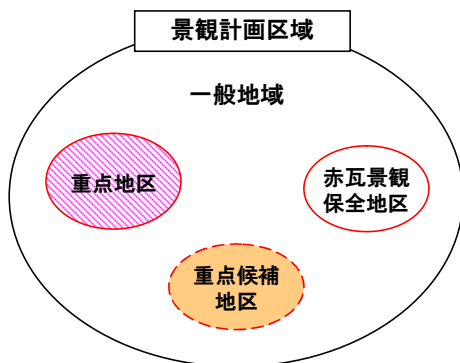
ここで地域区分は、自然景観、歴史と文化の景観、生活と営みの景観を基本に、地域コミュニティ、景観施策を推進するための行政単位を基本に、江津中央地域、江津東地域、江津西地域、江津南地域、松平地域、桜江地域の6地域とします。



地域区分図

■一般地域、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区について

市全域を対象とする景観計画区域は、一般地域と重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区に分かれます。



一般地域、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区の届出対象と景観形成基準の比較表

	届出対象	景観形成基準
一般地域	大規模行為の届出対象	一般地域の景観形成基準
重点地区	重点地区の届出対象	重点地区の景観形成基準
重点候補地区	大規模行為の届出対象	重点候補地区の景観形成基準
赤瓦景観保全地区	届出対象	赤瓦景観保全地区の景観形成基準

(4) 重点地区の基本方針の考え方

景観まちづくりの基本方針（市全域）を目に見えるように実現し、景観まちづくりのモデルとなって、本市の景観形成を実現化していくために、重点地区を定め景観形成を進めます。

重点地区の要件

- 地域を代表する良好な景観や眺望を有し、その保全の必要性が高い地区
- 大規模な開発計画等により、先導的に良好な景観を創造していく地区

重点地区（自然の景観）	： 江の川地区（自然の景観づくり）
重点地区（歴史と文化の景観）	： 江津本町地区（歴史と文化の景観まちづくり）
重点地区（生活と営みの景観）	： シビックセンターゾーン地区（新しい街の景観まちづくり）

■届出が必要な行為：第4章に示す重点地区の届出対象行為について届出が必要です。

■景観形成基準：第4章に示す各重点地区の景観形成基準となります。

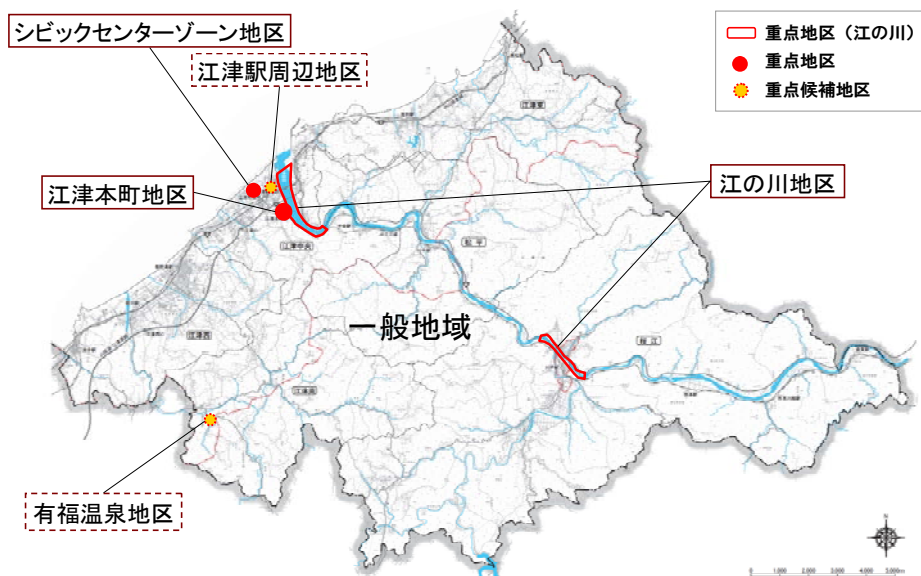
(5) 重点候補地区の基本方針の考え方

本計画では、重点候補地区を定め、重点地区と同様に「基本方針」「景観形成基準」を示しています。今後、地域住民との協働により、より詳細な届出対象行為、景観形成基準を策定していく地区とします。

重点候補地区（歴史と文化の景観）	： 有福温泉地区（温泉情緒のあふれる景観まちづくり）
重点候補地区（生活と営みの景観）	： 江津駅周辺地区（市の玄関となる景観まちづくり）

■届出が必要な行為：第4章に示す大規模行為について届出が必要です。

■景観形成基準：第4章に示す各重点候補地区の景観形成基準となります。



重点地区と重点候補地区の位置図

(6) 赤瓦景観保全地区の基本方針の考え方

赤瓦景観がよく保たれている地区を赤瓦景観保全地区候補とし、広く内外に紹介するとともに、住民が優れた赤瓦景観を誇りと感じ、守り育て次世代へ継承していく啓発活動を進めていきます。そして、住民協定の締結を進め、赤瓦景観の保全を図ります。

赤瓦景観保全地区の要件

○概ね 50 戸以上の赤瓦屋根が連なり、全体として赤瓦景観が保たれている地区で、赤瓦景観保全に関する住民協定が結ばれている地区

赤瓦景観保全地区は、50 戸以上の赤瓦屋根が連なり、赤瓦景観が保たれている以下の 23 箇所を候補地とし、今後、住民協定締結を図り、本市の景観特徴である赤瓦景観の保全と形成を図ります。

■届出が必要な行為：第 4 章に示す大規模行為について届出が必要です。

■景観形成基準：第 4 章に示す赤瓦景観保全地区の景観形成基準となります。



赤瓦景観保全地区位置図

(7) 景観まちづくりの基本目標、基本方針の体系

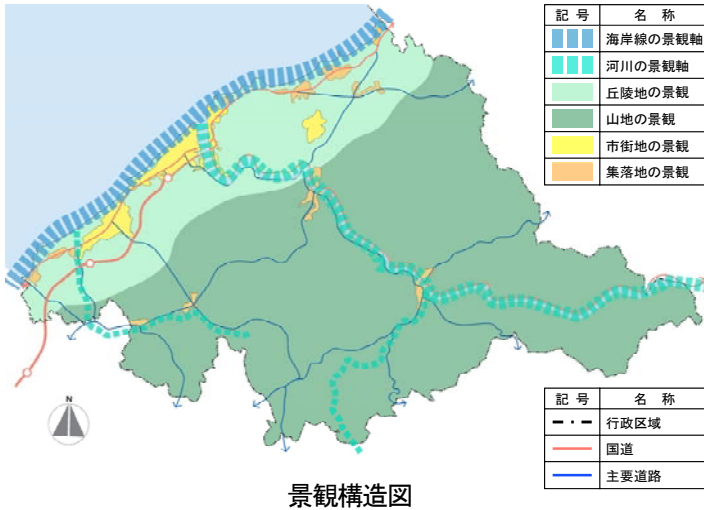
景観まちづくりの基本目標、基本方針を体系的にまとめると次のようになります。



第3章 地域別の景観まちづくり 基本方針

1. 地域別の景観まちづくり基本方針

地域別の景観まちづくりを展開するために、地域区分の考え方をここで示します。



【景観構造】

本市の景観は、日本海に沿って波子から黒松に続く海岸の景観軸、本市中央を流れる江の川等の河川の景観軸を骨格として、海岸平野の市街地や集落地の景観、市街地背後の室神山、島ノ星山、高野山に続く丘陵地の景観、そこから一步入った、山間の集落地や農地等を包む山地の景観で大きく構成されています。

【地域区分】

生活圏から自治会活動などコミュニティの単位として町、大字があり、地域の歴史や文化、神社仏閣も基本的には町、大字を単位とする生活圏の中にあります。

地域の歴史的過程と文化的な繋がりを踏まえ、地域的な景観特性、景観施策を進めていく地域コミュニティの観点から、市域を6つの地域（旧中学校区）に捉えています。



江津中央	江津町、嘉久志町、渡津町、和木町、金田町、島の星町
江津東	浅利町、後地町、波積町、都治町、黒松町
江津西	二宮町、都野津町、波子町、敬川町
江津南	有福温泉町、跡市町、千田町、清見町、井沢町
松平	松川町、川平町
桜江	桜江町谷住郷、桜江町川戸、桜江町市山、桜江町長谷、桜江町川越

舟運と北前舟で栄えた景観の継承と本市の新たな景観を先導する

江津中央地域の景観まちづくり



1-1. 江津中央地域の景観まちづくり基本方針

この地域は、本市の中心部をなし、江津駅と国道9号沿道を中心に広がる市街地に市役所やシビックセンター等の公共施設の景観、商業施設と住宅地、工場等の生活と営みの多様な景観が見られます。また、江の川と島ノ星山の自然の景観、江津本町をはじめ、歴史や風土によって築かれ育まれてきた良好な赤瓦の街なみがあります。

地域内小中学校の校歌には、「ゆたかに広い江川、そそりたつほしたか山、島の星、石見潟、朝輝う星高、夕日映ろう江の川」などが郷土の風景として歌われています。

また、この地域は万葉歌人で有名な柿本人麻呂ゆかりの地として、「石見のや ^{たかつのやま} 高角山の ^こ 木の ^ま 際より」、「石見の海 ^つ 角の浦廻を」と歌われています。古来より親しまれた風景は、地域の特徴的な景観として受け継がれています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・市街地や集落地からは、山並み、江の川、海浜を眺望でき、豊かな自然景観と市街地の景観が一体となっています。
- ・江の川の流れは、市街地の背景となる島ノ星山から大野山に続く緑の稜線と周囲の緑が一体となって、雄大な水辺の空間を形成しています。また、角の浦として万葉に歌われた海岸線は、海岸浸食対策工と松枯れにより消波ブロックが目立つ人工海岸となっています。緑の保全や河川、海岸の自然景観の保全が必要です。



江の川と島ノ星山



和木海岸

【歴史と文化の景観】

- ・江津本町は、古くから江の川の舟運と日本海の手運の要衝として栄え、地域の歴史を継承する赤瓦の建築物が数多く残された歴史的な街なみを形成しています。空き家等や各種様式の住宅の増加により歴史的な雰囲気が失われることが懸念されます。
- ・新たな市街地が形成されつつある当地域では、埋もれつつある地域の歴史と文化の景観を大切に守っていくとともに、次世代に伝えていく必要があります。



江津本町の街なみ

【生活と営みの景観】

- ・シビックセンターゾーン、江津駅周辺は、本市の玄関として都市空間の形成が進められています。本市らしさを醸し出す石州赤瓦を活かした景観を創っていく必要があります。
- ・江の川河口付近には、大規模な工場群が本市特有の景観を形成しています。大規模な工場群は夜間景観も含め、本市のシンボルとなっています。
- ・江津中央公園は森林の中にあって、星ノ山と日本海を望む眺望地となっています。公園をはじめ、市街地の緑化活動を通じて市民が花と緑に親しみ、身近な景観づくりへの関心を高める必要があります。
- ・江の川祭やホーランエーなど、江の川と市街地を舞台とする祭りやイベントが行われていますが、少子高齢化を踏まえ、担い手の育成が必要です。



シビックセンターゾーンの景観



江の川河口の工場群



江の川祭 灯ろう流し 江の川祭 花火

- ・江津本町、和木、長田、塩田は、歴史や風土によって育まれてきた赤瓦景観を形成しています。ソーラーパネルや太陽熱温水器、他の屋根素材によって特有の景観が損なわれることのないように赤瓦景観を保全することが必要です。

江津中央地域の 景観資源図



凡 例		土地利用(面的な景観)		景観資源	
鉄道		自然の景観	森林	自然の景観	主な山・峠
山陰道			農地		主要な河川・水路
国道			水辺		山の景観資源
県道		街の景観	中心市街地	歴史・文化の景観	海・川の景観資源
市境			住宅地		代表的な歴史・文化的景観資源
地域界			工業地		街の景観資源
都市計画区域				生活・生産の景観	赤瓦の街なみ
国道番号					住民協定地区
主要地方道					里の景観資源
一般県道					視点場

は、地区が重なる場合に区分するために使っています。

○江津中央地域の景観資源

景観の要素		景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	島ノ星山（別名：高角山、星高山）、大野山、江の川、江西駅（人丸渡し）、久保川のクロガネモチ ^e 、日本海、角の浦、真島
歴史と文化の景観		旧江津町役場本庁舎 ^c 、旧江津郵便局 ^c 、藤田家住宅 ^c 、藤田佳宏家住宅 ^c 、山藤家住宅 ^c 、花田医院 ^c 、二楽閣跡、亀山城跡、土床坂（領界標柱 ^e ）、山辺神宮、雪舟庭園（小川庭園） ^d 、人丸神社、岩根神社、大年神社
民俗芸能		石見神楽（嘉戸神楽社中、嘉久志公民館神楽子ども会）
生活と営みの景観	街の景観	江津市役所、シビックセンターゾーン、江津市総合市民センター（ミルキーウェイホール）、星高山イルミネーション、江津駅、江津港、江の川河口の工場群
	道路の景観 [*]	山陰道（江津道路）、江津IC、国道9号、国道261号 一般県道112号三次江津線、一般県道238号江津港線、一般県道302号浅利渡津線、一般県道330号江津インター線、市道高丸線、新江川橋
	公園の景観	江津中央公園、丸子山公園、高角山公園、新開公園、いちご山児童公園
	祭りの景観	江の川祭、ホーランエー（宝来栄、山辺神宮江津祇園大祭礼）、江津市椿まつり（椿の里）、地場産業祭（江津地場産センター）、本町ふらり、江津秋祭り、駅前手つなぎ市
	赤瓦景観	街なみ 江津本町、塩田、長田、和木 建物 江津中学校、江津中央団地、めぐみ保育所、江津西浄化センター、バスベイ、江津地場産センター、渡津交流館
里の景観		椿の里、千金の農村景観
主な視点場		島ノ星山（高角山、星高山）からの眺望、亀山城跡からの眺望、新江川橋
主な眺望道路		市道島ノ星線、市道高丸線（島ノ星山を眺望）

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

郷田小学校	ゆたかに広い <u>江川の川風清く</u> さわやかな 南の空に <u>そそりたつ ほしたか山</u> を あおぎつつ はるかに青い <u>海しずか</u> <u>しおかせそよぐ</u> この園に
高角小学校	<u>山紫に水清く</u> 都濃の浦曲の うら安く 東に高き <u>島の星</u> 西には広き <u>石見湯</u> <u>紅葉の秋や 花の春</u>
渡津小学校	白波寄せる <u>海原に</u> 朝輝う <u>星高の</u> 夕日映ろう <u>江の川</u> 真澄の水を 心とし
江津中学校	嵐に耐うる浜松は <u>江の流れの豊かさよ</u>
江津工業高校	旭光燦たる <u>星高山</u> 角の浦回に心身練りて <u>夜昼注ぐ江の川</u>
江津高校	朝雲匂う <u>星高の</u> 豊かに広い <u>江川の</u> <u>石見の海の潮風に</u>
江津智翠館高校	清流走る <u>江の川</u> 荒波よせる <u>日本海</u> 松風かなでる <u>山の脈</u>

かきのもとひとまる よさみのおとめ
○柿本人麻呂と依羅娘の万葉の歌と景観

人丸神社の歌碑 (高角山の景観)	「石見のや <u>高角山の</u> 木の際より 我が振る袖を <u>妹みつらむか</u> 」 (万葉集第2巻132) 意識：石見の国の高角山の木の際から、私の振る袖を妻は見てくれたであろうか。
人麻呂と依羅娘の銅像と記念碑	「な思ひと 君は 言へども 逢はむ時 何時と知りてか わが戀ひざらむ」(万葉集第2巻140) 意識：(依羅娘)物思いをするなどあなたは いわれるけれど、今度逢うのを何時と知って、恋わずにいられるのだろうか。(中西進著作集19「万葉集」より引用) 「いや高に <u>山も越え来ぬ</u> 夏草の 思ひ萎えて 偲ふらむ 妹が門見む 靡けこの山」(万葉集第2巻131) 意識：(柿本人麻呂)ますます高く山も越えて来たことだ。夏草のように、恋しさにしなえては私のことを思っているだろう妻の家の門を、ああ私は見たい。靡け、この山々よ。(中西進著作集19「万葉集」より引用)
角の浦 (海岸の景観)	「石見の海 <u>角の浦廻</u> を」(万葉集第2巻131)「角の浦」は角の七浦（波子・宇屋川・角本郷・和木・嘉久志・江津・渡津）の海岸を総称するとされている。

景観まちづくりの目標

舟運と北前舟で栄えた景観の継承と本市の新たな景観を先導する 江津中央地域の景観まちづくり

景観ワークショップでの意見交換から、江津本町の歴史的な景観の継承とシビックセンターゾーン及び江津駅周辺で進められている新しいまちづくりを中心に、積極的な景観まちづくりを進めていくことを目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・江の川の流れと一体的な周辺の山並み、周辺の緑の景観を保全します。
- ・江の川を重点地区として景観形成を図ります。
- ・市街地や主要幹線道路からの海岸線、島ノ星山から大野山の山並み、江の川の眺望景観を保全します。
- ・真島周辺の和木海岸は海岸浸食対策を図るとともに、角の浦の景観を守るために関係機関と調整し、海岸の景観形成を検討していきます。

【柿本人麻呂と依羅娘子ゆかりの景観】

- ・市街地からの高角山（島ノ星山）の眺望景観、高角山からの角の浦の眺望景観を守り、人麻呂と依羅娘子の像や歌碑等周辺の景観を保全し、人麻呂を偲ぶ憩いの場の形成を図ります。

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・江津本町は重点地区として、赤瓦の歴史的な建造物を保全し、歴史と文化を感じる街なみ景観の形成を図ります。
- ・地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てます。
- ・建造物や庭園等文化財は、周辺景観が重要な要素となって歴史的文化的価値があります。文化財周辺の景観の形成を図ります。

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・シビックセンターゾーン地区は重点地区、江津駅周辺は重点候補地区として、景観誘導を図ります。
- ・工場地はコンクリートや鉄骨等無機質な景観を和らげるため緑化に努めます。
- ・市民、事業者、行政の協働により、花と緑にあふれる景観まちづくりを進めます。
- ・江の川や市街地、集落地の祭やイベントを守り育てます。
- ・和木、長田、塩田は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。



市街地からの島ノ星山(市道高丸線)



江津本町 旧江津郵便局

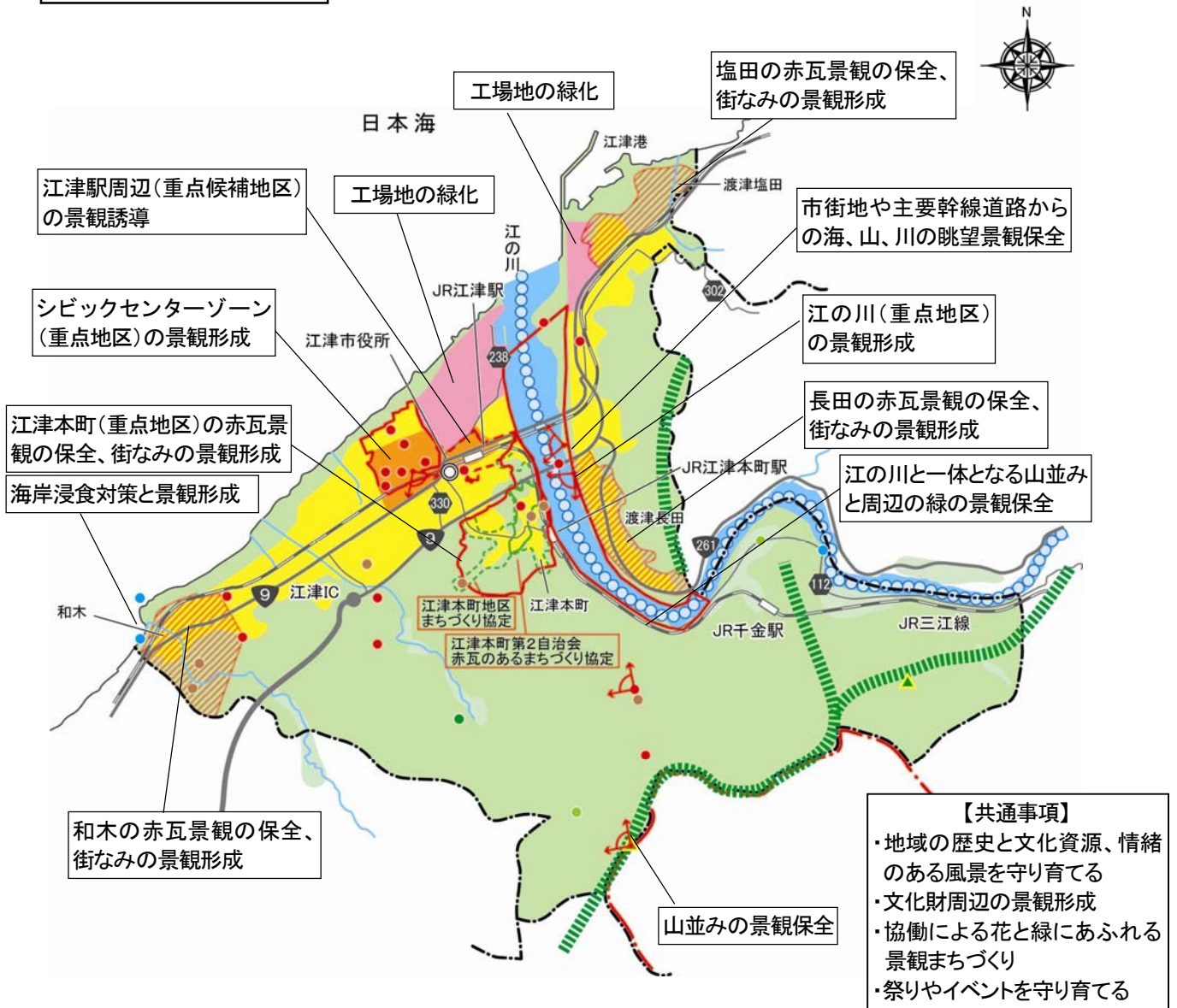


シビックセンターゾーン



江津本町の赤瓦景観

江津中央地域
景観まちづくり方針図



- 【共通事項】
- ・地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てる
 - ・文化財周辺の景観形成
 - ・協働による花と緑にあふれる景観まちづくり
 - ・祭りやイベントを守り育てる

凡例		土地利用(面的な景観)		景観資源と景観軸	
鉄道		自然の景観	森林	自然の景観	稜線軸
山陰道			農地		主な山・峠
国道			水辺		河川軸
県道		街の景観	中心市街地		主要な河川・水路
市境			住宅地		山の景観資源
地域界			工業地		海・川の景観資源
都市計画区域		重点地区		歴史・文化の景観	代表的な歴史・文化的景観資源
国道番号		重点候補地区		生活・生産の景観	街の景観資源
主要地方道		赤瓦景観保全地区			里の景観資源
一般県道		住民協定地区			視点場

赤瓦の街と農山漁村を住み続けて守る

江津東地域の景観まちづくり



1-2. 江津東地域の景観まちづくり基本方針

この地域は、浅利、尾浜、黒松と海岸線に続く赤瓦の景観、都治川に沿って都治、波積に広がる赤瓦の景観、近年に整備された波積ふれあい交流センターや都治公民館、さくら保育園などの公共施設の景観、道の駅サンピコごうつなどのにぎわいの景観、室神山（浅利富士）と海岸線等の自然の景観が、地域景観の骨格を形成しています。

地域内小中学校の校歌には、「石見の海の荒潮、松青き城山、流れさやかな都治の川、日本海」などが郷土の風景として歌われています。

また、この地域は万葉歌人で有名な柿本人麻呂ゆかりの地として、室神山を「^{やがみ}屋上の山の雲間より」と歌われたといわれています。古来より親しまれた風景は、地域の特徴的な景観として受け継がれています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・市街地の背景となる室神山は、秀麗な姿から浅利富士と呼ばれ、柿本人麻呂が詠んだ「屋上の山」といわれています。市街地に潤いを与えている山並み景観の保全が必要です。
- ・都治川は波積、都治の田畑を潤しています。上流部に岩滝寺の滝があり、都治川治水ダム（波積ダム）の建設が進んでいます。
- ・黒松海岸、浅利海岸は風光明媚な海水浴場として親しまれています。しかし、風力発電施設が設置され自然との調和が課題ともなっています。



室神山(浅利富士)



黒松海岸

【歴史と文化の景観】

- ・神社仏閣は地域の信仰の対象として時を経た地域の歴史と風土を伝えています。神社仏閣の屋根は大きく、赤瓦景観を残しており、赤瓦景観を守り、伝えていくことが必要です。
- ・180年以上前から続く大島神社例大祭は毎年7月下旬に行われ、黒松の沖合の大島本殿から神輿を乗せた御座船を浜に迎える風景は、地域固有の歴史と文化となっています。



寄江神社(浅利町)

【生活と営みの景観】

- ・国道9号の沿道にある道の駅サンピコごうつは、新たな交流拠点として赤瓦を使った施設が整備され、交流拠点としてにぎわいの創出と地域活性化への貢献が期待されています。
- ・江津工業団地では、周辺の自然景観と調和した工場等の建設が必要です。
- ・菰沢池に隣接した菰沢公園は、自然空間での創造と体験をテーマにした公園整備がなされ、多くの人が訪れます。公園などの有効活用と来訪者が気持ちよく景観を楽しむことができるような公園の適切な管理を市民と行政が連携して取り組むことが必要です。
- ・都治川流域に美しい田園風景が広がり、古くからの農家住宅が点在し、里の景観を見せています。
- ・黒松、尾浜、浅利、中都治、上都治、波積本郷は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた赤瓦の街なみを成し、本市の特徴的な景観が形成されています。ソーラーパネルや太陽熱温水器、



大島神社礼大祭



道の駅サンピコごうつ



黒松

他の屋根材等によって特有の景観が損なわれることのないように赤瓦景観を保全することが必要です。

江津東地域の
景観資源図



凡 例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
街の景観	工業地	

景観資源

自然の景観	主な山・峠	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	
	代表的な歴史・文化的景観資源	
生活・生産の景観	街の景観資源	
	赤瓦の街なみ	
	住民協定地区	
	里の景観資源	
	視点場	

○江津東地域の景観資源

景観の要素		景観資源	
自然の景観	山・川・海の景観	室神山（浅利富士）、都治川、菰沢池、岩滝寺の滝 ^e 、岩滝寺（自然林 ^e ）、日本海、黒松海岸、浅利海岸、大島、宝殿ヶ鼻	
歴史と文化の景観		都治神社、大島神社、 <u>福城寺</u> （スギ・カヤ ^e ）、 <u>高倉山八幡宮</u> （境内林 ^e ）	
民俗芸能		石見神楽（大都神楽団、都治神楽社中、波積社中）	
生活と営みの景観	街の景観	道の駅サンピコごうつ、江津工業団地、浅利駅、黒松駅	
	道路の景観 [*]	国道9号、一般県道177号大田井田江津線、一般県道204号黒松停車場線、一般県道205号浅利停車場線、一般県道221号川平停車場線、一般県道237号黒松港線、一般県道302号浅利渡津線	
	公園の景観	^{こもぎわ} 菰沢公園、浅利公園	
	祭りの景観	大島神社例大祭	
	赤瓦景観	街なみ	黒松、尾浜、浅利、中都治、上都治、 ^{はつみ} 波積本郷
		建物	円勝寺、西方寺、光善寺、寄江神社、江東中学校、さくら保育所、都治公民館、波積ふれあい交流センター（波積ふれあいホール旧波積小学校講堂）
里の景観		都治川流域の農村景観	
主な視点場		室神山（浅利富士）からの眺望、国道9号浅利海水浴場入口バス停付近からの眺望	
主な眺望道路		国道9号（海岸線の眺望）、市道浅利黒松線（市街地と日本海の眺望）、市道渡津浅利線（市街地と日本海の眺望）、	

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

江津東小学校	桃咲きにおうこの里の 風よ光よ土の香よ <u>みどりは空に照り映えて</u> <u>石見の海の荒潮に</u>
江東中学校	ああ石見路の 空晴れて 希望輝く 緑ヶ丘 見よ <u>松青き</u> <u>城山</u> や <u>流れさやかな都治の川</u> <u>波白銀の</u> <u>しぶきあげ</u> 湧くは新潮 <u>日本海</u>

かきのもとひとまる よさみのおとめ
○柿本人麻呂と依羅娘子の万葉の歌と景観

屋上の山 (山の景観)	「 <u>屋上の山</u> の雲間より 渡らふ月の惜しけれども 」(万葉集第2巻135) 意訳: ^{やがみやま} 屋上山(室上山)の雲間に空を渡りゆく月さながらに、妻の里は隠れてしまった。(中西進著作集19「万葉集」より引用)
----------------	---

○大島の景観（民話と祭りの景観）



宝殿ヶ鼻から見る大島と女島



大島神社例大祭

黒松町西方、約3キロメートルの海上にある大島に祀られている神様と、広島宮島の神様が姉妹という民話があります。

『天の国の偉い神様には2人の娘がおりました。神様はある日、2人の娘に、大島と宮島と、好きな方を取るように言いました。すると、姉神様は、「大きい国がいいので大島をいただきます。」と言われ、妹神様は、「それでは私は宮島をいただきます。」と、天の国から島へ降りて来られました。しかし、姉神様は大島があまりにも小さな島にびっくりして、泣き暮らしたそうです。するとある日、大島の東側にひょっこり島が浮かび上がってきたので姉神様も大喜びされ、その島を女島と名づけられたということです。』(江津市史より引用)

大島の例大祭では、漁船を大漁旗で飾って太鼓、笛、鐘を響かせて、神迎え、神送りの神事が厳かに行われます。

景観まちづくりの目標

赤瓦の街と農山漁村を住み続けて守る 江津東地域の景観まちづくり

景観ワークショップの意見交換から、古くから人々が生活してきた赤瓦の街なみと農山漁村を守り育てるために、住み続けて守っていくことを目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・市街地から室神山などの山並み、海岸の眺望景観を保全します。
- ・黒松海岸から浅利海岸の浜辺の景観を保全します。
- ・都治川の市街地からの水辺景観を保全し、河川空間の景観形成を図ります。
- ・風力発電施設の設置は景観に与える影響も大きいため、新設、増設、維持管理について景観上の議論を深めます。

【柿本人麻呂と依羅娘子ゆかりの景観】

- ・「屋上の山の雲間より」と歌われた室神山の浅利海岸、黒松海岸からの眺望景観を保全します。

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・赤瓦を使った波積ふれあい交流センター（波積ふれあいホール、旧波積小学校講堂）は、地域の赤瓦景観として守り育てます。
- ・大島神社例大祭に代表される地域固有の祭や神楽などの民俗芸能を守り育てます。
- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観の保全を図ります。

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・交流拠点となる公共施設は、街なみ景観の形成に向け赤瓦を用いて景観誘導を図ります。
- ・工業団地は、コンクリートや鉄骨等無機質な景観を和らげるため緑化に努めます。
- ・市民、事業者、行政の協働により、花と緑にあふれる景観まちづくりを進めます。
- ・都治川流域の農村景観を守り育てます。
- ・黒松、尾浜、浅利、中都治、上都治、波積本郷は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。



黒松海岸



波積ふれあいホール

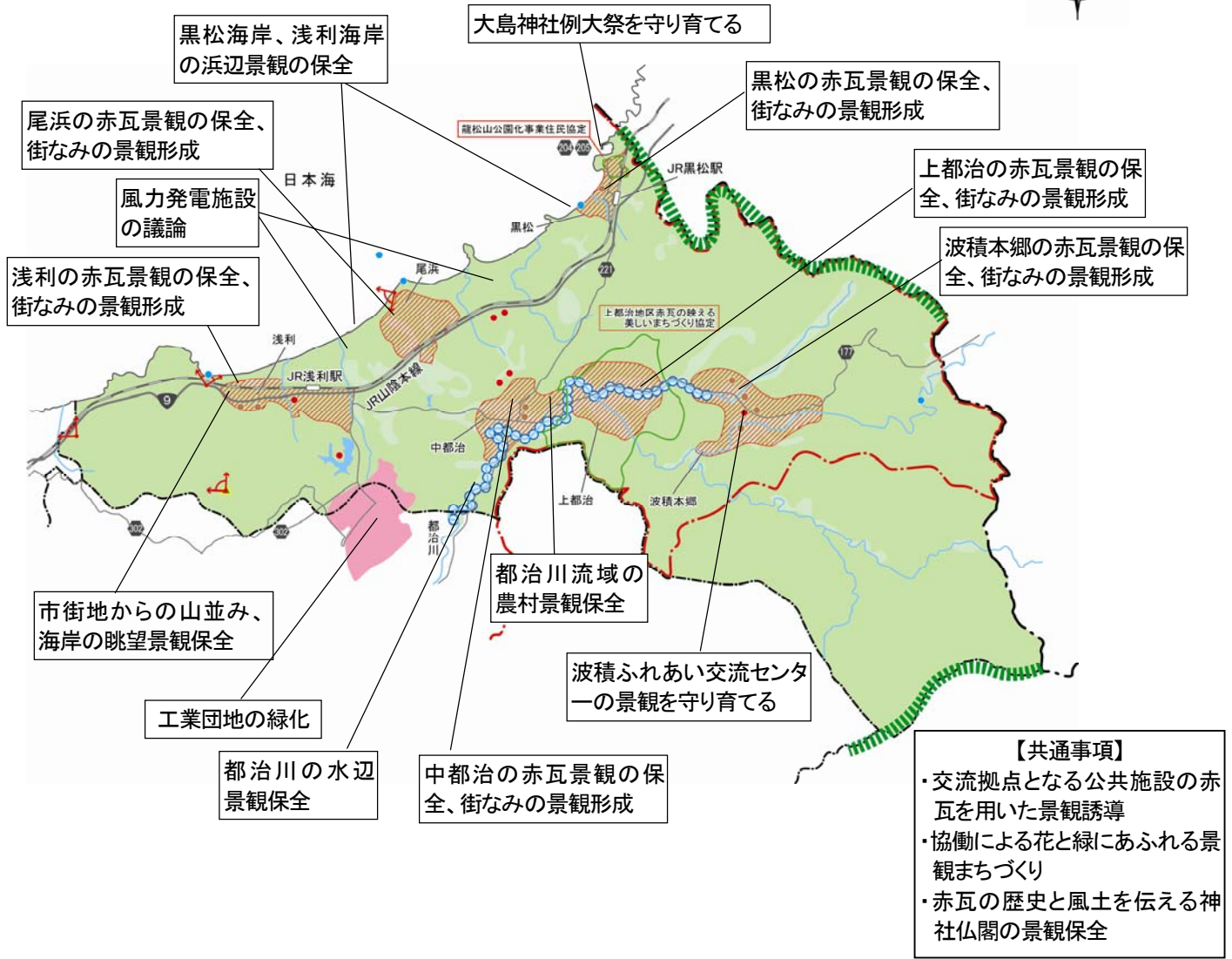


都治の農村景観



波積の赤瓦景観

江津東地域の
景観まちづくり方針図



凡 例

鉄道	—+—
山陰道	—
国道	—
県道	—
市境	—●—
地域界	—●—
都市計画区域	—●—
国道番号	9
主要地方道	50
一般県道	297

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	■
	農地	■
	水辺	■
街の景観	工業地	■
	赤瓦景観保全地区	■
住民協定地区	■	

景観資源と景観軸

自然の景観	稜線軸	
	主な山・峠	▲▲
	河川軸	○○○
	主要な河川・水路	—
歴史・文化の景観	山の景観資源	●
	海・川の景観資源	●
生活・生産の景観	代表的な歴史・文化的景観資源	●
	街の景観資源	●
	里の景観資源	●
視点場	▽	

万葉の自然景観と赤瓦の街なみを守り育てる

江津西地域の景観まちづくり



1-3. 江津西地域の景観まちづくり基本方針

この地域は、波子海岸や石見海浜公園など広い砂丘と海岸線、市街地を抜けて日本海に注ぐ敬川の流れ、ホテルが飛び交う自然景観が特徴となっています。古くから赤瓦生産と商業で発展してきた都野津をはじめ波子、敬川の赤瓦の街なみは地域の歴史と文化により築かれ育まれてきた景観です。

地域内小中学校の校歌には、「松は緑に砂白き半田ヶ浜、朝日夕日も波に浮くつの浦、千尋の海、角の浦」などが郷土の風景として歌われています。

また、この地域は万葉歌人で有名な柿本人麻呂ゆかりの地として、「^{から}韓の崎なる ^{いくり}海石にそ
^{ふかみるお}深海松生ふる ^{ありそ}荒磯にそ 玉藻は生ふる」と歌われています。古来より親しまれた風景は、地域の特徴的な景観として受け継がれています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・長く白い砂浜が続く海岸は、柿本人麻呂が万葉集で詠んだ角の浦といわれ、石見海浜公園の大崎鼻からは、角の浦の眺望が広がっています。
- ・中国山地から連なる山の稜線と緑が市街地の背景となっています。しかし、風力発電施設が設置され自然との調和が課題ともなっています。
- ・敬川、水尻川はゆったりながれ、田畑を潤して市街地を流れ日本海に注いでいます。



大崎鼻からの角の浦の眺望



敬川と高野山

【歴史と文化の景観】

- ・柿本人麻呂と依羅^{よさみのおとめ}娘子の歌や依羅娘子生誕伝承の地とされる「恵良の里」（二宮町）など、古い歴史を持つ地域です。万葉集に歌われた風景の地に歌碑が4箇所に置かれています。
- ・神社仏閣は地域の信仰の対象として時を経た地域の歴史と風土を伝えていきます。神社仏閣の屋根は大きく、赤瓦景観の要素となっていることから、赤瓦景観を守り、伝えていくことが必要です。



常福寺(波子)

【生活と営みの景観】

- ・都野津は古くから瓦生産が行われています。都野津会館（昭和12年建築旧都野津町役場）など昔ながらの建物と瓦業を営む生産者が甍を競った赤瓦の街なみ景観が見られます。
- ・国道9号沿道など幹線道路は、沿道商業施設が立地し、新しい商業地の景観が形成されています。屋外広告物が増加する傾向があり、適切なルールづくりが必要です。
- ・都野津西部土地区画整理事業地は、道路等公共施設が整備され新たな街なみが形成されています。
- ・水尻川、敬川では市民による桜の植樹やホタルの保護活動が進められ、市街地に潤いを与えています。
- ・都野津（旧市街）、敬川、波子は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた赤瓦の街なみを形成し、特徴的な景観が形成されています。ソーラーパネルや太陽熱温水器、他の屋根素材によって特有の景観が損なわれることのないように赤瓦景観を保全することが必要です。



都野津会館



水尻川堤防の桜



都野津の街なみ

江津西地域 景観資源図



凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
街の景観	住宅地	

景観資源

自然の景観	主な山・峠	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
	海・川の景観資源	
歴史・文化の景観	代表的な歴史・文化的景観資源	
	街の景観資源	
生活・生産の景観	赤瓦の街なみ	
	住民協定地区	
	里の景観資源	
	視点場	

○江津西地域の景観資源

景観の要素		景観資源	
自然の景観	山・川・海の景観	高野山、天狗山、敬川、水尻川、日本海、角の浦、石見海浜公園 波子海岸（海水浴場）、 <u>上敬川のチシャノキ</u> ^e	
歴史と文化の景観		大年神社、都野津柿本神社、飯田八幡宮、 <u>多鳩神社</u> （ナギ及び自然林 ^e ）、 君寺、敬川八幡宮、津門神社、常福寺、都野津会館	
民俗芸能		石見神楽（波子社中）	
生活と営みの景観	街の景観	しまね海洋館アクアス、地域交流物産館森トピア、都野津西部土地区画整理事業地、JR 都野津駅、JR 敬川駅、JR 波子駅	
	道路の景観 [※]	山陰道（江津道路）、江津西 I C、国道 9 号、一般県道 206 号波子停車場線、一般県道 297 号皆井田江津線、一般県道 299 線下府江津線、一般県道 300 線跡市波子停車場線	
	公園の景観	石見海浜公園、波子運動公園	
	赤瓦景観	街なみ	都野津（旧市街）、敬川、波子
		建物	常福寺、ポリテクカレッジ島根、青陵中学校、総合福祉施設ミレ青山
里の景観	敬川流域の農村景観		
主な視点場		石見海浜公園（大崎鼻）からの眺望	
主な眺望道路		国道 9 号（高野山の眺望）、江津道路（市街地と海岸線の眺望）、那賀東部広域農道（市街地と海岸線の眺望）	

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

津宮小学校	松は緑に 砂白き 半田ヶ浜の 空と置く 星高山は 巖かに 海風窓に そよふいて 潮路静かに 日に光る 朝日夕日も 波に浮く <u>つこの浦の</u> あけくれを
川波小学校	むらさき匂う山脈は はるか南に横たわり 千尋の海の岸近く <u>松風波の歌</u> に和し 海の息吹の吹きやまぬ よせる波のとどろきを 朝夕べに聞きながら
青陵中学校	美空に仰ぐは 星高の 気高くも聳え立つ 姿にも似て <u>さざ波煌く</u> 角の浦

○柿本人麻呂と依羅娘子の万葉の歌と景観

辛の埼と歌碑 （海岸の景観）	「角障経 石見之海乃 言佐敝久 辛乃埼有 伊久里尔曾 深海松生流 荒磯尔曾 玉藻者生流」(万葉集第 2 卷 135) 意訳：石見の海の唐の埼にある岩礁には深海松が生える。荒磯には玉藻が生える。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用)
二宮交流館と歌碑 （依羅娘子生誕伝承の地）	「今日今日とわが待つ君は石川の 貝に交じりてありといはずや」 (万葉集第 2 卷 224) 意訳：今日は今日とは、わたくしが待っているあなたは、石川の貝にまじっているというではありませんか。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用) 「直の逢ひは逢ひかつましじ 石川の雲立ち渡れ 見つつ俣ばむ」 (万葉集第 2 卷 225) 意訳：直かにお逢いすることはもはやできないでしょう。石川に雲よ立ち渡れ、その雲を見ながら、あなたをお慰みましょう。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用)
君寺と歌碑 （依羅娘子生誕伝承の地）	「勿念跡 君者雖言 相時 何時跡知而加 吾不戀有牟」 (万葉集第 2 卷 140) 意訳：そんなに心配するなど、あなたはおっしゃいますけれども、再びお逢いできる日は、いつと分かっているならば恋しがらないでしょう、どうして恋しがらずにいられますか。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用)
柿本神社と歌碑 （高角山の景観）	「石見乃也 高角山之 木際従 我振袖乎 妹見都良武香」(万葉集第 2 卷 132) 意訳：石見の国の高角山の木の際から、私の振る袖を妻は見てくれたであろうか。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用)
角の浦 （海岸の景観）	「石見の海 角の浦廻を」(万葉集第 2 卷 131)「角の浦」は角の七浦（波子・宇屋川・角本郷・和木・嘉久志・江津・渡津）の海岸を総称するとされている。(江津市観光協会「江津と人麻呂」より引用)

景観まちづくりの目標

万葉の自然景観と赤瓦の街なみを守り育てる 江津西地域の景観まちづくり

景観ワークショップでの意見交換から、柿本人麻呂が歌った豊かな自然景観を大切に、赤瓦の街なみを守る景観まちづくりを目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・市街地や主要幹線道路からの山並みと海岸の眺望景観を保全します。
- ・石見海浜公園の大崎鼻から角の浦の眺望景観を保全します。
- ・角の浦の浜辺の景観を保全します。
- ・高野山の風力発電施設の設置は景観に与える影響も大きいため、新設、増設、維持管理について景観上の議論を深めます。
- ・敬川、水尻川の桜の植樹やホタルの保護活動と連携し水辺の景観づくりを守り育てます。

【柿本人麻呂と依羅娘子ゆかりの景観】

- ・大崎鼻からの角の浦の眺望景観、石見海浜公園の辛崎の歌碑、「恵良の里」（二宮町）周辺の景観を保全し、人麻呂を偲ぶ憩いの場の形成を図ります。

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・建造物等文化財は、周辺環境が重要な要素となって歴史的文化的価値があります。文化財周辺の景観形成を図ります。
- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観保全を図ります。

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・国道9号沿道等の景観の形成に向け、建築物、工作物、屋外広告等の意匠形態、色彩等に基準を設け、景観誘導を図ります。
- ・都野津西土地区画整理事業地の街なみ景観の形成に向け、地域住民と景観誘導について検討を図ります。
- ・交流拠点となる公共施設は赤瓦を用い周辺の景観誘導を図ります。
- ・都野津、敬川、波子は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。
- ・市民、事業者、行政の協働により、花と緑にあふれる景観まちづくりを進めます。



高野山と風力発電施設



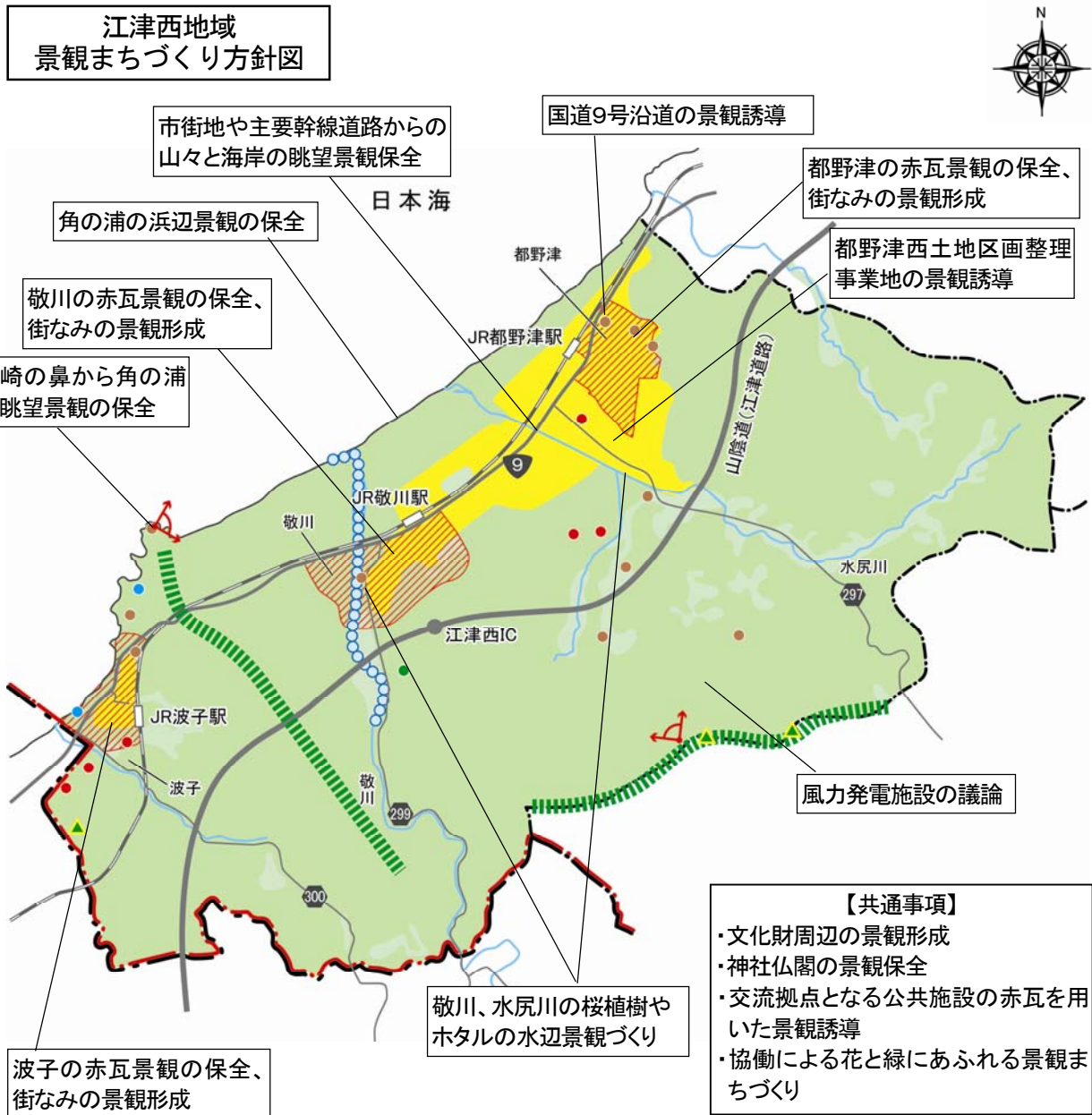
自然環境の保全活動



多鳩神社境内



区画整理事業地



- 【共通事項】
- ・文化財周辺の景観形成
 - ・神社仏閣の景観保全
 - ・交流拠点となる公共施設の赤瓦を用いた景観誘導
 - ・協働による花と緑にあふれる景観まちづくり

凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
街の景観	住宅地	
赤瓦景観保全地区		

景観資源と景観軸

自然の景観	稜線軸	
	主な山・峠	
	河川軸	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	
	代表的な歴史・文化的景観資源	
生活・生産の景観	街の景観資源	
	里の景観資源	
	視点場	

地域の景観と古き出湯の里の景観を語り活かす

江津南地域の景観まちづくり



1-4. 江津南地域の景観まちづくり基本方針

古くからの温泉宿として栄えた有福温泉は、現在も風情ある景観が受け継がれています。跡市小学校、跡市の街なみ、浄光寺、西楽寺等は赤瓦の景観をなし、周囲は本明山、高鉢山などの山々に囲まれ、中央を敬川が流れる緑と水辺の豊かな自然環境の中に、歴史と文化を感じさせる景観が特徴となっています。

地域内小中学校の校歌には、「松風清き、加志岐の川、穂波かがやく、松のみどり、めぐる山々美しく、町にいで湯のわくところ」などが、郷土の風景として歌われています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・本明山（権現山）、高鉢山、高野山、空城などの山々に囲まれ、敬川が流れる緑や水辺の自然環境豊かな景観をなっています。
- ・高野山には風力発電施設が設置され、自然との調和が課題ともなっています。
- ・敬川の流れは、周囲の山々と水面が一体となって、美しい水辺の空間を形成しています。美しい山や川、ホテルが飛び交う自然景観を守ることが必要です。



本明山(権現山)



イチイガシ(福田八幡宮)

【歴史と文化の景観】

- ・上有福のイチョウ、福田八幡宮の森のイチイガシをはじめ、社叢林には自然植生が残され、地域の歴史と文化を伝えシンボルとなる要所として、適切な維持管理が必要です。
- ・浄光寺、西楽寺などは赤瓦屋根を持ち、地域固有の歴史と風土を伝えています。



浄光寺

【生活と営みの景観】

- ・有福温泉は1360年の歴史を持ち、赤瓦の家並みがつらなり、建物や石段などに温泉情緒を感じさせる趣のある景観となっています。建物が密集した温泉街では火災により旅館を一部失っています。温泉客などの来訪者が地域の歴史や文化を楽しむことができるように、行政と地域で連携して取り組むことが必要です。
- ・赤瓦の木造校舎が残る跡市小学校は、学舎として人々の記憶に残る景観となっています。こうした地域の景観を大切に守っていくとともに、次世代に伝えていくことが必要です。
- ・千田では、棚田に農家が点在する山里の景観があります。高齢化、過疎化による耕作放棄地の増加を防ぎ、棚田景観を守り育てていくことが必要です。
- ・有福温泉、上有福、跡市には、歴史や風土によって築かれ育まれてきた赤瓦の街なみを形成しています。ソーラーパネルや太陽熱温水器、他の屋根素材によって特有の景観が損なわれることのないように赤瓦景観を保全することが必要です。



有福温泉(共同浴場 御前湯)



跡市小学校



千田の農村景観

江津南地域
景観資源図



凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	

景観資源

自然の景観	主な山・峠	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	
	代表的な歴史・文化的景観資源	
生活・生産の景観	街の景観資源	
	赤瓦の街なみ	
	住民協定地区	
	里の景観資源	
	視点場	

○江津南地域の景観資源

景観の要素		景観資源	
自然の景観	山・川の景観	高野山、天狗山、高鉢山、本明山（権現山）、空城、敬川（加志岐川）、 <u>上有福のイチョウ</u> ^e 、ホテル	
歴史と文化の景観		八幡宮、 <u>福田八幡宮</u> （イチイガシ及び自然林 ^e ）、 <u>ツヅラヤブ</u> （空山）古墳 ^e 、石見・本名城跡 ^e 、 <u>千田のしし垣</u> ^e	
		民俗芸能	石見神楽（有福温泉神楽団）、跡市田植ばやし
生活と営みの景観	街の景観	跡市小学校、有福温泉、湯のまち神楽殿	
	道路の景観 [*]	主要地方道 50 号田所国府線、一般県道 297 号皆井田江津線 一般県道 298 号跡市川平停車場線、一般県道 300 号跡市波子停車場線	
	赤瓦景観	街なみ	有福温泉、上有福、跡市
		建物	跡市小学校、西楽寺、浄光寺
	里の景観	千田の農村景観	
主な視点場		本明山（権現山）山頂からの眺望	

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

跡市小学校	歴史を語る 若迫の <u>松風清き</u> 学び舎に <u>加志岐の川</u> に はぐくまれ <u>穂波かがやく</u> 学び舎に
旧有福温泉	<u>松のみどり</u> に かこまれて 風もすがしい 丘のうえ
小学校	光り明るく 浴びながら <u>めぐる山々</u> 美しく <u>町にいで湯の</u> <u>わくところ</u>

○山里の景観（民話の景観）



榎の木山と清美の景観

清見町と川平町の間にある榎の木山には、山姥の民話があります。

『榎の木山というのは、清見の字大掛と平田の字田原との境の山である。この榎の木山に山姥が住んでいて、大掛の川淵（屋号）や田原の伊の木（屋号）に木綿引きに時々出て来たという。

山姥が糸引きをすると、一日で糸巻きに二本位でしたが、ふしぎにかせに巻いた時には、巻いても巻いても糸が出てきて、榎の木山の高さよりも、もっと長く糸が出てきた。山姥は髪も白かったが、米を洗うと、その洗ったトギ汁は、榎の木川をいつまでも白くして流れたという。

ある時、榎の木山の地主が、山の木を伐り払った。山姥は白髪を見られるのが恥ずかしくて、原山（石見町）へ逃げていったという。その時、清見の川淵と伊の木の2軒には、食物に不自由の無いようにしてあげるといって、飯杓子を一本ずつ渡し、「飯が少ないときにはこの杓子でまぜると、いくらでも増える」と言って去ったという。伊の木の家では、「こんな汚い杓子はいらない」といって捨ててしまったが、その後、杓子のありがたさを知って探したが、もうなかったという。』（江津市史より引用）

山からの霧や濁流は、山姥の米のトギ汁に見立てられ、身近な山の景観が大きさの尺度になって語られています。

景観まちづくりの目標

地域の景観と古き出湯の里の景観を語り活かす 江津南地域の景観まちづくり

景観ワークショップでの意見交換から、有福温泉や跡市の街なみ景観を見直し、地域住民の語りにより、景観まちづくりを進めることを目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・敬川の流れと一体的な周辺の山並みと緑の稜線、周辺の緑の景観を保全します。
- ・風力発電施設の設置は景観に与える影響も大きいいため、新設、増設、維持管理について景観上の議論を深めます。



敬川と周辺の山々

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観の保全を図ります。
- ・地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てます。



上有福のイチヨウ

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・有福温泉は重点候補地区として、温泉街の情緒あふれる景観の形成に向け、景観誘導を図ります。
- ・跡市小学校校舎は地域固有の景観資源として、赤瓦の木造校舎を保全します。
- ・交流拠点となる公共施設は、街なみ景観の形成に向け赤瓦を用いて景観誘導を図ります。
- ・市民、事業者、行政の協働により、花と緑にあふれる景観まちづくりを進めます。
- ・上有福、跡市は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。
- ・千田の農村景観を守り育てます。

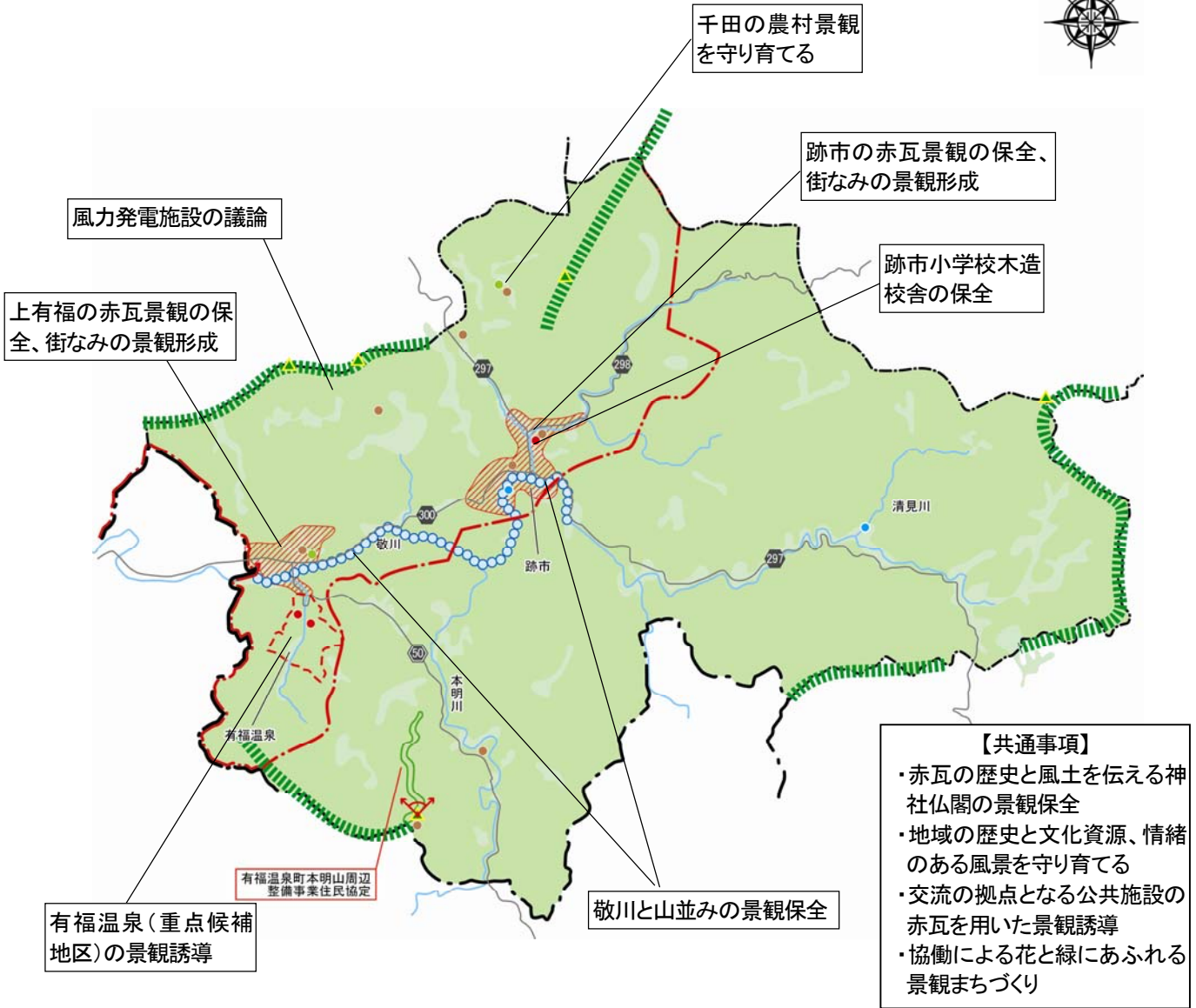


有福温泉



跡市の赤瓦景観

江津南地域
景観まちづくり方針図



【共通事項】

- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観保全
- ・地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てる
- ・交流の拠点となる公共施設の赤瓦を用いた景観誘導
- ・協働による花と緑にあふれる景観まちづくり

凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
重点候補地区		
赤瓦景観保全地区		
住民協定地区		

景観資源と景観軸

自然の景観	稜線軸	
	主な山・峠	
	河川軸	
	主要な河川・水路	
歴史・文化の景観	山の景観資源	
	海・川の景観資源	
生活・生産の景観	代表的な歴史・文化的景観資源	
	街の景観資源	
	里の景観資源	
	視点場	

里の自然と歴史の景観を人と人のつながりの中で活かす

松平地域の景観まちづくり



1-5. 松平地域の景観まちづくり基本方針

この地域は、山々の影を川面に映す江の川の流れと山々に囲まれた平地に広がる農村風景が織りなす田園景観、市の歴史や風土によって築かれ育まれてきた良好な赤瓦の街なみの景観などが特徴となっています。

地域内小中学校の校歌には、「朝ぎり晴れて、山なみつづく、歴史も古い松山の、城址、江川、ゆたかな水」などが郷土の風景として歌われています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・江の川は、地域の中央を大きく流れ、支流の都治川、奥谷川等の水辺と、島ノ星山、細滝山、高丸山などの山々が連続した豊かな緑と水の景観を形成しています。
- ・採石後の山肌が露出しているところには緑化が必要です。
- ・江の川沿いの国道261号やJR三江線からは、豊かな眺望景観を楽しむことができます。
- ・少年自然の家周辺は、四季折々の草花を観察できる豊かな自然があります。



江の川と山々



市村八幡宮



江の川口番所跡(市村)

【歴史と文化の景観】

- ・神社仏閣地域の信仰の対象として時を経た地域固有の風土を伝えており、鎮守の森とともに歴史的な景観を形成しています。
- ・地域には江の川の渡船場として交通の要衝であったことを物語る口番所跡、石見・松山城址など歴史を伝える地域資産が残されています。こうした地域の歴史資産を保存し活用を図ることが必要です。



上津井地区コミュニティセンター「森の銀座」

【生活と営みの景観】

- ・上津井温泉は、地域のコミュニティセンター「森の銀座」として地域の人々が集い、温泉に来る人々と交流する場になり、周辺の自然景観にとけこんでいます。
- ・当地域には美しい田園風景が広がり、古くからの農家住宅が点在し、里の景観を見せています。人口減少が進んでいるため、「松平たすけ愛協議会」などの住民活動により地域の活性化を図り、高齢化、過疎化による耕作放棄地の増加を防ぎ、農村景観を守り育てていくことが必要です。
- ・江津工業団地では工場の立地が進められています。
- ・松平まつり、川平町花田植え等の祭りやイベントなどを継続するとともに、人口減少を踏まえ、後継者の育成が必要です。
- ・南川上かわのぼり、市村は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた赤瓦の街なみを形成しています。ソーラーパネルや太陽熱温水器、他の屋根素材によって特有の景観が損なわれることの



川平町花田植え



上津井の農村景観

ないように赤瓦景観を保全することが必要です。

**松平地域
景観資源図**



凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
街の景観	工業地	

景観資源

自然の景観	主な山・峠	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	
	代表的な歴史・文化的景観資源	
生活・生産の景観	街の景観資源	
	赤瓦の街なみ	
	住民協定地区	
	里の景観資源	
	視点場	

○松平地域の景観資源

景観の要素		景観資源	
自然の景観	山・川の景観	島ノ星山（別名：高角山、星高山）、空城、高丸山、細滝山、江の川、都治川、奥谷川、権現滝、 <u>山本の白枝垂桜</u> d	
歴史と文化の景観		市村八幡宮、諏訪神社、石見・松山城址（別名：川上城）、口番所跡 <u>山下家住宅</u> c	
	民俗芸能	川平田植ばやし、石見神楽（川平神楽社中、上津井神楽社中）	
生活と営みの景観	街の景観	川平駅、江津工業団地	
	道路の景観*	国道 261 号、一般県道 112 号三次江津線、一般県道 221 号川平停車場線 一般県道 298 号跡市川平停車場線、一般県道 302 号浅利渡津線	
	赤瓦景観	街なみ	松川町市村、川平町南川上
		建物	正福寺、少年自然の家
	里の景観	上津井温泉、都治川流域の農村景観、	
主な視点場		島ノ星山山頂からの眺望	
主な眺望道路・鉄道		国道 261 号（江の川の眺望）、一般県道 112 号三次江津線（江の川の眺望）、JR 三江線（江の川の眺望）	

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

旧松平小学校	朝ぎり晴れて 美しい <u>山なみつづく</u> ふるさとの <u>歴史も古い</u> <u>松山の</u> <u>城址のみどり</u> 前にみて 若あゆはねる <u>江川の</u> <u>ゆたかな水よ</u> 瀬のうたよ
旧松平中学校	山の濃緑 野の碧を 花と浮かべて <u>江の川</u> さ走り遊ぶ 若鮎に 五月の風が 光りくる <u>秋の城趾を</u> 訪う雲も 伝説に残る 櫓の音も 新たにけさは 白銀の 橋をかかげて 皆を呼ぶ

○農村の景観（民話の景観）



農村の景観(松川町市村)

本市には天狗にまつわる民話や伝説が多く残されています。身近にあった松の大木が揺れるとき、天狗の到来を感じたようです。松川町にも天狗松の言い伝えがあります。

『松川に天狗松という松がある。天狗がこの松に来ている時は、風もないのに、松がゆらゆらと動いているという。そんな時土地の人達は、「あれ一え、天狗さんが来なはったぞ。松が動きだした。」と語ったという。』（江津市史より引用）

今も変わらぬ民話に語られた農村の景観があります。

景観まちづくりの目標

里の自然と歴史の景観を人と人のつながりの中で活かす 松平地域の景観まちづくり

景観ワークショップでの意見交換から、里の自然と歴史の景観を人と人のつながりの中で活かしていくことを景観まちづくりの目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・江の川の流れと一体的な周辺の山並みと緑の稜線、周辺の緑の景観を保全します。
- ・江の川沿いの国道 261 号や JR 三江線からの川や山の眺望景観を保全します。
- ・採石後の山肌が露出したところは緑化に努めます。
- ・少年自然の家周辺の自然景観を守り育てます。



江の川と山々

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観保全を図ります。
- ・地域の歴史と文化資源、情緒ある風景を守り育てます。



山下家住宅(国登録文化財)

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・上津井温泉周辺では、周辺の自然環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・地産地消を進める「川登り市」などの取組により地域活性化を図ります。
- ・都治川流域の農村景観を守り育てます。
- ・工業団地は、コンクリートや鉄骨等無機質な景観を和らげるため緑化に努めます。
- ・地域固有の祭やイベントを守り育てます。
- ・市村、かわのぼり南川上は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。

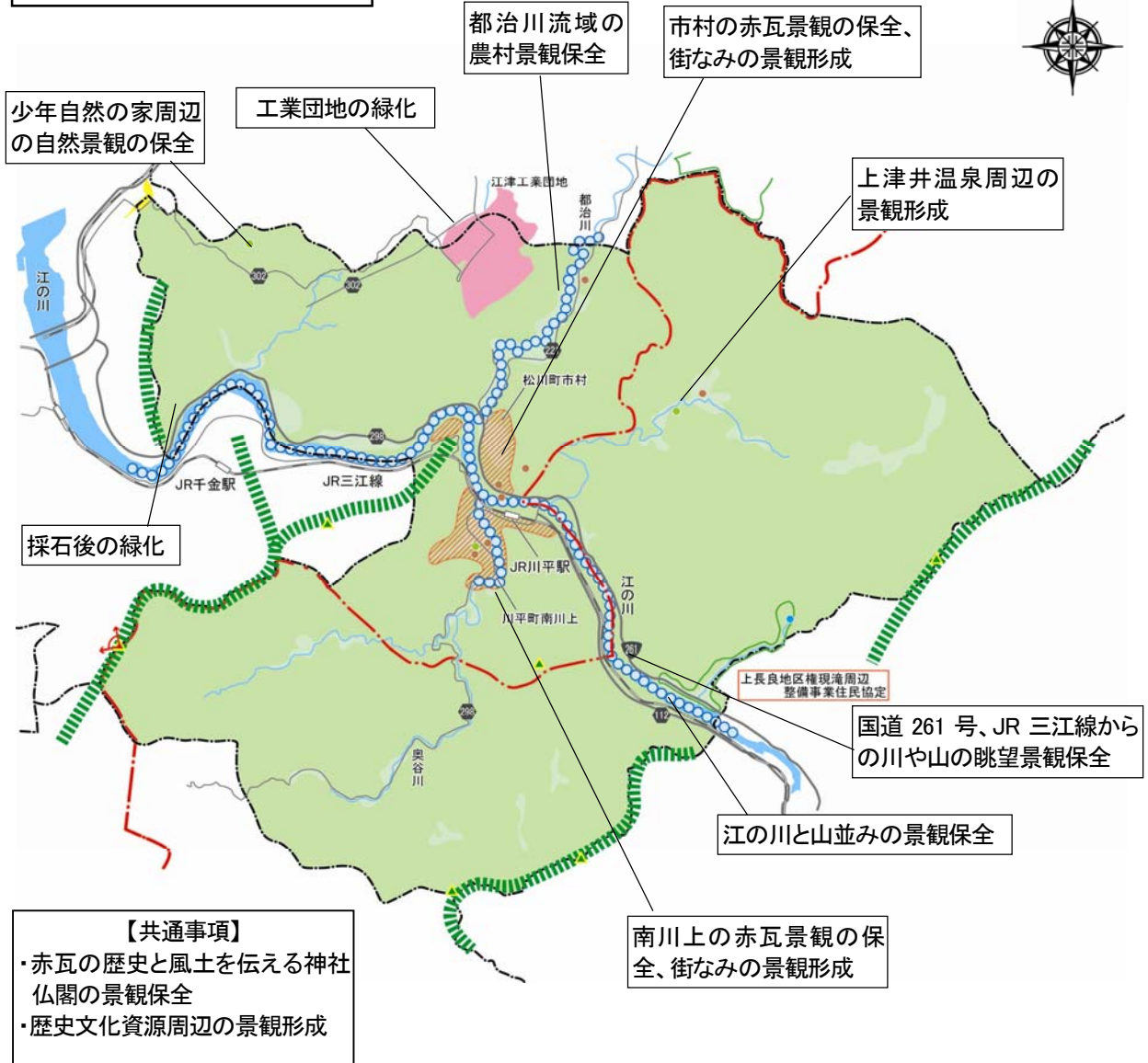


花田植え



松川町市村の赤瓦景観

松平地域
景観まちづくり方針図



- 【共通事項】**
- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観保全
 - ・歴史文化資源周辺の景観形成

凡例

鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	
	農地	
	水辺	
街の景観	工業地	
	赤瓦景観保全地区	
住民協定地区		

景観資源と景観軸

自然の景観	稜線軸	
	主な山・峠	
	河川軸	
	主要な河川・水路	
	山の景観資源	
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	
	代表的な歴史・文化的景観資源	
生活・生産の景観	街の景観資源	
	里の景観資源	
	視点場	

点在する景観資源を地域が連携して守り育てる

桜江地域の景観まちづくり



1-6. 桜江地域の景観まちづくり基本方針

この地域は、甘南備寺山など中国山地の山々に囲まれ、中央を流れる江の川等の流れが織りなす水辺の景観と田畑の田園景観が地域の抒情的な風景をつくっています。農村には伝統的な神楽が継承され、多くの神社仏閣が歴史と文化を感じさせる景観となっています。

地域内小中学校の校歌には、「緑うつして、流れゆたかな江の川、千丈溪、みなぎるしぶき、雲がわきたつ、山の稜線美しく、邑智の群山、霧吐き流るる、たぎつ瀬の流れ、清流八戸川」などが郷土の風景として歌われています。

景観特性と課題

【自然の景観】

- ・甘南備寺山、奥寺山、高丸山、小屋尻山など多くの山々が緑の稜線をなし、その下を江の川、八戸川などの河川がゆったりと流れています。
- ・江の川沿いの国道261号やJR三江線からは、豊かな眺望景観を楽しむことができます。
- ・八戸川に注ぐ日和川の上流にある千丈溪は、国指定名勝に指定され多くの人々に親しまれ、四季折々の変化を楽しむことができます。
- ・春には川戸周辺の桜並木が咲き誇ります。



江の川と山々



千丈溪

【歴史と文化の景観】

- ・神社仏閣地域の信仰の対象として時を経た地域固有の風土を伝えており、境内の樹木とともに歴史的な景観を形成しています。
- ・古くからの信仰に由来している大元神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定されており、歴史や地域の神事を伝える貴重な神楽です。こうした歴史と伝統を守り育てるとともに周辺の景観を守り、伝えていくことが必要です。



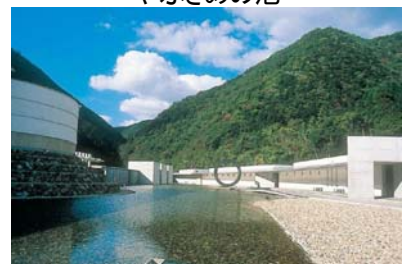
大元神楽

【生活と営みの景観】

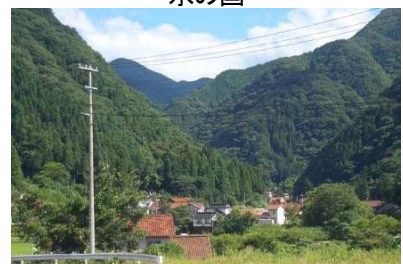
- ・荒廃していた市山八幡宮の「やぶさめの池」は住民が整備し、景観を取り戻し、「ため池百選」に選定されました。
- ・小田地区は大規模なほ場整備が行われ、広々とした農地の景観がひろがっています。
- ・地域の山々の緑や水辺の空間を有する自然環境と生活や営みが織りなす田園風景を保全するとともに、景観づくりを誘導する取組が必要です。
- ・桜江小学校は、赤瓦を用いた校舎の整備を行っています。また、今井美術館は和風建築として整備されています。
- ・水のふれあい公園「水の国」が整備され、周辺の自然環境に取り囲まれる中でイベントなどが行われるなど多くの人を訪れます。また、総合森林公園「風の国」は温泉リゾートとして、整備されています。ピクニックランは「水の国」と「風の国」を結びつけ、自然の中のイベントとして親しまれています。
- ・川戸、^{たにじゅうごう}谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀は、歴史や風土によって築かれ育まれてきた赤瓦の街なみをなし、本市の特徴的な景観が形成されています。ソーラーパネルや太陽熱



やぶさめの池



水の国



渡田の赤瓦景観

温水器、他の屋根素材によって特有の景観が損なわれることのないように赤瓦景観を保全することが必要です。

**桜江地域
景観資源図**



凡 例	
鉄道	
山陰道	
国道	
県道	
市境	
地域界	
都市計画区域	
国道番号	
主要地方道	
一般県道	

土地利用(面的な景観)	
自然の景観	森林
	農地
	水辺
街の景観	住宅地

景観資源	
自然の景観	主な山・峠
	主要な河川・水路
	山の景観資源
歴史・文化の景観	海・川の景観資源
	代表的な歴史・文化的景観資源
生活・生産の景観	街の景観資源
	赤瓦の街なみ
	住民協定地区
	里の景観資源
	視点場

渡田の赤瓦景観

○桜江地域の景観資源

景観の要素		景観資源	
自然の景観	山・川の景観	空城、高丸山、タカハチ、 <u>甘南備寺山（渡りの山）</u> e、奥寺山、羽佛沢山、小屋尻山、細滝山、嶮山、江の川、八戸川、日和川、 <u>千丈溪</u> b（県立自然公園）、八戸ダム、観音滝、竜頭滝、枕ヶ滝、 <u>市山八幡宮</u> 背後の椎及び榎林 e、 <u>今田水神大ケヤキ</u> d、 <u>大倉のムクの木</u> e、 <u>八戸大元神社のムクの木</u> e、 <u>牛尾家のムクの木</u> e、大亀山シイの森	
歴史と文化の景観		甘南備寺、山中八幡宮、見水山八幡宮、小田八幡宮、市山八幡宮、江尾大元神社、弥治衛門神社、長谷八幡宮、大山祇神社、太詔刀神社、長玄寺、石見・市山城址 e、 <u>中村家住宅</u> c、旧合銀市山支店	
	民俗芸能	大元神楽 a・石見神楽（江尾大元神楽保存会、川戸神楽社中、谷住郷神楽社中、今田神楽社中、小田舞子連中、長谷同志会、八戸神楽社中、市山神友会）	
生活と営みの景観	街の景観	江津市役所桜江支所、今井美術館、大元神楽伝承館、川戸駅	
	道路の景観*	国道 261 号、主要地方道 41 号桜江金城線、主要地方道 46 号大田桜江線、一般県道 112 号三次江津線、一般県道 295 号日貫川本線、一般県道 297 号皆井田江津線、一般県道 329 号桜江旭インター線、桜江大橋	
	公園の景観	水ふれあい公園「水の国」、森林総合公園「風の国」、川戸児童公園	
	祭りの景観	川戸水神祭、ピクニックラン桜江（「水の国」「風の国」の間）	
	赤瓦景観	街なみ	川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀
		建物	谷住郷保育所、桜江小学校
	里の景観	小田のほ場整備地、やぶさめの池（ため池百選）	
主な視点場		甘南備寺山からの眺望、嶮山からの眺望、平野山からの眺望	
主な眺望道路・鉄道		国道 261 号（江の川の眺望）、JR 三江線（江の川の眺望）	

※道路の景観は、主要な景観資源を結び、道路の連続性のある国道、主要地方道、一般県道等幹線道路を挙げています。

表中、景観資源名に下線があるものは指定文化財を示し、名称の後のアルファベットは a:国重要文化財、b:国指定文化財、c:国登録文化財、d:県指定文化財、e:市指定文化財を示します。

○校歌に歌われた景観

桜江小学校	緑うつして <u>流れゆたかな江の川</u> <u>千丈溪の</u> <u>みなぎるしぶき浴びながら</u> <u>雲がわきたつ</u> <u>山の稜線</u> うつくしく、あの空のもと あふれる夢を追いかけて
桜江中学校	岩脇の台上 朝日に映えて <u>邑智の群山</u> <u>彼方にそびえ</u> <u>霧吐き流るる</u> <u>中国太郎</u> <u>たぎつ瀬の流れ</u> 若鮎おどる <u>清流八戸川</u> 静けきほとり

○江の川の景観（民話と祭りの景観）



川戸の水神祭(エンコウ祭り)

本市には、エンコウ（河童）にまつわる民話や伝説が多く残されています。江の川で行われる川戸の水神祭（エンコウ祭り）では次のような民話があります。

『昔、この地方を治めていた領主の愛馬が江の川へ水を飲みに行ったところ、川に潜んでいたエンコウが馬を川へ引き込もうとした。驚いた馬はエンコウを引きずったまま城内に逃げ帰り、エンコウは捕らえられて殺されるばかりになった。その夜、城主が寝ていると、エンコウが城主の枕元に現れて、「どうぞお助けください。将来、決してこの村の人には害をいたしません。」と誓ったそうだ。城主は「違えなければ助けてやる。そして毎年祭りをしよう」といって許したという。』以来、500 有余年、毎年5月5日の端午の節句に、水神祭（エンコウ祭り）を行うようになったといわれています。

（桜江町史及び国土交通省浜田河川国道事務所資料より作成）

景観まちづくりの目標

点在する景観資源を地域が連携して守り育てる 桜江地域の景観まちづくり

景観ワークショップでの意見交換から、地域の景観資源を桜江の人々が連携して守り育てることを景観まちづくりを目標としました。

景観まちづくり基本方針

■方針1 自然の景観まちづくり

- ・江の川の流れと市街地の背景となる甘南備寺山など多くの山並みと緑の稜線、周辺の緑の景観を保全します。
- ・川戸から谷住郷の江の川を重点地区として景観形成を図ります。
- ・江の川沿いの国道 261 号や JR 三江線からの江の川や山々の眺望景観を保全します。
- ・千丈溪、竜頭滝、観音滝等周辺の自然景観を保全します。



江の川

■方針2 歴史と文化の景観まちづくり

- ・国の重要無形民俗文化財に指定されている大元神楽などの民俗芸能を守り育てます。
- ・地域の歴史と文化資源、情緒のある風景を守り育てます。
- ・赤瓦の歴史と風土を伝える神社仏閣の景観保全を図ります。



小田の農村景観

■方針3 生活と営みの景観まちづくり

- ・田園景観と周囲の自然環境が織りなす農村景観を守り育てます。
- ・小田のほ場整備地域は農業生産を高め、農業景観を保全します。
- ・やぶさめの池周辺の農村景観を保全します。
- ・市民、事業者、行政の協働により、花と緑にあふれる景観まちづくりを進めます。
- ・にぎわいの拠点になるリゾート施設や公園は、周囲の自然環境と調和する景観の形成を図ります。
- ・川戸、谷住郷、小田、市山、渡田、渡、鹿賀は、赤瓦の街なみ景観の形成を図ります。

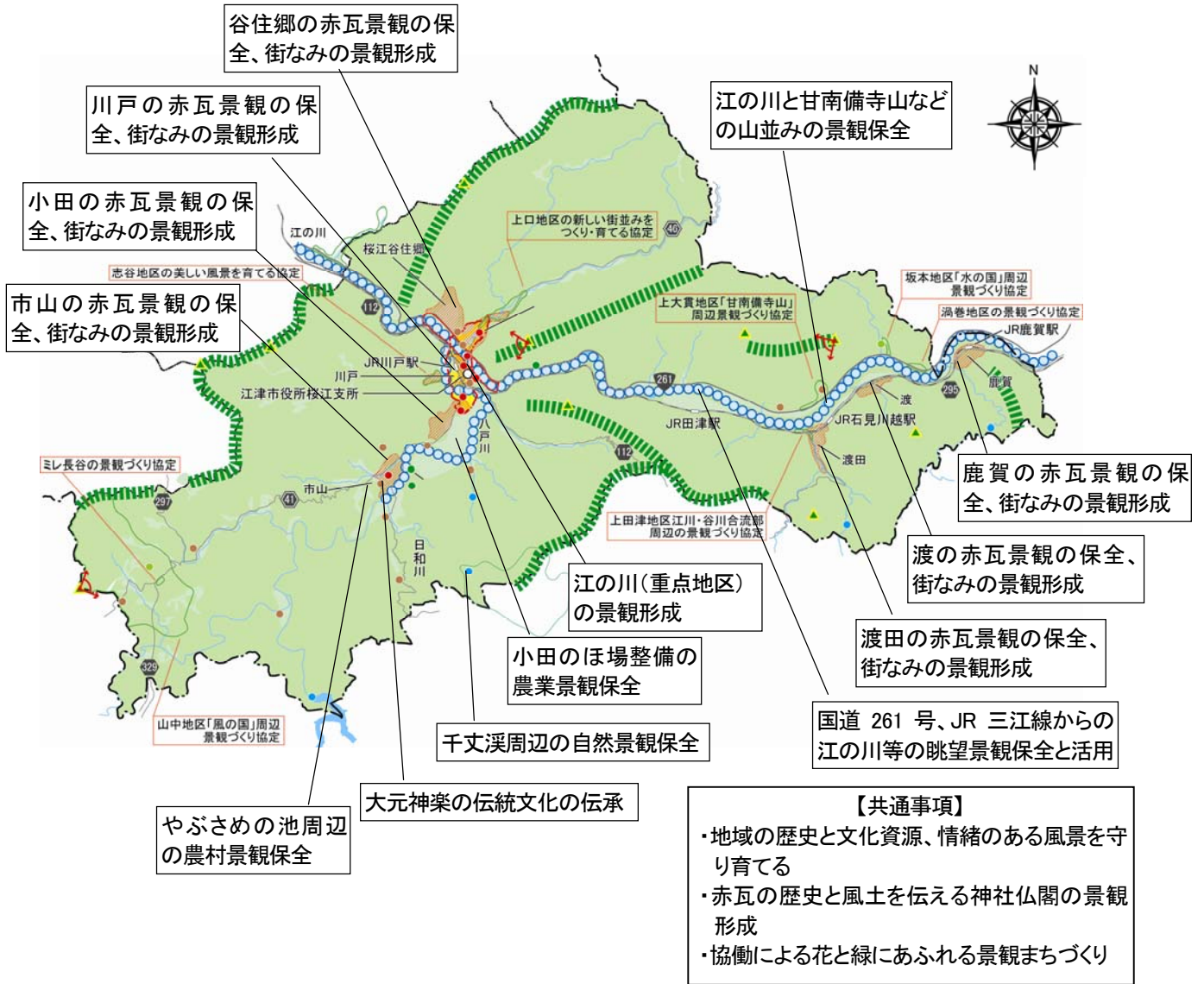


桜江小学校



桜江川戸の赤瓦景観

桜江地域
景観まちづくり方針図



凡例

鉄道	■
山陰道	—
国道	—
県道	—
市境	■
地域界	- - -
都市計画区域	- - -
国道番号	9
主要地方道	50
一般県道	297

土地利用(面的な景観)

自然の景観	森林	■
	農地	■
	水辺	■
街の景観	住宅地	■
重点地区		○
赤瓦景観保全地区		○
住民協定地区		○

景観資源と景観軸

自然の景観	稜線軸	
	主な山・峠	▲▲
	河川軸	○○○
	主要な河川・水路	—
	山の景観資源	●
歴史・文化の景観	海・川の景観資源	●
	代表的な歴史・文化的景観資源	●
生活・生産の景観	街の景観資源	●
	里の景観資源	●
	視点場	▽

2. 重点地区の基本方針

重点地区は、景観まちづくりを積極的に展開し、景観まちづくりのモデルとなって、本市の景観形成を牽引します。第2章で示した景観まちづくりの3つの方針に合わせ、3箇所の重点地区を定めます。

重点地区は、第4章に示す届出対象行為をきめ細やかに指定することで、景観形成を誘導します。

重点地区「江の川地区」 方針1. 自然の景観まちづくり

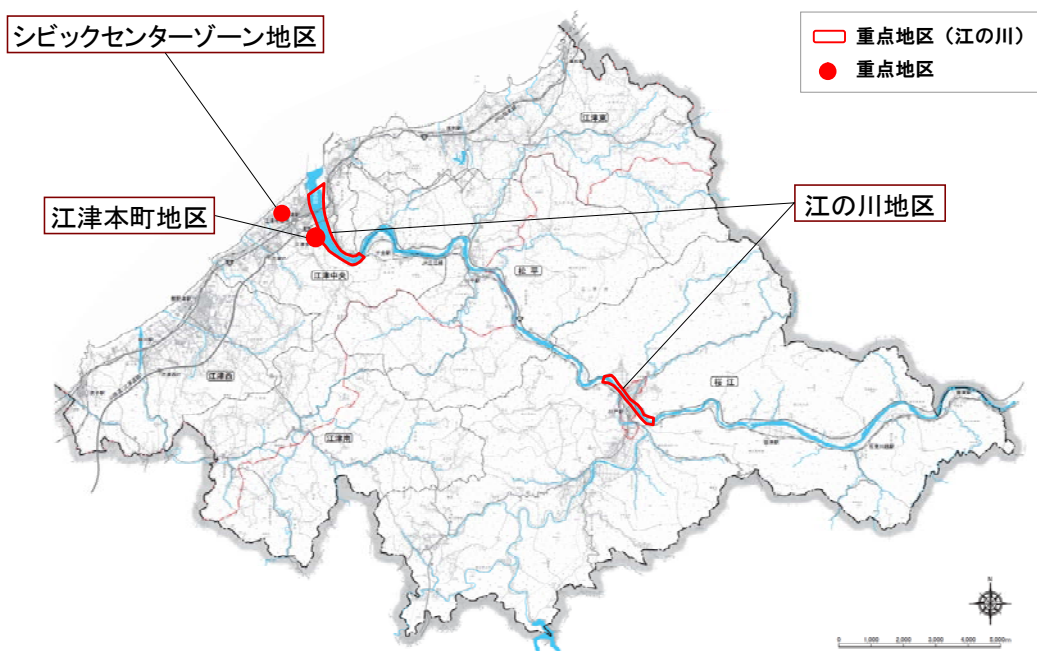
江の川は、本市の中央を流れ、下流部と中流部の一部は都市計画区域の重要な自然景観となり、祭りやイベントが行われ、市民生活の場となっています。市街地に接する河川の良い景観を保っていくことから重点地区とします。

重点地区「江津本町地区」 方針2. 歴史と文化の景観まちづくり

江の川の舟運と北前舟の寄港地として栄えた江津本町は、現在も多くの歴史的な建造物が残された街なみを形成しています。江津本町地区まちづくり協定が結ばれ、街なみ環境整備事業により景観形成が進められています。江津本町の街なみ景観を守り、育てていくために重点地区とします。

重点地区「シビックセンターゾーン地区」 方針3. 生活と営みの景観まちづくり

シビックセンターゾーン地区は、公共施設を中心に計画的なまちづくりが進められています。新たなまちづくりのモデルとなり、本市の新しい拠点として景観形成を進めるため、重点地区とします。



重点地区位置図

重点地区 【自然の景観】

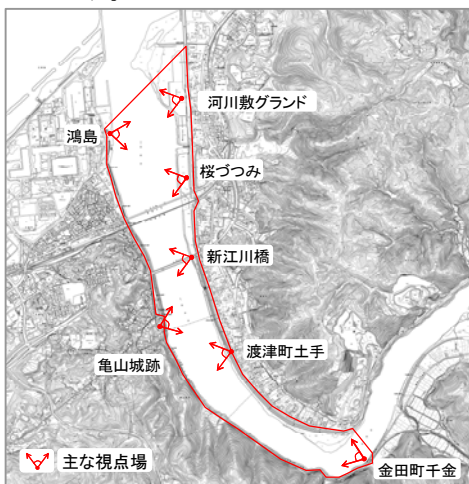
江の川地区の景観づくり



2-1. 江の川地区の基本方針【自然の景観づくり】

本市の中央を流れる「江の川」は、中国地方最大の河川で、流域の人々とともに自然、風土、歴史、文化、経済を支え続けてきた本市を代表する景観です。

地区の設定は、多くの市民が生活し、市民生活に直接結びつく江津町、渡津町、金田町の「江の川下流部」と桜江町川戸、谷住郷、後山の「江の川中流部」を重点地区として、景観形成を図ります。

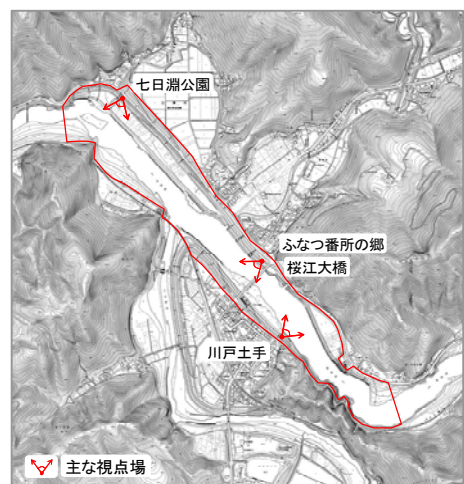


下流部の範囲

・河口から右岸 0.4 km
左岸 0.8 km～3.5 km
付近の河川を中心とする区域

中流部の範囲

・河口から 14.9 km～
17.0 km 付近の河川を
中心とする区域



景観特性と課題

■江の川下流部

- ・江の川堤防、新江川橋、江川橋は市民の散歩道となり、川越しに見る市街地、島ノ星山の眺望に優れ、アンケート調査や景観ワークショップでは「江津らしい景観」に挙げられています。
- ・江の川を望む視点場として、新江川橋、江川橋、亀山城跡、幸島、桜つつみ、河川敷グラウンド、渡津町土手、金田町千金等があげられます。
- ・江津本町の山辺神社は古くから海上の守護神と信仰され、江津祇園大祭礼「ホーランエー」は、神輿を乗せた御座舟ごさぶねをかいそろえせん櫂揃船が引いて河口の幸島へ渡る、江の川を舞台に行われる江戸時代から続く祭事です。
- ・毎年夏に行われる「江の川祭り」では、川岸で花火が打ち上げられ、灯ろう流しが行われます。川の土手は多くの見物人でにぎわい江津の風物詩として、多くの人々の心を捉えています。



新江川橋からの眺望



金田町からの眺望



ホーランエー



おろちボートレース



江の川祭(花火)



消防出初め式



市民レガッタ



江の川左岸

- ・渡津町では、新江川橋から下流に、桜つつみと遊歩道が整備され、渡津町の赤瓦の街なみと広々とした川、川越しに市街地、橋、煙突を眺望する地となっています。
- ・遊歩道は、JR 江川鉄橋で途切れています。国道 9 号に接続し下江川橋から左岸を結ぶ遊歩道の連続性が望まれます。
- ・川岸には漁具等が放置され、ボートの不法係留等もみられ、川岸が雑然としています。
- ・河川のゴミは、江の川的美観を損ねるもので、積極的な清掃活動が必要です。
- ・江の川は度々水害を起こしてきました。水害に対する備えを図るなかで、市街地の重要な公共空間として景観に配慮していく必要があります。

■江の川中流部

- ・江の川堤防からは江の川と周辺の山々の雄大な眺望が開けています。江の川に沿って走る国道 261 号と JR 三江線からは江の川の変化に富んだ眺望を見ることができます。
- ・江の川はアユ釣りが盛んで、初夏には釣り人の姿が川面に映る景観が見られます。谷住江の瀬はアユの産卵地となっています。
- ・桜江大橋は江の川に架かる主要地方道桜江金城線のトラスト橋です。国道 261 号と江の川左岸の桜江町中心部の川戸、小田、市山を結ぶ交通上重要な橋で、桜江をイメージした色彩が施されています。
- ・川戸地区で約 500 年続く「水神祭（えんこう祭り）」は、江の川を舞台に5月に行われます。この祭りは、川にせり出すようにそびえる大岩に宮司が「神迎え」の儀式を行って水神を迎え、太詔刀命神社ふとのりとみことでお祀りし、翌日に水神を神輿に乗せ、桜江大橋下の河原から、竿と櫓さお ろを使った舟で川をさかのぼり、大岩に水神を帰す祭事です。



江の川の眺望(桜江橋上流)



江の川の眺望(桜江橋下流)



江の川の鮎釣り



桜江大橋



川戸水神祭



谷住郷の瀬(鮎産卵地)

- ・江の川は度々水害を起こしてきました。水害に対する備えを図るなかで、地域の伝統や文化の象徴となる祭りの開催、夏の川遊びや釣りなど自然と親しむレクリエーションの場の形成が望まれます。
- ・河川堤防が高く、急勾配なため、生活の場から河川の景観を見る機会が少なくなっています。
- ・桜江大橋周辺や川戸土手等の視点場からの河川景観を眺望する場の整備が必要です。
- ・河川のゴミは、江の川的美観を損ねるので、積極的な清掃活動が必要です。

江の川重点地区の基本方針

■江の川下流部の基本方針

- ・山辺神社江津祇園大祭礼「ホーランエー」などの伝統行事、江の川祭のおろちボートレースや花火、灯ろう流しなどの行事の開催時に、堤防や橋からの見物人の安全性を確保します。また、川の景観を楽しむ親水性の向上を図ります。
- ・護岸の整備改修にあたっては、親水性や緑化等景観に配慮した整備を図ります。
- ・桜つつみ整備による緑化、高水敷を利用した広大なグラウンドの利用促進と適切な維持管理に努めます。
- ・JR 江川鉄橋で分断されている桜つつみ遊歩道の連続性と国道9号歩道との歩行者動線を確保し、国道9号歩道、桜つつみ遊歩道、新江川橋、江津本町、江の川左岸堤防遊歩道、幸島、河川敷グラウンド及び渡津町土手を結ぶ歩行者動線の整備を検討します。
- ・視点場を中心に川の眺望を楽しむ場の整備を検討します。
- ・川岸に置かれた漁具等資材の整理整頓に努め、不法係留等のないように啓発活動に努めます。
- ・地域住民と連携した水辺の清掃活動や花の植栽運動を進めます。



捨石護岸



桜つつみ



高水敷を活用したグラウンド
(渡津町)国土交通省 HP

■江の川中流部の基本方針

- ・川戸地区の「水神祭 (えんこう祭り)」などの伝統行事開催と堤防や橋からの見物人の安全性を確保し、川の景観を楽しむ親水性の向上を図ります。
- ・護岸の整備改修にあたっては、親水性や緑化等景観に配慮した整備を図ります。
- ・生物多様性を確保し、河川の自然環境を保全します。
- ・視点場を中心に川の眺望を楽しむ場の整備を検討します。
- ・地域住民と連携した水辺の清掃活動や花の植栽運動を進めます。



法覆護岸



アユの産卵場 国土交通省 HP



七日淵公園の清掃活動
国土交通省 HP

重点地区 【歴史と文化の景観】

江津本町地区の景観まちづくり



江津本町

2-2. 江津本町地区の基本方針【歴史と文化の景観まちづくり】

江津本町は、古くから江の川の舟運と日本海の手運の要所として栄え、今も歴史的建造物が多く残る伝統的な街なみ景観を形成しています。この街なみ景観を守り育てていくために、重点地区とします。

江津本町地区の範囲

江津本町地区まちづくり協定区域と郷田小学校、江津幼稚園、中国電力江津変電所及び背景となる山の斜面の区域



景観特性と課題

- ・旧街道沿いの江津湊回船問屋の面影を残す豪壮な屋敷、軒をつらねた町家、神社仏閣、明治期の郵便局及び鼻ぐり石の残る本町川沿いの歴史的建造物が、街なみを形成しています。
- ・赤瓦屋根が連続する街なみをつくり、古来待の古い屋根も多く残されています。
- ・歴史的建造物が並ぶ旧山陰道は、石畳が残る土床坂、旧浜田藩との境界柱へと続き、旧街道の景観をよく残しています。



江津湊回船問屋の面影を残す建物



軒をつらねた町家



赤瓦屋根の街なみ

- ・赤瓦が黒瓦に葺き替えられるなど、赤瓦景観の統一感が薄れてきています。
- ・地区内の少子高齢化が進み、空き家が増加し、維持管理が十分に行われない歴史的建造物が見られます。



土床坂の石畳



黒瓦の増加



空き家

重点地区の基本方針

- ・歴史、文化、水辺、緑、花などの要素を取り込んだ「住みよい」まちづくりをめざし、地区住民と市民が誇りとする街なみ景観の形成を図ります。
- ・道路は、地区内に残存する主要な歴史的建造物などをネットワーク化して結び、まちを訪れる人が回遊し易くなるように美装化等を図ります。
- ・回遊ルートの拠点施設周辺は、地域住民やまちを訪れる人が歩き易くなるように、休養空間や案内施設を設けた小公園の整備を進め、街なみ景観の形成に努めます。
- ・まちづくりの拠点施設として、旧江津町役場及び旧江津郵便局を改修し、集会所や案内・休息の機能を持つ施設を整備します。また、消火栓などの防災施設の整備を行うとともに、訪れた人が歴史を感じながら歩き易くなるよう、街なみと調和した案内板や道しるべ、街灯などの整備を進め、主要部分では、電柱電線の移設等の修景を行います。
- ・本地区の街なみ景観を構成する石州赤瓦、しっくい壁、板壁、木格子の住宅、門及び大和塀を継承し、歴史を感じさせる魅力的な街なみ景観の形成を進めます。

重点地区 【生活と営み（新しい街）の景観】 シビックセンターゾーン地区の景観まちづくり



シビックセンターゾーン

2-3. シビックセンターゾーン地区の基本方針

【生活と営み（新しい街）の景観まちづくり】

この地区は、江津市総合市民センター等の公共施設や病院、住宅団地、教育施設が集まり、新しい都市景観が形成されています。本市の顔となる新しい景観づくりに取り組むため重点地区として、景観形成を図ります。

シビックセンターゾーンの範囲

市立江津中学校、県立江津工業高校、島根県済生会高砂 ケアセンター、江津市総合市民センター、江津警察署、江津西浄化センター、江津中央団地、島根県済生会江津総合病院等の施設が立地する区域



景観特性と課題

- ・江津市総合市民センター、島根県済生会江津総合病院、県営江津中央団地、市立江津中学校、市立めぐみ保育園などの公共施設がまとまって整備されている地区で、新しい都市景観が形成されています。
- ・島ノ星山の眺望に優れ、市道郷田和木海岸線には五左右衛門松の並木があります。
- ・屋根は傾斜屋根と石州赤瓦を使用し、壁面も石州赤瓦と調和するうす茶色としていることで、全体に調和の取れた街なみ景観を形成していますが、これまで、景観形成基準がなかったため、陸屋根や黒瓦を使用するなど、統一性が十分に取られていませんでした。



バスベイ



江津中央団地



島ノ星山の眺望

重点地区の基本方針

- ・本市の新たな都市景観として、統一感のある景観形成をめざします。
- ・屋根は傾斜屋根に石州赤瓦とする本市の特徴となる景観形成を図ります。
- ・バスベイやシビックセンター公園、市道高丸線からの島ノ星山の眺望を確保します。
- ・街路樹等による緑化とともに、敷地内の緑化、生け垣の植栽、駐車場の緑化、花壇の整備と適切な維持管理を図ります。



赤瓦を使用した保育園



シビックセンター公園



街路樹と敷地内緑化

3. 重点候補地区の基本方針

本計画では、重点候補地区を設定し、景観まちづくりの基本方針と景観形成基準を示すことで、景観形成の誘導を図ります。

第4章に示す届出対象行為は、大規模行為を対象とします。今後、地域住民との協働の取組により、重点地区への移行をめざします。

重点候補地区「有福温泉地区」 歴史と文化の（温泉情緒あふれる）景観まちづくり

有福温泉地区は、1360年の歴史を持ち、泉源のある薬師堂下の御前湯へ向かう坂道に情緒のある温泉街を形成しています。近年の火災により中心部の建物が焼失し、修景整備とともに景観形成が望まれます。温泉情緒あふれる景観まちづくりに向け、重点候補地区とします。

重点候補地区「江津駅周辺地区」 生活と営みの（市の玄関となる）景観まちづくり

江津駅周辺は、本市の玄関として多くの人々が利用し、駅周辺整備や都市計画道路等の整備が計画されています。駅周辺の良好な景観形成に向け、重点候補地区とします。



重点候補地区位置図

重点候補地区 【歴史と文化（温泉街）の景観】

有福温泉地区の景観まちづくり



有福温泉

3-1. 有福温泉地区の基本方針【歴史と文化（温泉街）の景観まちづくり】

有福温泉は 1360 年の歴史を持ち、泉源のある薬師堂下の御前湯に向かって旅館街の坂道と石段を登る情緒のある温泉街を形成しています。平成 22 年に温泉街の中央で旅館 3 棟、民家 1 棟を火災により失いました。有福温泉を重点地区として景観形成を図ります。

有福温泉地区の範囲

出湯橋から御前湯を中心とする温泉街と背景となる山の斜面の区域



景観特性と課題

- ・温泉街を巡り、湯けむりの湯谷川を見て石段を登り、御前湯に至る路地と両側に並ぶ温泉街の赤瓦の景観が特徴となっています。
- ・温泉街の石段の最上部には薬師堂があり、温泉街と周辺の間々を見渡す眺望が開けています。
- ・共同浴場が3箇所（御前湯、さつき湯、やよい湯）あり、石段と路地を通して温泉巡りをする湯治場のたずまいを残しています。
- ・木造3階建ての歴史的な建造物が旅館として活用され、周囲も石州赤瓦を使用した赤瓦景観を形成しています。
- ・旅館街の中心部が平成22年の火災により空き地となっています。この土地の有効活用と周辺を含めた温泉街の景観形成が望まれます。



薬師堂



共同浴場御前湯



伝統的な建築物

重点地区の基本方針

- ・赤瓦景観の保全を図るとともに、1360年の歴史を感じさせる温泉街の魅力づくりに努め、火災跡地の有効活用と景観形成を図ります。
- ・温泉街の路地は福光石等地域の石材やセラミックサンド(石州瓦粉碎品)を活用し、地域の特徴のある景観づくりを進めます。
- ・湯路川、湯谷川は川の流れを活かした景観づくりを進めます。
- ・温泉街周辺の山の緑は、赤瓦屋根を引き立たせています。急傾斜地の保全を図るなかで、緑の確保を図ります。
- ・視点場となる3箇所の共同浴場、薬師堂、有福大仏殿からは、室外機や設備機器、壁面配管、配線等が見えないように努めます。



温泉街の空き地



福光石の敷石



湯路川



湯谷川

重点候補地区 【生活と営み（市の玄関）の景観】 江津駅周辺の景観まちづくり



3-2. 江津駅周辺地区の基本方針【生活と営み（市の玄関）の景観まちづくり】

江津駅は、本市の玄関として多くの人が利用します。駅周辺整備や東高浜地区の住宅市街地総合整備事業、都市計画道路等の整備が進められており、この地区を重点地区として、市の玄関にふさわしい景観形成を図ります。

江津駅周辺地区の範囲

江津駅南北エリアと国道9号沿線



景観特性と課題

- ・江津駅は本市の玄関となるところですが、駅舎、駅前広場等の老朽化が進んでいます。
- ・江津駅周辺は、金融機関や商店が集積していますが、シャッターを閉じているところも多くなっています。
- ・駅周辺には、来訪者に江津らしさを感じる景観形成の取組が望まれます。



江津駅と駅前広場



江津駅周辺

重点地区の基本方針

- ・江津市の玄関となる魅力的な都市景観の形成を図ります。
- ・駅舎と駅の南北通路の整備と景観形成に向けて、関係機関と協議を進めます。
- ・駅前広場整備にあたっては、機能性を持ち、市の玄関として緑化と地場産業である石州赤瓦等を活用した江津らしさを演出した修景デザインを行います。
- ・駅周辺の夜間の公共照明のデザイン化を検討し、都市景観の形成をめざします。
- ・公共サインのデザインと統一化を図り、屋外広告物は大きさ、色彩について県屋外広告物条例を活用して誘導していくこととします。
- ・駅周辺都市計画道路の整備にあたっては、歩行者の安全性を確保し、街路樹の植栽や駅周辺の回遊性を考えたカラー舗装やセラミックサンド(石州瓦粉碎品)による修景を図ります。
- ・駅周辺の整備にあたっては、傾斜屋根に石州赤瓦を使用することを基本として、修景を図ります。



江津駅周辺整備のイメージ図

4. 赤瓦景観保全地区の基本方針

市内に赤瓦景観がどこに、どのくらいあるかについては、「赤瓦の映える景観まちづくり事業（平成22年3月）」で赤瓦調査が行われています。調査は、まとまりのある赤瓦のある地区について、航空写真及び現地調査により屋根の色彩を調べています。概ね50戸以上の赤瓦屋根が連なる地区毎に赤瓦屋根の比率を下の表に示します。調査結果からは渡地区、黒松地区は赤瓦が80%を超え、70%代は9地区、60%代は9地区、50%代は3地区、49%が1地区となっています。以下、都野津土地区画整理事業地37%、嘉久志地区33%など赤瓦の比率が低くなっています。

赤瓦景観のまとまり状況から、重点地区の「江津本町」、重点候補地区の「有福温泉地区」を除く、上位23地区を赤瓦景観保全地区として、赤瓦景観を守り育てていくこととします。

地区別赤瓦率

No.	地域名	地区名	色			備考
			赤	黒	他	
1	桜江	渡	85%	12%	2%	
2	江津東	黒松	83%	11%	6%	
3	桜江	渡田	78%	18%	4%	
4	江津東	尾浜	77%	16%	7%	
5	松平	市村	75%	20%	4%	
6	江津東	浅利	74%	23%	3%	
7	江津東	波積本郷	73%	19%	7%	
8	江津東	中都治	73%	23%	4%	
9	江津南	跡市	73%	18%	9%	
10	江津中央	長田	70%	19%	11%	
11	江津東	上都治	70%	20%	11%	
12	松平	南川上	68%	19%	13%	
13	江津西	波子	66%	20%	14%	
14	江津西	都野津	66%	30%	5%	
15	桜江	鹿賀	65%	31%	5%	
16	桜江	谷住郷	64%	31%	4%	
17	桜江	川戸	64%	16%	20%	
18	江津南	有福温泉・上有福	62%	19%	19%	一部重点候補地区
19	江津西	敬川	61%	32%	7%	
	江津中央	江津本町	60%	34%	6%	重点地区
20	江津中央	塩田	58%	23%	19%	
21	桜江	市山	55%	20%	26%	
22	江津中央	和木	54%	37%	9%	
23	桜江	小田	49%	24%	26%	
	江津西	都野津区画整理事業地	37%	52%	11%	
	江津中央	嘉久志	33%	52%	15%	

※「赤瓦の映える景観まちづくり事業報告書（平成22年3月）」より

赤瓦景観保全地区の景観まちづくり



景観特性と課題

- ・本市には赤瓦景観が多く残されています。そうした中で、概ね 50 戸以上の赤瓦屋根が連なり、赤瓦景観を形成している地区が 23 箇所あります。
- ・赤瓦景観を形成していますが、屋根の葺き替えや建て替えによって、赤瓦景観がなくなる可能性があります。
- ・古来待の古い瓦屋根の葺き替え、建て替え等による減少が懸念されます。

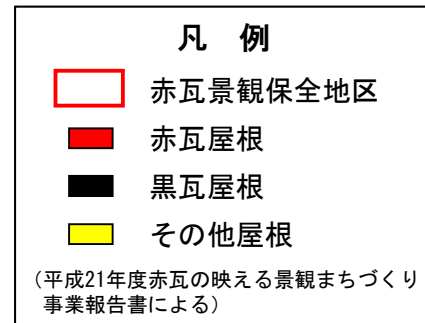
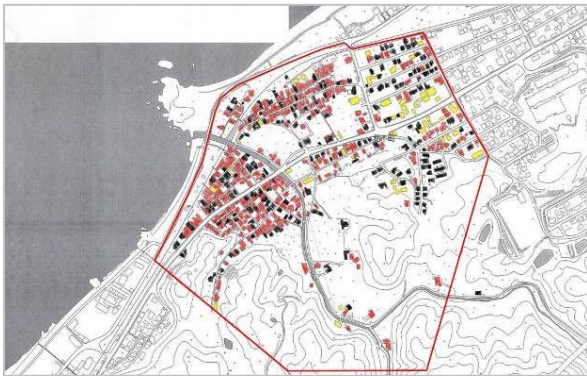
赤瓦景観保全地区の基本方針

- ・赤瓦景観保全地区として、住民協定の締結による赤瓦景観の保全を地域住民と連携して進めます。また、赤瓦景観保全地区の範囲の拡大、新たな設定を地域住民と連携して進めます。

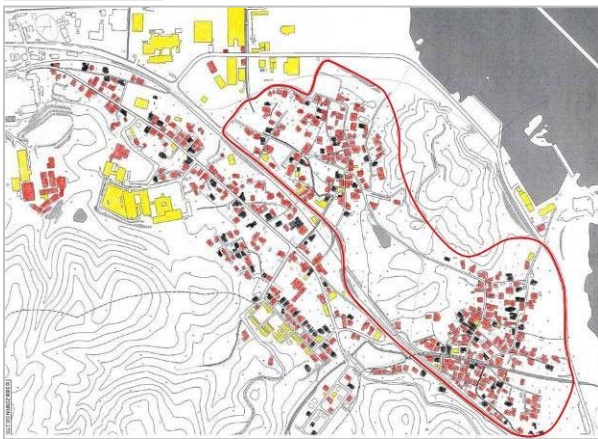
赤瓦景観保全地区の範囲

【江津中央地域】

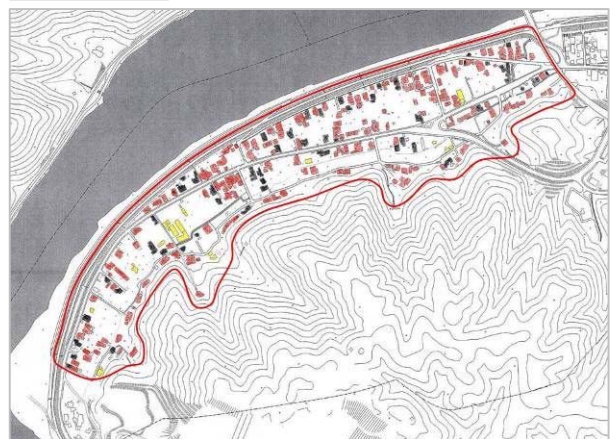
和木地区



塩田地区

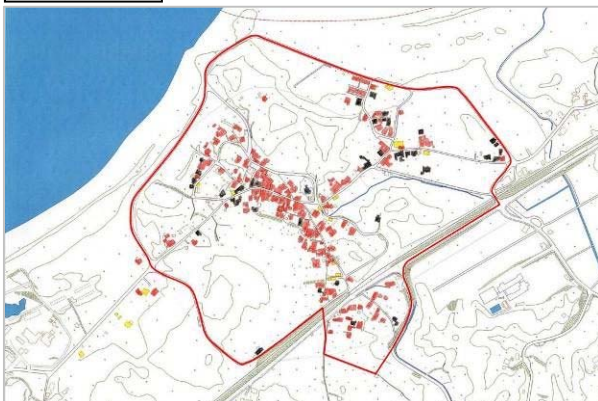


長田地区

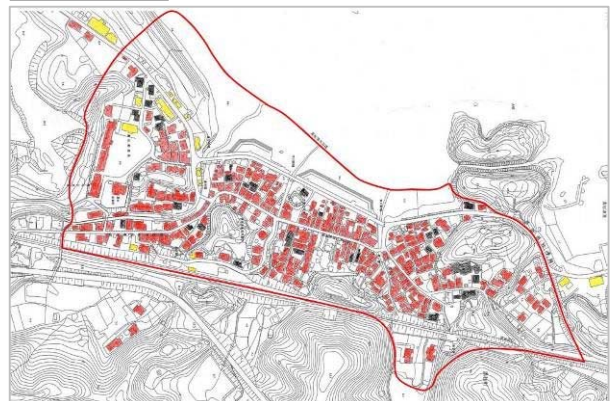


【江津東地域】

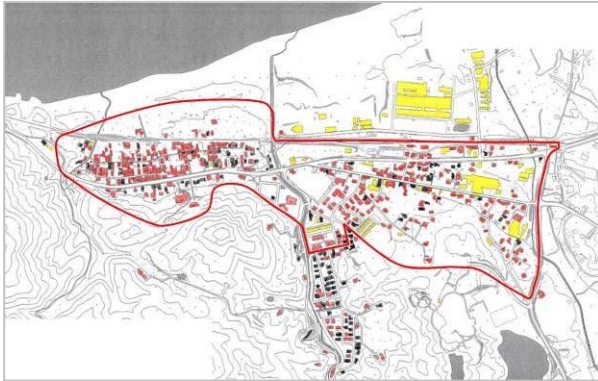
尾浜地区



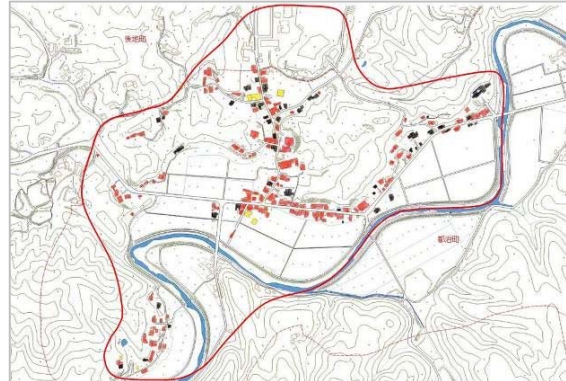
黒松地区



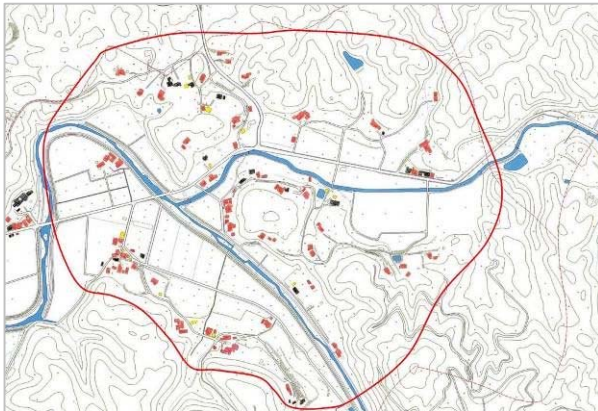
浅利地区



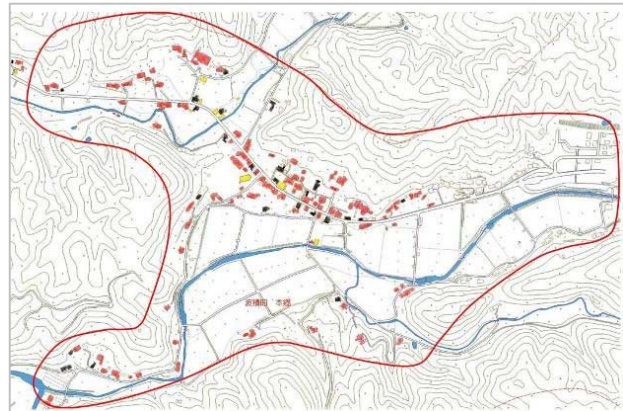
中都治地区



上都治地区

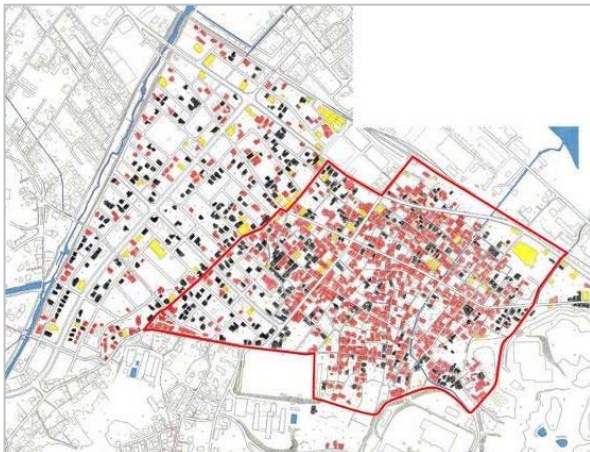


波積本郷地区

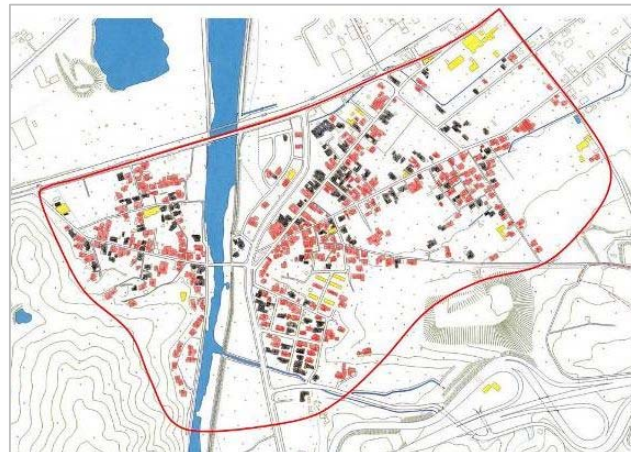


【江津西地域】

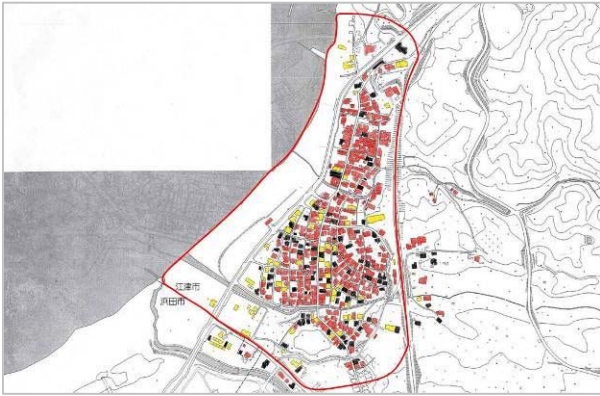
都野津地区



敬川地区

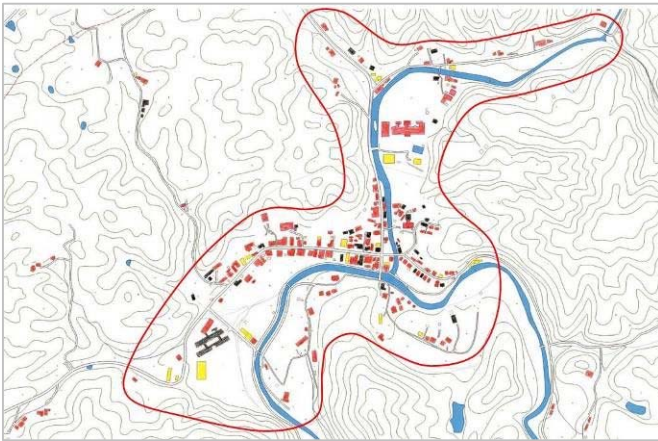


波子地区

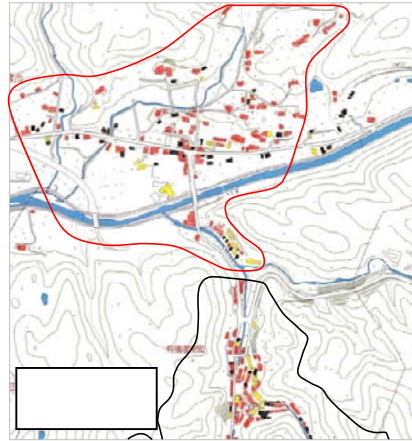


【江津南地域】

跡市地区



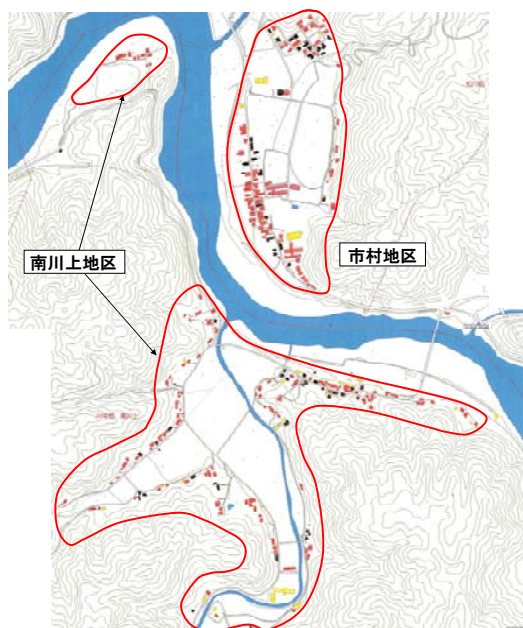
上有福地区



【松平地域】

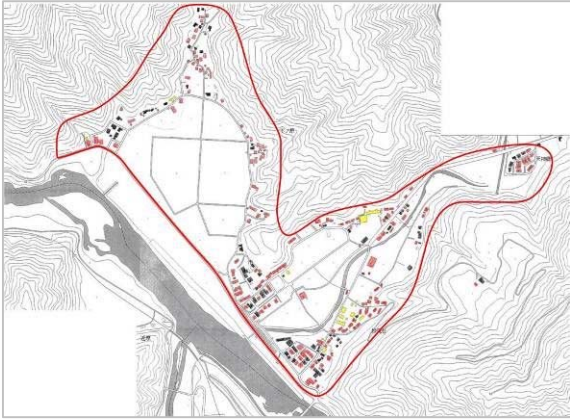
南川上地区

市村地区

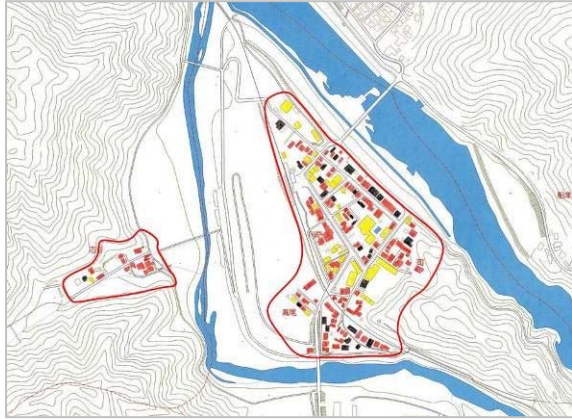


【桜江地域】

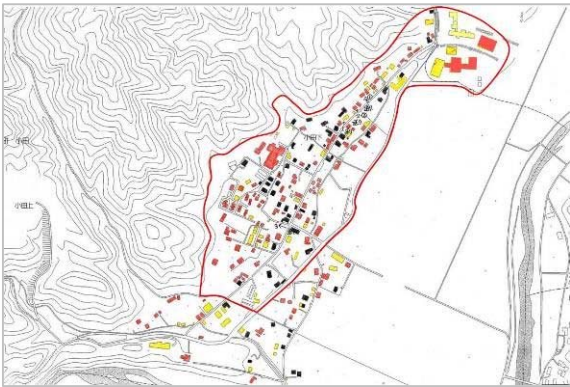
谷住郷地区



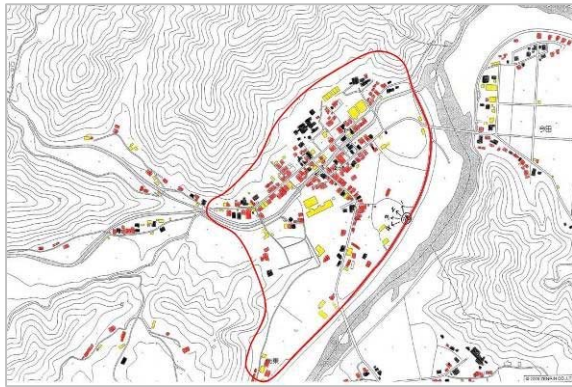
川戸地区



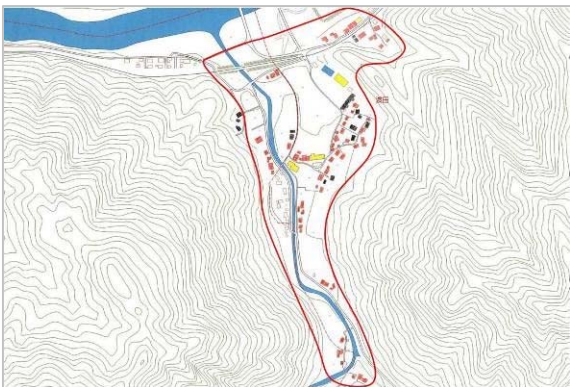
小田地区



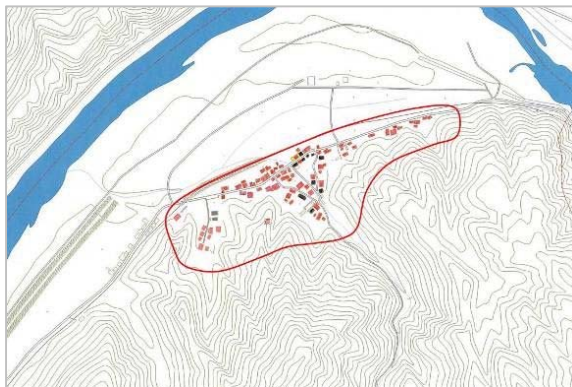
市山地区



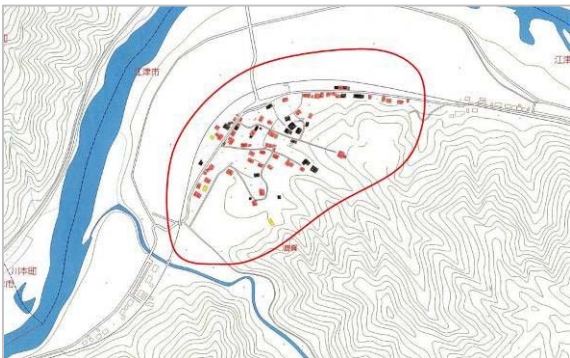
渡田地区



渡地区



鹿賀地区



第4章 良好な景観形成に向けた 取組

良好な景観形成に向けた取組として、本計画では、以下に示す8項目を挙げています。
この取組の円滑な運用により、本市の景観形成を図ります。

良好な景観形成のための8つの取組

1. 良好な景観形成のための届出

建築物工作物の新築及び増改築、開発行為、土砂の採取、屋外の資材置き場等を行う際に届出を行い、景観形成基準を満たすようにすることで、景観形成を図ります。

大規模行為の届出

一般地域、重点地区候補、赤瓦景観保全地区

重点地区の届出

江の川地区
江津本町地区
シビックセンターゾーン地区

2. 良好な景観形成のための基準

良好な景観形成のために必要最低限の基準を示し、基準を満たす建築物工作物、開発行為、土砂の採取、屋外の資材置き場等の増加により景観形成を図ります。

一般地域の景観形成基準

一般地域

重点地区の景観形成基準

江の川地区
江津本町地区、
シビックセンターゾーン地区

重点地区候補の景観形成基準

有福温泉地区
江津駅周辺地区

赤瓦景観保全地区の景観形成基準

赤瓦景観保全地区

3. 赤瓦住宅計画指針

江津らしい住宅地景観を形成していくための指針を示しています。

4. 公共建築物の整備に関する指針

公共建築物の景観整備に関する指針を示しています。

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観上重要な建造物や樹木を指定する方針を示しています。

6. 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観上重要な公共施設の景観整備に関する方針を示しています。

7. 屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物の景観形成を図る方針を示しています。

8. 景観農業振興地域整備計画策定に関する方針

農地の景観形成を図る景観農業振興地域整備計画策定の方針を示しています。

1-1. 大規模行為の届出対象

一般地域の届出対象となる行為と規模は、以下のとおりです。

行為の種類		届出対象となる規模等		備考		
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	【新築・移転・撤去】	次のいずれかに該当するもの（規模①） <ul style="list-style-type: none"> 高さ13m若しくは4階建てを超えるもの 建築面積500㎡を超えるもの 	景観法第16条第1項第1号		
		【増築・改築】	<ul style="list-style-type: none"> 規模①に該当するもの 増築・改築により規模①に該当するもの 			
		【外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更】	<ul style="list-style-type: none"> 規模①に該当し、変更部分が外観の過半を超えるもの 			
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	【新築・移転】 次のいずれかに該当するもの		景観法同条同項第2号		
		<ul style="list-style-type: none"> 垣、さく、塀、擁壁等 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5mを超えるもの（規模②） 			
		<ul style="list-style-type: none"> 煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 風力発電施設 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13mを超えるもの（規模③） 			
		<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設 	<ul style="list-style-type: none"> 設置面積が500㎡を超えるもの（規模④） 			
		<ul style="list-style-type: none"> 観覧車、飛行塔、メリゴーランド[®]、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 立体駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの（規模⑤） 			
		<ul style="list-style-type: none"> 橋（自己の居住の用に供する戸建住宅専用のものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 全て 			
		<ul style="list-style-type: none"> 電気供給のための電線路、有線電気通信のための電線路、空中線（支持物を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ20mを超えるもの（規模⑥） 			
		<ul style="list-style-type: none"> 広告板、広告塔、装飾塔等 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの（規模⑦） 			
		【増築・改築】			<ul style="list-style-type: none"> 規模②～⑦に該当するもの 増築・改築により規模②～⑦に該当するもの 	
		【外観の変更をともなう修繕・模様替え・色彩の変更】			<ul style="list-style-type: none"> 規模②～⑦に該当し、変更部分が外観の過半を超えるもの 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 開発面積:1,000㎡以上 高さ5mを超える擁壁（法面）が長さ10mを超えるもの 		景観法同条同項第3号		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 対象面積:1,000㎡以上 		景観法同条同項第4号		
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m以上、又は対象面積1,000㎡以上 				

1-2. 重点地区の届出対象

重点地区の届出対象となる行為と規模は、以下のとおりです。

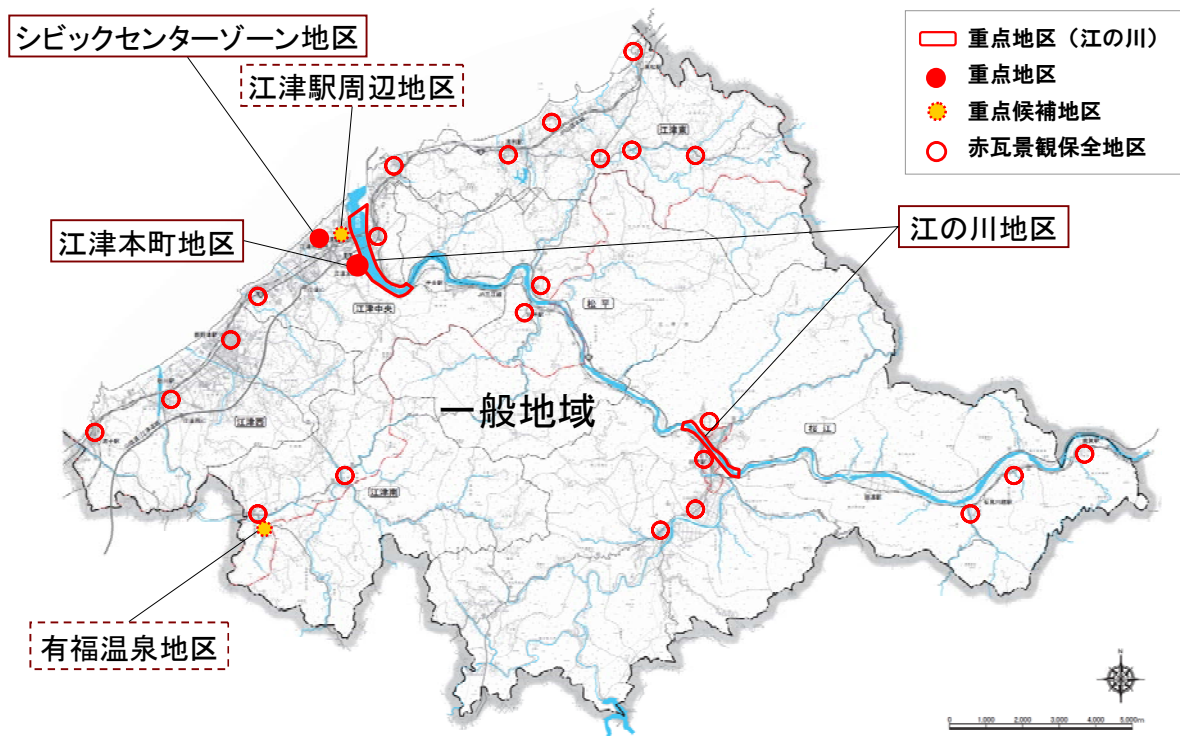
行為の種類		届出対象となる規模等		備考	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 床面積が10㎡を超えるもの 新・増・改築後に高さ5mを超えるもの 変更部分が外観の過半を超える修繕、模様替え、色彩の変更 		景観法第16条第1項第1号	
		工作物	【新築・移転】 次のいずれかに該当するもの		景観法同条同項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 垣、さく、塀、擁壁等 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2mを超えるもの(規模⑪) 				
<ul style="list-style-type: none"> 煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 風力発電施設 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5mを超えるもの(規模⑫) 				
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> 設置面積が10㎡を超えるもの(規模⑬) 				
<ul style="list-style-type: none"> 観覧車、飛行塔、ミーゴーランド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラント等 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 立体駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの(規模⑭) 				
<ul style="list-style-type: none"> 橋(自己の居住の用に供する戸建住宅専用のものを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 全て 				
<ul style="list-style-type: none"> 電気供給のための電線路、有線電気通信のための電線路、空中線(支持物を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10mを超えるもの(規模⑮) 				
<ul style="list-style-type: none"> 広告板、広告塔、装飾塔等 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m又は表示面積10㎡を超えるもの(規模⑯) 				
【増築・改築】					
<ul style="list-style-type: none"> 規模⑪～⑯に該当するもの 増築・改築により規模⑪～⑯に該当するもの 					
【外観の変更をともなう修繕・模様替え・色彩の変更】					
<ul style="list-style-type: none"> 規模⑪～⑯に該当し、変更部分が外観の過半を超えるもの 					
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 開発面積:1,000㎡以上のもの 高さ2mを超える擁壁(法面)が長さ10mを超えるもの 		景観法同条同項第3号	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 開発面積:1,000㎡以上のもの 		景観法同条同項第4号	
	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> 伐採の面積が100㎡以上のもの(江の川地区は除く) 			
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2m以上 又は対象面積300㎡以上 			

2. 良好な景観形成のための基準

景観まちづくりの基本方針に向けて、景観形成基準を示します。

景観形成基準は、一般地域、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区について定め、建築・工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、修繕、模様替え、色彩の変更、開発行為、土地の形質の変更、資材等置き場の設置に際して、この基準に基づき、施工するものとします。

また、届出対象行為の審査基準となります。



景観形成基準区分図

2-1. 一般地域の景観形成基準

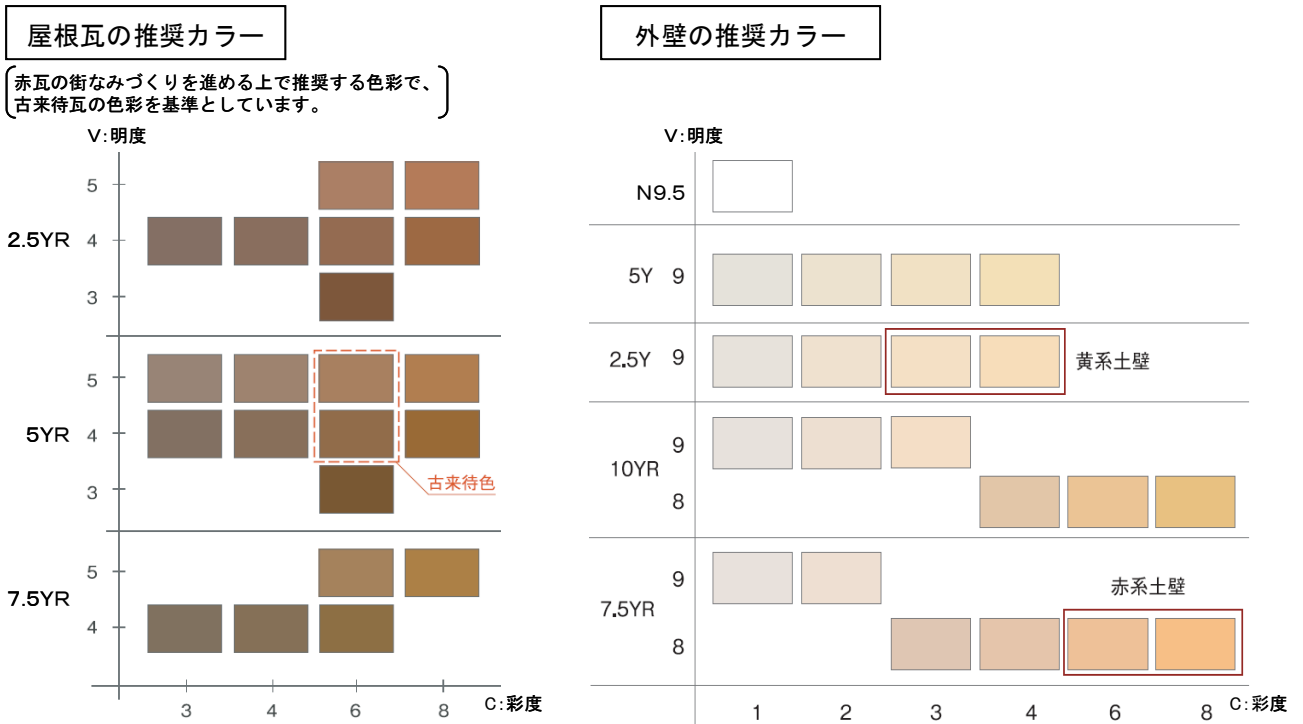
一般地域の景観特性をふまえ、以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

区分		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。 ・行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮する。 ・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦を利用するよう配慮する。 ・道路等公共の場から見える屋根へのソーラーパネル等の設置は極力控えるようにする。
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。 ・建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。ただし、やむを得ない場合には、主要な視点場又は道路からできる限り見えない位置に設置するよう努める。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材は、石州赤瓦の活用に配慮することし、推奨カラーは以下のとおりとする。 2.5YR~5YR 明度3~5 彩度3~8 7.5YR 明度4~5 彩度3~8 ・外壁は、赤瓦屋根と調和する色彩に配慮することし、推奨カラーは以下のとおりとする。 N9.5 2.5Y~5Y 明度9 彩度1~4 7.5YR~10YR 明度8~9 彩度1~8
	高さ位置	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。 ・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は、生け垣、花木等の緑化に努める。
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とする。 ・橋梁の色彩は、しまね景観色彩ガイドラインを参照し、周囲との調和を図る。
	高さ位置	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。 ・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とするよう努める。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。 ・主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮する。 ・鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮する。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は生け垣、花木等の緑化に努める。

区分	景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないように努める。 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図る。 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努める。 樹木の伐採は必要最小限に留め活用を図る。
その他	土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 <ul style="list-style-type: none"> 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないように努める。 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努める。 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <ul style="list-style-type: none"> 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とする。 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮する。

届出について、市長は届出に係わる行為が景観形成基準に適合していないと認める場合は、設計の変更その他の必要措置を行うこととします。

石州赤瓦の推奨カラーと石州赤瓦に調和する外壁の推奨カラーを以下に示します。



※印刷のため実際の色彩とは異なることがあります。

2-2. 重点地区の景観形成基準

(1) 江の川地区

江の川本川の河川区域において、民間の建造物等は、以下の景観形成基準に基づき良好な景観形成を図ります。尚、橋梁の色彩は、しまね景観色彩ガイドラインを参照し、周囲との調和を図ることとします。

①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none">・周囲の自然景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。・屋根は傾斜屋根を積極的に導入し、石州赤瓦の活用に努める。・屋根へのソーラーパネルの設置はしないように努める。
配置	<ul style="list-style-type: none">・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。・建築設備や屋外階段等の付属施設は、道路から直接望見できない所への配置に努め、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none">・屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを活用する。・外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを活用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none">・周囲の景観と調和に努める。・緑化を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀は使わないようにし、フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none">・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。・地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。

③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none">・周囲の自然景観や樹木等との調和を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none">・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・背景色にアクセントカラー（原色）の使用は避け、文字に使用するようにする。

④屋外における土石その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none">・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。・漁具等は整理整頓に努める。

(2) 江津本町地区

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先人より受け継いだ建造物を守り育て継承していくように努める。 ・江津本町の歴史性と石州赤瓦の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。 ・古来待瓦等古い石州赤瓦を保全活用する。 ・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は地区内に設置しないように努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は切妻、入母屋等勾配屋根を基本とし、石州赤瓦を使うように努める。 ・屋根へのソーラーパネル、太陽熱温水器の設置はしないように努める。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、周囲の建築物と壁面線、軒線などをそろえるなど、周囲との調和を考えたバランスの良い配置を図る。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・平屋建て、2階建てを基本とする。 ・周囲の街なみから外れた高さ、規模の建築は、避けるよう配慮する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・和風形態意匠の建築・工作物となるように努める。 ・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦を使用するように努め、屋根瓦の推奨カラーを積極的に導入する。 ・外壁は、板張、板張り風、土塗壁風、漆喰壁風の仕上げとし、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを積極的に導入する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・門等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和のとれたものとする。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・塀は、大和塀又は漆喰壁の土塀に石州赤瓦を載せたものを基本とする。 ・門は、和風引き戸で、石州赤瓦を載せた屋根を置くものを基本とする。 ・ブロック塀は使わないようにする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている素材の活用を努める。

③工作物（橋）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本町川に架かる石橋は出来る限り保全と活用を図る。 ・新設する場合は、出来る限り自然素材を活用し、自然の風合いを大切に、周囲との調和を図る。

④工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の街なみに調和した和風の看板とする。屋根、屋上へは設置しない。
色彩	・原色の使用は避けるようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

⑤工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、ブラウン色（10YR3/2））、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。
敷地の緑化	・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

⑥開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、石積み風のものを使い、緑化に努める。

⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

⑧木竹の伐採

項目	景観形成基準
木竹の伐採	・伐採後は、地域に育成する樹木を中心とした植栽により、良好な景観の形成に努める。 ・空地やのり面等は、地域に育成する植物の植栽による緑化に努め、良好な景観の形成を図る。 ・植栽に際しては、地域に育成する樹木を選定するよう努める。

⑨屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、高さは2m以下とする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

(3) シビックセンターゾーン地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・島ノ星山の眺望を活かし、周囲の街なみ景観等との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 ・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は傾斜屋根を積極的に導入し、石州赤瓦の活用に努める。 ・道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル、太陽熱温水器等を設置しないように努める。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。 ・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置に努め、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを活用する。 ・外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを活用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和に努める。 ・緑化を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。 ・ブロック塀は使わないようにする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。

③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。

⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合するように努める。

⑥木竹の伐採

項目	景観形成基準
木竹の伐採	・伐採後は、地域に育成する樹木を中心とした植栽により、良好な景観の形成に努める。 ・空地やのり面等は、地域に育成する植物の植栽による緑化に努め、良好な景観の形成を図る。 ・植栽に際しては、地域に育成する樹木を選定するよう努める。

⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

⑧屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

2-3. 重点候補地区の景観形成基準

(1) 有福温泉地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある温泉地として、温泉情緒のある景観に配慮した景観づくりを基本とする。 ・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は切妻、入母屋等傾斜屋根を基本とし、石州赤瓦を活用する。 ・道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル、太陽熱温水器を設置しないように努める。 ・視点場となる3箇所の共同浴場、薬師堂、有福大仏殿の前から室外機や設備機器、壁面配管、配線は、見えないように努める。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。 ・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦を基本とし、屋根瓦の推奨カラーの活用を図る。 ・外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーの活用を図る。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。 ・緑化を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀は使わないようにする。 ・フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用を努める。

③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

④工作物（橋）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none">・湯路川、湯谷川の流れを活かしたのすること。・新設する場合は、出来る限り自然素材を活用し、自然の風合いを大切にし、周囲との調和を図る。

⑤工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none">・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none">・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none">・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。

⑥開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none">・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないよう努める。・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合する。

⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none">・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

⑧屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none">・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	<ul style="list-style-type: none">・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

(2) 江津駅周辺地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・島ノ星山の眺望を活かし、周囲の街なみ景観等との調和に配慮した景観づくりを基本とする。 ・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は傾斜屋根を基本とし、石州赤瓦の活用に努める。 ・道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル等の設置は控えるようにする。
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。 ・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の付属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを基本とする。 ・外壁は、赤瓦屋根と調和する外壁の推奨カラーを基本とする。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。 ・緑化を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。 ・ブロック塀は使わないようにする。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。

③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。

⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合するように努める。

⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

⑦屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

2-4. 赤瓦景観保全地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

①建築物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・江津市の石州赤瓦の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。 ・赤瓦景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの赤瓦景観の眺望の妨げにならないよう配慮する。 ・古来待瓦等古い石州赤瓦を保全活用する。 ・煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は赤瓦景観に十分配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共の場から見える屋根へのソーラーパネル等の設置は控えるようにする。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、周囲の建築物と壁面線、軒線などをそろえるなど、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とするよう配慮する。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の街なみから外れた高さ、規模の建築は、避けるよう配慮する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の地域景観と調和した外観意匠となるよう努める。 ・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、石州赤瓦を積極的に使用するよう努め、色彩は推奨カラーを基本とする。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

②工作物（塀・門等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の地域景観と調和のとれたものとする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・赤瓦の屋根景観と調和のとれたものとするよう努める。
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。 ・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている素材の活用に努める。

③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）を基本とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。
敷地の緑化	・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、石積み風のものを使い、緑化に努める。

⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

⑦屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、高さは2m以下とするように努める。 ・道路に面する所は極力空地を確保するように努める。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

3. 赤瓦住宅計画指針

江津らしい住宅地景観を形成していく上で重要な住宅の構成要素について、「赤瓦住宅計画指針」として示すことで、地域の景観と調和した良好な住宅地の景観形成を図ります。

区分	内容
<p>屋根勾配</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江津カラーの石州赤瓦を屋根に葺くことを基本として、伝統的工法による屋根勾配である4.5寸を基準として、4.5寸～5寸を基本としましょう。 2階部分を5寸、下屋を4.5寸とすることも屋根を美しく見せる手法として有効ですので活用しましょう。 軒の出にも留意し、一般的には750mm以上、和風住宅では900mm以上を確保し、江津市の気候特性に配慮するとともに建物、屋根の表情を豊かに表しましょう。なお、多雪地では1,200mm以上とし、除雪の容易な形状としましょう。 けらば（妻側の端部）の出にも留意し、一般的には600mm程度を確保し、江津市の気候特性に配慮するとともに建物、屋根の表情を豊かに表しましょう。 <div style="text-align: center;"> <p>※屋根勾配は屋根の上辺を10とし、その縦の高さを寸で表します。</p> </div>
<p>屋根の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋根方向は、統一感のある落ち着いた街なみとするため、通りに対して平入りを基本とする。 敷地の制約などから妻入りにする場合、平入りでも2階建てで壁面が通りに面する場合など、下屋や庇を有効に活用し威圧感を軽減し、通りからの赤瓦景観の形成にも配慮するような工夫をしましょう。 通りの景観の統一性があると、美しい通りとなります。屋根の向きや傾きなどを周辺と合わせ、統一性のある景観形成を心掛けましょう。 <div style="text-align: center;"> </div>
<p>屋根の形状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として切妻屋根を基本としましょう。 古くからの家屋や集落等では、周囲の景観との調和に努めましょう。 <div style="text-align: center;"> </div>

区 分	内 容
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くからの良好な集落等では従来からの、板張り、土塗壁調・漆喰塗壁調を使用し周辺景観との調和に努めましょう。 ・ 漆喰調の壁や地域の土壁の色彩は、赤瓦とよく調和するためベースカラーはその色彩を基本としましょう。(Y～YR系 高明度、低彩度色) ・ 壁面が大きくなる場合には、腰壁やシコロ、庇、窓の配置等によって、壁の表情に変化やアクセントを与えるなど壁面全体のバランスや圧迫感の軽減に留意しましょう。 ・ 同色の場合でも素材感や塗装剤の輝度などによってイメージは変化するため十分留意しましょう。
外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤瓦住宅の建物と調和する色彩としましょう。 <p>(外部建具の存在を強調するような色は避け、茶色～アルミ素材色とする)</p>
柵、門等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古くからの街なみの場合、板塀や漆喰塀など伝統的な工作物の維持を図りましょう。 ・ 新築する場合には自然素材の採用や、落ち着いた色彩の採用など周辺景観との調和を図りましょう。 ・ フェンス等を設置する場合には、周囲の景観と調和のとれたブラウン系などの落ち着いた色彩にしましょう。 ・ 駐車場は道路に面する部分を最小限にとどめ、塀やゲートの設置によりむき出しにしないよう配慮しましょう。
付属設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外機や給湯器、ガスボンベなど屋外に設ける設備は、通りから目立たない位置に設置しましょう。 ・ やむをえず通りに面する場合には、建築本体や周囲の景観に調和するよう格子等により遮へい措置を行いましょう。
緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前面の通りから見越せる樹木の保全を図る。 ・ 海岸部ではクロマツ、ウバメガシなど、その他の地域ではシイ・カシ類やコナラ、エゴノキ、リョウブなど、郷土種に配慮した敷地内の緑化を図りましょう。 ・ 道路に面する場所では生け垣等の緑化を推進しましょう。
ソーラーパネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤瓦の住宅屋根には景観上適さないことから、屋根への使用はできるだけ避けましょう。
その他エクステリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤瓦の景観と調和する地場産の福光石や来待石、石見焼、石州瓦製品の使用を推進しましょう。

4. 公共建築物の整備に関する指針

公共建築物は、規模が大きく周辺の景観に影響を及ぼすとともに、地域のシンボルとなって景観形成の牽引役を担うものです。行政における景観づくりの取組を示すものとして位置づけられることから、公共建築物の整備に関する指針を定めます。

区分	内容
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根を原則とし、屋根勾配は周辺景観との調和に留意することとします。 ・屋根材は、石州赤瓦（和瓦）を使用することとし、推奨カラーとすることとします。 ・大面積となる場合には、推奨カラー混ぜ葺きを検討し単調にならないよう配慮することとします。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・色は石州赤瓦と調和する推奨カラーとすることとします。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地においては高中木をバランス良く配置するための十分な面積を確保し、質の高い緑化に努め、市街地の潤い景観の創出を図ることとします。 ・郷土種に配慮した敷地内の緑化を推進することとします。 ・接道部に対する生け垣等の緑化を推進することとします。 ・植栽後も適切な維持管理に努め良好な緑景観の創出に努めることとします。
柵、門等	<ul style="list-style-type: none"> ・石見地域の素材を活用することとします。 ・圧迫感のある塀はさけ、フェンス等を設置する場合には、ブラウン系の落ち着いた色彩のものとする事とします。 ・駐車場は道路に面する部分を最小限にとどめ、緑化によりむき出しにしない配慮を行うこととします。

公共建築物の整備事例



切妻屋根、低彩度色の外壁の地域景観と調和している公営集合住宅



石州赤瓦を使用し、地域景観と調和している校舎



石州赤瓦を使用し、地域のシンボルとなる道の駅サンピコごうつ



石州赤瓦を使用した駐輪場



石州赤瓦を使用した歩廊

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市には、地域の景観を特徴づけている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、街なみを構成する重要な要素になっていたり、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

（1）景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要建造物の指定の方針

- 1) 歴史的建造物で、街なみ景観を構成する要素となっているもの。
- 2) 地域の歴史性を感じさせる民家や土蔵、神社仏閣、校舎、公民館、道標、祠、石仏、常夜灯、石垣、石畳等で、街なみ景観を構成する要素となっているもの。
- 3) 農山村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- 4) 産業遺産や土木遺産、駅舎などで、地域の景観のシンボルとなっているもの。
- 5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- 6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの。
- 7) 地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

景観重要建造物の候補



都野津会館



跡市小学校



土床坂の石畳

景観重要建造物の候補



都野津 川本屋

三階旅館

黒松診療所

新江川橋

松川橋

桜江大橋

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

景観重要樹木の指定の方針

- 1) 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの。
- 2) 農山村にあって地域の景観を特徴づける要素となっているもの。
- 3) 江の川、都治川、奥谷川、八戸川、日和川、敬川、水尻川等の水辺景観を構成する樹木となっているもの。
- 4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの。また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

景観重要樹木の候補



五左右衛門のマツ

花田医院のカイツカイブキ

法正寺のイチヨウ(黒松)

6. 景観重要公共施設の整備に関する方針

河川、道路、公園などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。本市の景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設とし、国土交通省が示す分野毎の景観形成ガイドライン、島根県公共事業等景観形成指針を参考にしつつ、本市の良好な景観形成を図るものとします。

(1) 景観重要河川【江の川】

江の川は、治水、利水、環境、舟運、鮎漁、たたら製鉄、祭事等を通じて、古くから地域住民の生活や文化に密接な関わりをもってきました。江の川の河川空間は、市民や来訪者に憩いと潤いを与えるとともに、周辺の山々、両岸に広がる豊かな田園景観、市街地と一体となった優れた景観となっています。

江の川本川を景観重要公共施設とし、治水、利水、河川環境に配慮し、河川管理者の定める江の川水系河川整備計画との整合性を持たせた河川環境の形成を図ります。



江の川



景観重要河川【江の川】

(2) 景観重要道路【市道高丸線】

国道9号江津交差点からシビックセンター地区に至る市道高丸線は、総合市民センターや病院等修景された建築物の造形美と島ノ星山の山並みの眺望を見ることができる道路です。景観重要公共施設として、街路樹の適切な管理を行い、眺望を活かした道路景観の形成を図ります。



市道高丸線

(3) 景観重要道路【市道敬川海岸線】

市道敬川海岸線の片倉道路区間は、五左右衛門の松並木が続き、広幅員の歩道により市民の散歩道として利用されています。景観重要公共施設として、五左右衛門の松並木を活かした道路景観の形成を図ります。



市道江津敬川海岸線

(4) 景観重要駅前広場【江津駅前広場】

江津駅前拠点整備が進められ、江津駅前広場は本市の玄関口として整備されます。整備にあたっては、景観重要公共施設として、施設の修景、サインの統一、植栽等により、駅前広場の景観形成を図ります。



江津駅前拠点整備イメージ

(5) 景観重要公園【江津中央公園】

江津中央公園は、市街地に隣接しスポーツ施設の整った公園です。公園からは島ノ星山と日本海の眺望を見ることができます。景観重要公共施設として、眺望を活かした公園の景観形成を図ります。



江津中央公園

(6) 景観重要公園【菰沢公園】

菰沢公園は、菰沢池を中心としてオートキャンプ場や芝生広場が広がり、室神山や日本海の眺望を見ることができます。景観重要公共施設として、自然を楽しむことができる景観形成を図ります。



菰沢公園

7. 屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいに繋がる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因になります。島根県屋外広告物条例を運用し、屋外広告物の景観誘導を継続します。

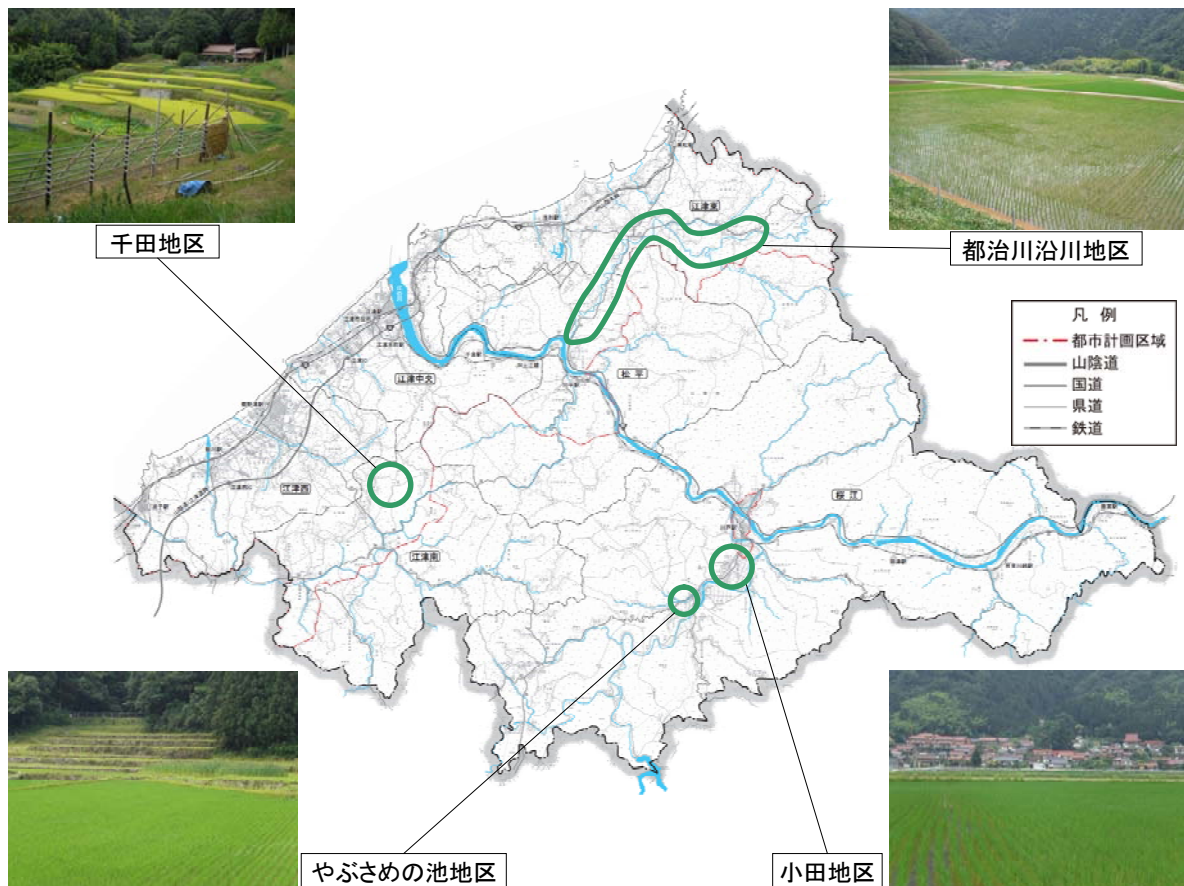
8. 景観農業振興地域整備計画策定に関する方針

景観農業振興地域整備計画においては、平野部の水田、山間部の棚田、集落地、里山等の農山村の景観を守り育てていくために、景観と調和のとれた土地の農業上の利用、農業生産の基盤整備、農用地の保全、農業近代化のための施策整備を定めます。

本計画では、農業振興地域において、地域の景観特性を活かしながら魅力ある農業景観を保全し創出するために必要な事項を示します。

(1) 保全・創出すべき地域の範囲

農業振興地域内において、積極的な景観形成や営農の取組が行われている小田地区、都治川沿川地区、やぶさめの池地区、千田地区の4地域とします。



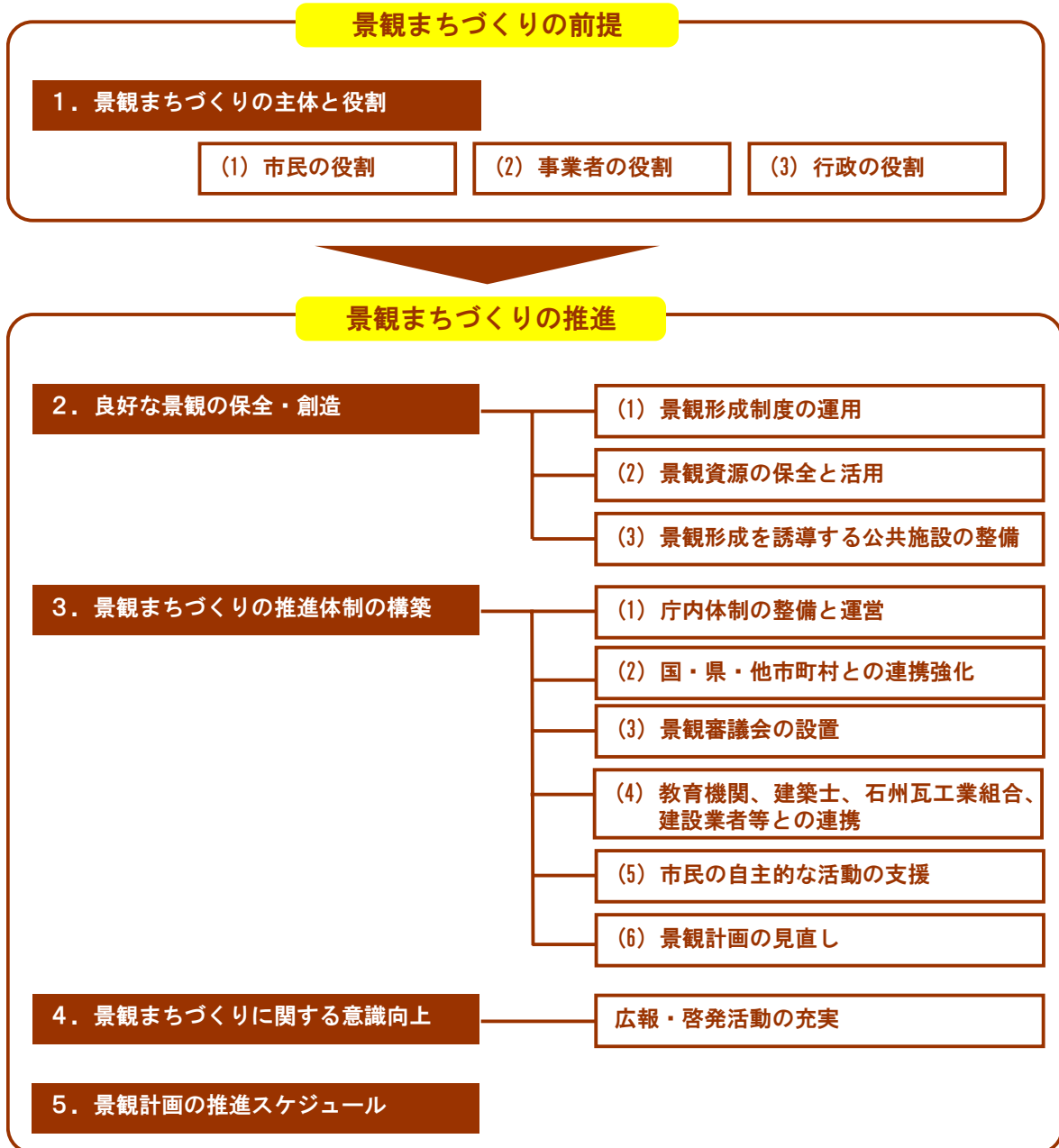
(2) 保全・創出すべき地域の景観上の特徴と住民活動

地域	景観上の特徴と住民活動
小田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なほ場整備が行われ、大区画のほ場で水稻、大豆、白ネギが栽培されている。 ・小田営農組合により集団営農が実施され、大規模な農地の景観が特徴となっている。 ・小田の集落は赤瓦景観が形成され、農地と集落、背後の里山が美しい農村景観を形成している。 ・小田営農組合により農地の管理がなされている。
都治川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備が行われ、広々とした水田が広がっている。 ・松川町河戸、都治町（下都治、中都治、上都治）、波積町（波積北、波積本郷）などの赤瓦景観が形成され、農地と集落、都治川と里山が美しい農村景観を形成している。 ・都治コミュニティが組織化され、住民主体の自立したまちづくりが始められた。 ・松平たすけ愛隊による地域活性化の取組、島根大学の松平ラボの取組などが行われている。
やぶさめの池地区	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃していたため池と棚田を地域住民により整備され、農林水産省「ため池百選」に選定された。 ・やぶさめの池に近い市山は赤瓦景観が形成され、農地と街なみ、背後の里山、玉川が美しい農村景観を形成している。 ・市山環境保全会による樹木や雑草の刈り取り、耕作放棄地での菜の花やコスモスの栽培が行われている。
千田周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田と集落、里山が美しい農村景観を形成している。 ・地域住民が綿の栽培を行い、体験農園を開設し、集落景観を維持して都市住民との交流を図っている。 ・小学校等と連携して、作付や収穫等の農業体験を行っている。

第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民、事業者、行政のそれぞれが取組の主体として、役割と責任を担い協働により進めていくことが大切です。そのためには、景観まちづくりの目標や方針を共有し、総合的・体系的に取組を進めていく必要があります。

ここでは、景観まちづくりの施策体系を以下のようにし、効率的な取組を進めていきます。



1. 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、多くの人々の理解と協力の下に、多様な主体が連携し協働で取り組むことが必要です。

市民、事業者、行政が本市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一步一步確実に進めていくことが大切です。先人から受け継いだ本市のかけがえのない美しい景観を守り、育て、創造していくために、多様な主体と人々の「連携・協働」による景観まちづくりを推進します。

■市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、地域ぐるみの環境美化活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

景観まちづくりの主体であることを認識し、身の回りの小さな取組が少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

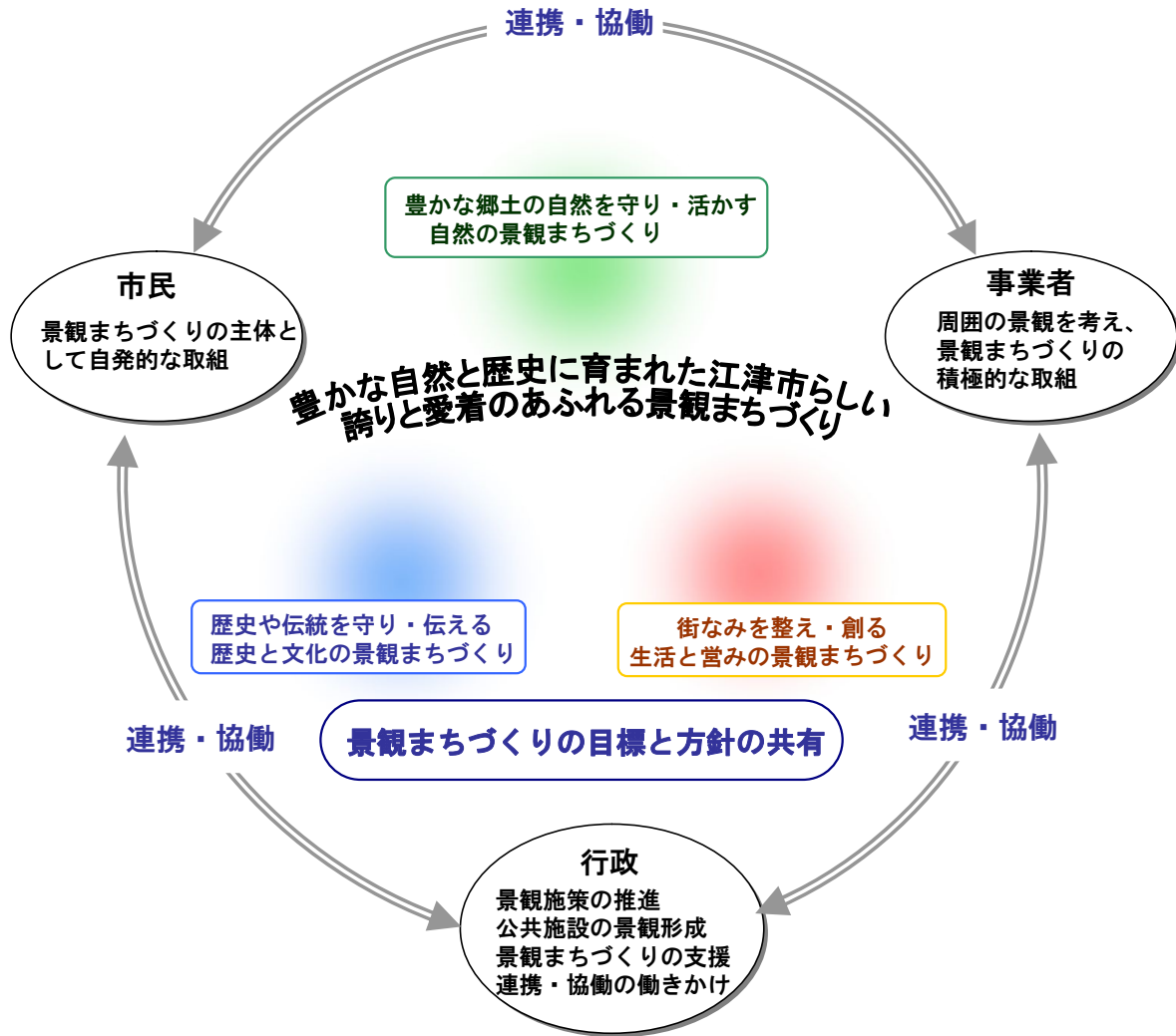
■事業者の役割

商業、工業、建設業をはじめ事業者は、事業活動等を通じて産業や経済活動の発展に貢献するとともに、店舗や工場、事務所、看板などの形態や色彩は周辺の景観に大きな影響を与えるものであることを認識することが求められます。

緑化の推進や環境美化活動など景観まちづくりに積極的に取り組むものとします。

■行政の役割

景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民、事業者、行政の連携を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。



2. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成制度の運用

① 景観計画の周知と届出の円滑な運用

景観計画の周知を図ります。本市の景観に影響を及ぼす大規模行為は、届出と景観形成基準に基づき審査を行い、円滑な運用を通じて本市の景観を保全し、誘導を図ります。

② 重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区の景観形成

重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区は、景観形成基準による街なみ景観の形成を図るとともに、住民、事業者及び行政との協働による継続的な景観形成を進めます。

③ 石州赤瓦利用促進補助制度の継続

平成 16 年に創設された石州赤瓦利用促進補助制度は本市の赤瓦景観の保全、普及に大きな成果をあげてきました。そして平成 20 年には第 3 回「地域住宅計画賞」を受賞するなど、本市の赤瓦景観の取組が全国的に評価を受けています。今後もこの制度を継続し、赤瓦景観を守り育てます。

④ 農山村の景観形成

農地と農山村の景観について行政と住民が協議を進め、景観農業振興整備計画等を活用した農山村の景観形成を進めます。

⑤ 屋外広告物の景観誘導

島根県屋外広告物条例により、禁止物件や禁止地域での指導、全市域が許可地域であることを活用し、屋外広告物の増加が見込まれる主要幹線道路沿道等の景観誘導を図ります。

⑥ 市民の提案

地域の重要な景観資源となっている建造物や樹木の保存活用方策の提案、景観まちづくりに向けた提案、景観施策の提案等を積極的に活用していきます。

⑦ 景観まちづくりの手法活用

・住民協定や景観協定による景観まちづくり

本市では、ふるさと島根の景観条例に基づく「景観形成住民協定」をこれまで積極的に導入し、14 箇所で結ばれています。この協定の継続と他地区への運用を働きかけます。また、景観法に基づく「景観協定」は、良好な景観形成を目的として建物の形態意匠、用途、屋外

広告物、緑化や農地の保全に関する事項を土地所有者及び借地権者で結び、住宅地や商業地、工業団地などで、良好な景観を形成するための法に基づく協定です。景観協定による景観まちづくりの啓発を図ります。

・地区指定による景観まちづくり（赤瓦景観保全地区、重点地区、景観地区、準景観地区）

質の高い良好な景観が集積する地区や、住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を重点候補地区、赤瓦景観保全地区候補について、地域住民との十分な協議を行いながら、地区の選定と地区の実情にあったきめ細やかなルールづくりの検討を行います。

また、景観法に基づく「景観地区」「準景観地区」への発展的導入を検討していきます。

（2）景観資源の保全と活用

① 景観資源のデータベース化と赤瓦景観の定期的な状況把握

本市の優れた景観資源を収集しデータベース化を進めます。また、重点地区、赤瓦景観保全地区等の定期的な状況把握と定点での写真撮影を行い経年的な変化を把握し、赤瓦景観の保全を図ります。



昭和47年の江津本町



平成21年の江津本町

② 空き家等の適切な景観誘導

空き家は適切な管理がされないと景観上問題となってきます。空き家の中には、朽ち果てているもの、或いは地域の優れた景観資源となっている建造物もあります。街なみ景観を守り育てるために権利者及び周辺住民との積極的な協議を進め、除却を含め、保全し活用する方法を検討します。また、こうした空き家を地域コミュニティの活動の場へ活用したり、「空き家情報提供システム（空き家バンク）」による積極的な借り手の募集等を検討します。

③ 景観阻害要因の適切な景観誘導

緑の山並みの中に岩肌を見せる採石場跡地、朽ちた廃屋、荒廃した看板、不法投棄されたゴミなど景観を阻害する要因があります。景観を阻害している要因について、関係者の理解と協力を求めながら、住民と行政が連携して適切な景観誘導を図ります

④ 景観重要建造物と景観重要樹木の指定と維持管理

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を推進し、適切な維持管理により、地域の景観形成を図るとともに、周辺の良い景観まちづくりの推進を図ります。

また、教育委員会との連携を図り、適切な維持管理を図ります。

⑤ 重要文化的景観選定に向けた取組

「江の川」は、中国山地から日本海へ流れる江の川の自然景観とそこに暮らす人々の川とのつながりを表す祭事や伝統的な漁業が文化的景観を形成しています。文化庁（平成 15 年 6 月）は「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において「江の川」を重要地域としています。今後、河川管理者や流域市町との連携を図り、江の川の重要文化的景観選定に向けた取組を進めます。

⑥ 赤瓦ミュージアム設立に向けた取組

本市は石州瓦の主生産地であり、市内には石州瓦を使った歴史的建造物があります。こうした歴史資産や重点地区、赤瓦景観保全地区を巡る市全体を博物館に見立てた「石州瓦江津まちなみ歴史博物館」に向けた取組を進めます。

また、本市の歴史と文化を総合的に紹介し、石州瓦の歴史と文化を紹介し、鬼瓦など優れた石州瓦の收藏と展示、瓦づくりの体験教室や公開講座の開催、赤瓦の調査研究機関として総合的な赤瓦ミュージアムの設立に向けた官民協働による取組を進めます。赤瓦ミュージアムは、石央地域地場産業振興センターの新たな活用方策の検討を含め、まちなみ歴史博物館の拠点としての機能を持つ施設として検討します。



石州瓦江津まちなみ歴史博物館
(景観計画策定委員会提案事項)



石州瓦の展示例

⑦ 優れた景観を眺める視点場の整備

本市は優れた景観を眺める視点場があります。また、江の川は国道 261 号や JR 三江線が平行して走り、車窓からは江の川の景観を見ることができます。こうした優れた景観を眺める視点場を整備し、眺望景観を維持管理する取組や視点場を紹介するパンフレット等の作成を通じて多くの人に本市の美しい景観を紹介していく取組を進めます。

⑧ 神楽等民俗芸能の継承と紹介

本市には国指定の重要無形民俗文化財「大元神楽」をはじめ、石見神楽が広く伝わり、秋祭りでは夜を徹して行われる奉納神楽をはじめ、地域の行事で舞われています。地域の氏神となる神社には神楽を舞う舞殿があり、うっそうとした鎮守の杜と一体となった歴史的景観を形成しています。

地域文化の象徴として神楽等民俗芸能の振興を図り、神楽の伝承と内外への紹介に取り組みます。



大元神楽（剣舞）



夜通し行われる神楽

（3）景観形成を誘導する公共施設の整備

① 公共施設の景観形成

道路整備では、街路樹等の植栽により道路緑化を推進することとします。景観形成を図るべき公共施設の整備は、国土交通省景観形成ガイドライン及び島根県公共事業等景観形成指針を参考にしつつ、質の高い公共施設の整備をめざします。

② 景観重要公共施設の指定と景観形成

河川や主要幹線道路、公園など景観上重要な公共施設は、国、県などの管理者と協議を行い景観重要公共施設の指定を進め、質の高い公共施設の景観形成を図ります。

③ サイン計画の策定

来訪者にとってわかりやすい方向案内や施設案内をデザインと配置を計画し整備することで、市域全体の景観整備の誘導を図ります。



スポーツセンターガーデンのサイン

④ 住民参加による道路緑化の推進

幹線道路や市街地内の道路においては、住民参加により街路樹や道路緑地の整備による積極的な道路緑化を推進し、地域住民と協働による適切な維持管理に努めます。



道路緑化

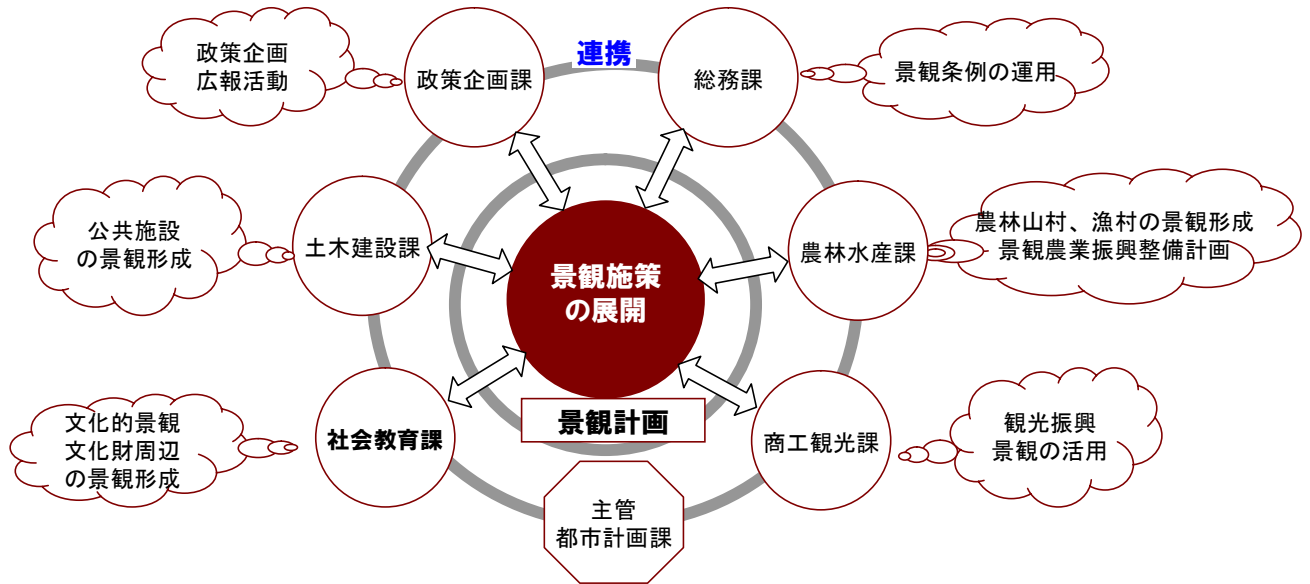


道路沿道の緑化（宅地の緑化）

3. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 庁内体制の整備と運営

都市計画課を主管として、市民、事業者及び市民団体・NPO 法人等の景観に対する相談や窓口機能の充実を図ります。また、景観行政に関する連絡、協議及び調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を進め、定期的な運営により景観施策の相互連携を図ります。



(2) 国・県・他市町村との連携強化

国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理や各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、島根県景観アドバイザー制度等を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。また、県内及び全国の市町村の景観に関する先進的な取組に関する情報収集に取り組みます。

(3) 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、重点地区の設定及び景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行います。

(4) 教育機関、建築士、石州瓦工業組合、建設業者等との連携

大学や専門学校等教育機関、専門的知識や経験のある建築士や石州瓦工業組合、建設業者等の連携を図り、本市の景観形成を進めます。また、本市の景観形成に向けた景観アドバイザー制度の設立に向けて取り組みます。

(5) 市民の自主的な活動の支援

地域ぐるみの環境美化運動をはじめ、市民、事業者による緑化の推進、街なみや伝統的建造物の保存活用運動といった景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、市民活動の取組の促進に向け、県内及び全国の自治体やNPO等の取組事例や支援制度の紹介、島根県景観アドバイザー制度による専門家の派遣等、多様な支援制度を活用します。



江の川清掃 GOUNG 作戦



地域の花づくり



郷蔵普請（中村家旧郷蔵の補修）

(6) 景観計画の見直し

上位計画等の変更や重点地区の指定等により必要に応じて景観計画の見直しを行います。

4. 景観まちづくりに関する意識向上

本市では、石州赤瓦利用促進補助制度等助成制度、赤瓦の住宅・街なみ絵画コンクール、「赤瓦の街並みを歩く「瓦の国の物語」」等の広報誌や出前講座の開催等を行ってきました。

今後も市民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識を高め、市ホームページや広報への掲載など、多様な媒体を活用して、本市の景観を紹介していきます。



赤瓦の住宅・まちなみ絵画コンクールの展示



平成23年度赤瓦の住宅・まちなみ絵画コンクール

5. 景観まちづくりの推進スケジュール

景観まちづくりを進めていくために、短期、中・長期ごとの推進スケジュールを示します。

	短期（概ね5年）	中・長期（5～10年）
2. 良好な景観の保全・創造		
(1) 景観形成制度の運用		
①景観計画の周知と届出の円滑な運用	周知 届出の円滑な運用	
②重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区の景観形成		
③石州赤瓦利用促進補助制度の継続		
④農山村の景観形成 景観農業振興整備計画の策定		
⑤屋外広告物の景観誘導		
⑥市民の提案		
⑦景観まちづくりの手法の活用 住民協定や景観協定による景観まちづくり 地区指定による景観まちづくり	住民協定・景観協定の検討 地区指定の検討	住民協定・景観協定の指定と拡大 重点地区、赤瓦景観保全地区の拡大 景観地区・準景観地区の指定
(2) 景観資源の保全と活用		
①景観資源のデータベース化と赤瓦景観の定期的な状況把握	データベース化	定期的な状況把握
②空き家等の適切な景観誘導	活用方策の検討	活用又は除却
③景観阻害要因の適切な景観誘導	方策の検討	適切な景観誘導
④景観重要建造物と景観重要樹木の指定と維持管理	指定	維持管理
⑤重要文化的景観選定に向けた取組	選定に向けた調査	選定
		保全と活用
⑥赤瓦ミュージアム設立に向けた取組	取組の検討	設計
		設立・維持管理
⑦優れた景観を眺める視点場の整備	取組の検討	設計
		設立・維持管理
⑧神楽等民俗芸能の継承と紹介	継承の支援と内外への紹介	

	短期（概ね5年）	中・長期（5～10年）
(3) 景観形成を誘導する公共施設の整備		
①公共施設の景観形成		
②景観重要公共施設の指定と景観形成	指定	維持管理
③サイン計画の策定	計画策定	施工 維持管理
④住民参加による道路緑化の推進	計画策定	施工 維持管理
3. 景観まちづくりの推進体制の構築		
(1) 庁内体制の整備と運営		
(2) 国・県・他市町村との連携強化		
(3) 景観審議会の設置	審議会の設置	審議 審議会の開催
(4) 教育機関、建築士、石州瓦工業組合、建設業者等との連携		
(5) 市民の自主的な活動の支援		
(6) 景観計画の見直し		
4. 景観まちづくりに関する意識向上		
(1) 赤瓦の住宅・まちなみ絵画コンクール		
(2) 講習会、シンポジウム等の開催		

凡例

景観計画告示後すみやかに実施する事項	前提条件整備後、継続的に実施する事項
景観計画告示後、概ね5年以内実施する事項	中長期を目標に実施する事項
継続的に実施する事項	

資料編

1. 景観計画策定の経緯

年月日	経緯
平成 21 年度 平成 21 年 11 月	赤瓦の映える景観まちづくり事業（地域景観づくり緊急支援事業） ・アンケート調査（赤瓦の映える景観づくり市民意識調査） 配布数 1,000 回収率 44.6% ・赤瓦の街なみ調査（赤瓦景観を形成している街なみ及び神社仏閣の赤瓦分布調査）
平成 23 年 4 月 25 日	景観行政団体移行の告示
平成 23 年 6 月 1 日	景観行政団体となった日
平成 24 年 1 月 20 日	第 1 回庁内検討会
平成 24 年 2 月 19 日	第 1 回江津市景観ワークショップ
平成 24 年 3 月 5 日	江津市景観計画策定委員会 現地視察
平成 24 年 3 月 6 日	第 1 回江津市景観計画策定委員会
平成 24 年 7 月 3 日	第 2 回庁内検討会
平成 24 年 7 月 17 日	第 2 回江津市景観計画策定委員会
平成 24 年 7 月 18 日	江津市景観計画策定委員会 現地視察
平成 24 年 9 月 23 日	第 2 回江津市景観ワークショップ
平成 24 年 11 月 26 日	第 3 回江津市景観計画策定委員会
平成 24 年 11 月 19 日	有福温泉町（有福温泉地区） 懇談会
平成 24 年 11 月 29 日	江津本町地区 懇談会
平成 24 年 11 月 30 日	江津町高浜地区（シビックセンター地区・江津駅周辺地区） 懇談会
平成 25 年 1 月 28 日	第 4 回庁内検討会
平成 25 年 2 月 8 日	第 4 回江津市景観計画策定委員会
平成 25 年 2 月 22 日 ～3 月 19 日	パブリックコメント
平成 25 年 3 月 27 日	第 5 回江津市景観計画策定委員会
平成 25 年 3 月 28 日	江津市景観計画策定委員会 市長へ答申
平成 25 年 12 月 24 日	都市計画審議会
平成 26 年 1 月 27 日	市議会情報交換会
平成 26 年 9 月 12 日	江津市景観計画 市長告示

江津市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資する景観計画を策定するため、江津市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 江津市景観計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関
- (4) 市民を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第1条に掲げる目的を達成するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月10日から施行する。

景観計画策定委員会名簿

区分	団体名・役職名	氏名	備考
学識経験者	岡山理科大学工学部教授	江面嗣人	委員長
	島根県立大学総合政策学部教授	八田典子	副委員長
	島根県景観アドバイザー	吉田 薫	
関係団体を代表する者	島根県建築士会江津支部長	島崎庄次	
	江津市観光協会事務局長	山田克則	
	江津市文化財研究会理事	梅田賀千	
関係行政機関	中国四国農政局農村振興課課長補佐	宿野富義 灘岡英一郎	平成23年度委員 平成24年度委員
	浜田河川国道事務所副所長	笹岡総一 道中 貢	平成23年度委員 平成24年度委員
	浜田県土整備事務所建築部長	黒崎洋治	
市民	今井美術館長	今井順子	
	江津商工会議所女性部会長	平下洋子	
	江津青年会議所理事	堀江 毅	
その他市長が必要と認める者	山陰中央新報	前田幸二	
オブザーバー	島根県土木部都市計画課景観政策室 室長 主任 主任	前田幹徳 佐藤志郎 石田里奈	
	中国四国農政局農村計画部 農村振興課土地利用係長	山中義樹	

事務局 建設部都市計画課

平成23年度 林浩司部長 二上拓也課長 山本雅夫係長 千原可苗主任 本庄勉主任
平成24年度 二上拓也部長 久利治課長 山本雅夫係長 千原可苗主任 栗山泰紀技師
エイト日本技術開発： 横田宜明、石川雅基、松島進、嶋田圭介

平成25年3月28日

江津市長 田中増次 殿

江津市景観計画策定委員会
委員長 江面 嗣 人

江津市景観計画について（報告）

標記の江津市景観計画の策定について、平成24年3月6日に委嘱のありました江津市景観計画策定委員会にて、江津市（建設部都市計画課）が作成する景観計画（案）を協議し、別紙の通りまとまりましたので報告します。

記

1. 景観形成の目標と方針
2. 景観形成に向けた取組
3. 景観まちづくりの推進

はじめに

江津市景観計画策定委員会は、建築学、芸術学、河川景観の学識を有する者、建築士会、観光協会、文化財研究会等の団体を代表する者、農林水産省、国土交通省、島根県等行政機関、市民の代表、新聞社論説員で構成され、江津市景観計画の策定に関して協議することを目的に平成 24 年 3 月 6 日に設置された。

委員会は、平成 25 年 3 月 27 日までに全体で 5 回開催し、本市の景観特性と課題を多角的に調査検討し、委員会視察にて現地での意見交換を行うなど実証的な検討を行うとともに、市民の意向を把握するために、全市を対象とした景観ワークショップを 2 月と 9 月に行い、多くの市民のご意見をいただき計画策定に反映させた景観計画（案）策定の協議を行ってきたところである。

本報告は、これらの過程を経て検討した事項の要旨についてとりまとめたものである。

1. 景観形成の目標と方針

本委員会では、市全域の景観形成を図ることから、景観計画区域を市全域とする方針を示した。そして、市全域を対象とした基本目標を「豊かな自然と歴史に育まれた江津市らしい誇りと愛着のあふれる景観まちづくり」として、本市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を守り育て、多様な市民生活を反映した景観を育み、市総合振興計画 後期基本計画の施策である「景観形成の推進」を図るものである。

この基本目標の下に、次の 3 つの基本方針を示した。

方針 1：豊かな郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

方針 2：歴史や伝統を守り・伝える 歴史と文化の景観まちづくり

方針 3：街なみを整え・創る 生活と営みの景観まちづくり

さらに、基本目標、基本方針を踏まえ、地域コミュニティ及び景観施策を推進するための行政単位を基本とした 6 地域毎の基本方針を示した。

本市には豊かな自然景観と悠久の歴史を物語る歴史的文化的景観がある。そしてシビックセンターゾーンに代表される新たな都市景観の形成も進んでいる。こうした重要な景観については、「江の川地区」「江津本町地区」「シビックセンターゾーン地区」を重点地区とし、基本目標と基本方針を実現化するモデル地区として、景観形成に取り組む基本方針を示した。重点地区は、継続的な景観形成を実施していくことが必要である。

また、1360 年の歴史を持つ有福温泉地区、本市の玄関となる江津駅周辺地区は、今回は重点地区指定に至らなかったが、重点候補地区として基本方針を示した。今後、地域住民との連携を図り重点地区への移行へ向けた取組を進めていくことが必要である。

同様に、赤瓦景観が保たれている地区は、「赤瓦景観保全地区」として 23 箇所を具体的に示し、赤瓦景観を保全するための基本方針を示した。今後、地域住民への啓発活動を進め、住民協定締結に向けた取組を進めて行くことが必要である。

2. 景観形成に向けた取組

江津市景観計画（案）は、市全域を対象としており、これまでの島根県景観条例に代わり、市では新たな届出と審査が必要である。このため、この運用については、スムーズな対応が取れるような市の体制づくりが必要であり、市民へは届出の必要性について十分な周知を図らなければならない。

一般住宅を対象とした「赤瓦住宅計画指針」は、本市の良好な住宅地景観を形成するもので、市民への啓発を図ると共に、建築士、工務店、建築関係企業への周知と連携を図ることが必要である。

公共建築物や施設の景観形成については、庁内及び関係機関に本計画の周知を図り、公共団体の景観形成の取組を積極的に進めるべきである。

本市を代表する景観について以下にまとめる。

- ・柿本人麻呂と依羅娘子ゆかりの景観は、本市の誇りとなる景観である。万葉集に歌われた角の浦、辛の崎、高角山、屋上の山（室神山）等の自然景観の保全と歌碑周辺の景観整備を進めるべきである。
- ・石州赤瓦の景観は、本市の特徴となる景観である。市民がこのすばらしい景観を認識し、地場産業である石州瓦を支持していくことが大切である。また、太陽光パネル等の設置により、赤瓦景観が損なわれることのないように啓発活動を進め、景観形成基準の周知を図り、赤瓦景観を守り育てていくべきである。
- ・本市の中央を流れる「江の川」は、中国山地の西部に水源を発し、中国山地を貫流して日本海に注ぐ総延長約 194km の中国地方最大の河川で「中国太郎」とも呼ばれ、古来より、山陰と山陽を結ぶ大動脈として、文化・経済・人物の交流を促してきた。中国山地の山々を背景として流れる江の川の景観は、本市の代表的な景観であり、伝統的な祭事や江の川祭りの場として市民に親しまれているところである。今後、河川管理者及び流域市町との連携を深め、「文化的景観」（文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号）選定に向けた取組を進めるべきである。
- ・本市においては、農村地域の面積が広く、本市の重要な景観を構成している。特に、景観農業振興整備計画策定に関する方針で示した「小田地区」「都治川沿川地区」「やぶさめの池地区」「千田地区」について、地域住民、農業団体との連携を図り、景観農業振興整備計画の策定を進めるべきである。

3. 景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民、事業者、行政の連携・協働により進めていくことが重要である。特に、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区については、制度の周知を図り、定期的な住民との協議の場を設けるなどの取組が必要である。

景観資源の保全と活用では、赤瓦景観の定期的な状況把握、空き家の活用方策の検討、本委員会提案事項である「赤瓦ミュージアムの設立」と「石州瓦江津まちなみ博物館」の実現化に向けた取組を進めるべきである。

景観まちづくりの推進体制では、景観形成は総合的な取組であることから、庁内体制の整備を図り運営を進めることが重要である。また、国・県・他市町村との連携を図ること。市内の教育機関や建築士、石州瓦工業組合、建設業者等との連携、市民の自主的な活動の支援を行うことが必要である。

景観まちづくりに関する意識の向上では、「赤瓦の住宅・まちなみ絵画コンクール」を実施するなど積極的な取組を行ってきている。景観まちづくりは継続的な取組が必要であり、常に市民の意識向上につとめ、景観シンポジウムの開催、外部講師による講演会などの開催を進めることが必要である。

2. 用語解説

あ

NPO(エヌ・ピー・オー)法人

- ・ Non Profit Organization の略。「非営利組織」の意味で、利益を目的とせず、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことです。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しません。

屋外広告物

- ・ 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条)

屋外広告物条例

- ・ 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたものです。

か

改築

- ・ 建物の全部又は一部を新しくつくりなおすことです。

ガイドライン

- ・ ある物事に対する政策・施策などの指針や指標を示したもので、決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示したものです。

景観協定

- ・ 景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観協定は、景観法に基づくもので、景観形成住民協定は、県条例に基づくもので、運用について、若干の違いがあります。

景観行政団体

- ・ 景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、江津市は平成23年に景観行政団体に移行しました。景観行政団体は、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定等を行うことができます。

景観計画区域

- ・ 景観計画で定められた届出対象行為、景観形成基準などが適用される区域のことです。都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定が可能です。

景観形成基準

- ・ 景観計画で、届出を必要とするとした行為に

対して、行為の制限の基準を定めたもの。景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などのほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めるとしています。

景観形成住民協定

- ・「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、自治会や商店街などで建物の色や形、敷地の緑化などに取り決めをする協定です。住民の自主的で活発なまちづくり活動を支援する制度です。

本市では、14箇所協定が結ばれています。

景観軸

- ・河川や海岸線など景観を形成（構成）している軸となるものです。

景観重要公共施設

- ・道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして管理者の同意を得て定めるものです。景観計画に、管理者の同意を得て景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。

景観重要建造物

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

景観重要樹木

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

景観条例

- ・美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、江津市（景観行政団体）が制定する条例のことです。

景観地区

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、江津市（景観行政団体）が都市計画として定める地区のことです。
- ・景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観農業振興地域整備計画

- ・景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項などについて一体的に定めるものです。

景観法

- ・景観づくりを目的としたわが国初めての総合的な法律として平成16年12月に施行されました。町並みや里山の景観整備により地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持ちます。

景勝地

- ・景色や風景の優れた場所のことです。

形態意匠

- ・建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

建築延べ面積

- ・建築物の各階の床面積の合計です。

建築物

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのことをいいます。（建築基準法第2条第1号）

耕作放棄地

- ・農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園のことです。

五感

- ・外界からの刺激を受け取る五つ（視・聴・嗅・味・触）の感覚のことです。

さ

産業遺産

- ・ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡です。

山稜

- ・山頂から山頂へ続く峰すじのことです。

指針

- ・物事を進めるうえでたよりとなるものです。参考となる基本的な方針のことです。

視点場

- ・眺望景観を眺めることができる場所のことです。

しまね景観色彩ガイドライン

- ・島根県が平成13年に作成した景観形成のための建造物の色彩に関する指針です。

修景

- ・建築物、道路、法面など、構造体など以外の部分に手を加えて、景観としての美しさを損なわないように整備することです。

修繕

- ・壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すことです。

住民協定

- ・一般に、建築物や生け垣等について、一定の範囲について、住民同士が協定を結ぶこと。本計画では、景観形成住民協定を指します。

樹姿

- ・樹木の幹・枝などがつくりだす外形のことです。

樹勢

- ・樹木の生長する勢いのことです。

樹容

- ・樹木の大きさや枝ぶりを含めた姿のことをいいます。

親水性

- ・水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。

石州赤瓦利用促進補助制度

- ・『石州赤瓦の家並み景観の保全と創出』、そして『建築関連産業の活性化』を目的に、建築物の新築、増築、大規模修繕（屋根替え）などで、島根県内で生産される石州瓦の赤瓦、来待瓦等の茶系の色彩を使用とする場合の助成制度です。

総合振興計画

- ・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。

た**ため池百選**

- ・農林水産省により、ため池の歴史や多様な役割、保全の必要性を啓蒙する契機とするために、農業用の水源として景観上優れた全国のため池から 100 地区を選定したものです。

中山間地域

- ・平野の外縁部から山間地の農業地域のことで

す。

地区計画

- ・地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画です。

眺望景観

- ・眺めのよい場所から、より広い範囲を眺めたときの景観と平野部から山を眺めたときの景観のことです。

鎮守の森

- ・神社を囲むようにして存在する古くからの森のことです。

特定届出対象行為

- ・景観法に基づく届出制度における届出対象行為のうち、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合に、設計の変更や原状回復等を命令の対象とできる行為です。

都市計画区域

- ・都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。

都市計画道路

- ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことです。都市計画法に基づきルートや道路幅員が

決められます。都市計画道路区域内には事業の円滑な実施のため、都市計画法により建築制限がかけられます。

都市計画マスタープラン

- ・都市計画の目標や長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた方針をとりまとめたものです。

土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的とし、土地所有者等が土地の一部を提供し（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、換地手法により利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のことです。

届出対象行為

- ・届出の対象となる建築物の建設や工作物の建設などに必要な届出をすることです。

な

法面

- ・造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って、その後でできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

は

はり札

- ・板などを利用して、電柱や壁等に貼り付けた広告物のことです。

風景と景観

- ・一般に「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われています。

本計画では、まちづくりとして計画的に景観を守り、育て、創造するために客観的・科学的に捉えることから「景観」という言葉を使っています。

「景観10年、風景100年、風土1000年」と言われます。本市の景観をこの計画で進め、100年後の風景、1000年後の風土を創っていくことを意図しています。

風土

- ・主にある土地の気候・気象・地形・地質・景観などの総称という概念です。

プラント

- ・生産設備のことです。

文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいいます。

(文化財保護法第2条)

ほ場整備

- ・耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって、農業における生産性の向上を図る整備事業です。

HOPE 計画「地域住宅計画」

- ・地域の特性を生かした町づくりや住まいづくりを推進する住宅計画。建設省（現国土交通省）の補助事業として 1983（昭和 58）年に始まりました。地域に根ざした住宅の建設や保存、街路・公園などの施設整備、景観整備など、その具体的な内容は、地域住民の声をもとに地方公共団体が策定しています。

「HOPE」は「housing with proper environment（地域固有の環境にともなう家づくり）」の略称で、「地域住宅計画」ともいいます。

本市では、昭和 58 年に策定し、「市独自の景観づくり－江津市らしさの創出－」という目標に対して「瓦のまち“江津”のイメージと定着化」と「赤瓦の家並み景観の再生－江津色の再生－」の 2 つの基本方針を掲げています。

ま

模様替え

- ・建物などの外観や内部を変えることです。

や

要衝

- ・交通・産業のうえで大切な地点のことです。

擁壁

- ・斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されています。

ら

稜線

- ・山の峰と峰を結んで続く線のことです。

わ

ワークショップ

- ・意見や技術などを交換したり、紹介する会のことです。最近では、まちづくりに関して、関係する様々な人々が参加し、共同作業によって計画を作成したり、実施していくための方法として用いられます。



江津市景観計画

策定／平成 26 年 10 月

編集／江津市都市計画課

発行／平成 27 年 8 月

〒695-8501 江津市江津町 1525 番地

TEL : 0855-52-7490 Fax : 0855-52-1379

E-mail : toshikeikaku@city.gotsu.lg.jp

HP : <http://www.city.gotsu.lg.jp/>